

沖縄振興開発金融公庫農林漁業関係資金の融通取扱いについて

昭和 47 年 9 月 1 日 沖縄開発事務次官
47 農経 A 第 796 号 農林事務次官 依命通知

最終改正 令和 5 年 11 月 29 日付け府沖振第 293 号・5 経営第 1955 号

沖縄振興開発金融公庫農林漁業関係資金のうち、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、林業経営育成資金、漁業経営安定資金、農林漁業施設資金等の融通取扱いについては、別紙 1 の通知の規定に準じ、下記事項に留意の上、これら資金の融通の適切な運用に遺憾のないようにされるとともに、沖縄農林漁業経営改善資金、農業基盤整備資金、新規用途事業等資金、林業経営育成資金、森林整備活性化資金、漁業経営安定資金、漁業経営改善支援資金、農林漁業施設資金等については、別紙 2 から 15 までのとおり取扱要領等を定めたので、これに従いこれら資金の融通の適切な運用に遺憾のないようにされたい。

以上、命により通知する。

記

1 共通事項について

別紙 1 に掲げる通知中「株式会社日本政策金融公庫」とあるのは「沖縄振興開発金融公庫」と、「株式会社日本政策金融公庫資金」とあるのは「沖縄振興開発金融公庫資金」と読み替えるものとする。

2 農業経営基盤強化資金について

- (1) 農業経営基盤強化資金実施要綱（平成 6 年 6 月 29 日付け 6 農経 A 第 665 号農林水産事務次官依命通知。以下「基盤強化要綱」という。）第 3 の 4 中「平成 20 年 9 月 30 日財務省・農林水産省告示第 35 号（株式会社日本政策金融公庫法附則第 35 条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）2 に規定するとおりとする。」とあるのは「公庫の定めるところによる。」と、第 3 の 5 中「ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 121 条第 1 項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 132 号）第 12 条第 1 項に規定する者であって、地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、償還期限 28 年以内（うち、据置期間 13 年以内）とする（令和 6 年 3 月 31 日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）。」とあるのは次のとおり読み替えるものとする。

「ただし、次に掲げる者であって、地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、令和 6 年 3 月 31 日までの間に貸付けの決定を行ったものに限り、償還期限 28 年以内（うち据置期間 13 年以内）とする。

一 その主要な事業用資産について東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

二 その生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者」

(2) 基盤強化要綱第 4 の規定によるアドバイザーは、当分の間設けないことができるものとする。

3 経営体育成強化資金について

(1) 農業負債整理関係資金基本要綱（平成 13 年 5 月 1 日付け 13 経営第 356 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 の (1) 中「経営体育成強化資金実施要綱（平成 13 年 5 月 1 日付け 13 経営第 303 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の II に」とあるのは「沖縄振興局長が別に」と、同要綱別紙 2 中「株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁」とあるのは「沖縄振興開発金融公庫理事長」と読み替えるものとする。

(2) 農業経営改善関係資金基本要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 中「経営体育成強化資金実施要綱（平成 13 年 5 月 1 日付け 13 経営第 303 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に」とあるのは「沖縄振興局長が別に」と読み替えるものとする。

4 林業経営育成資金等について

(1) 林業基盤整備資金の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について（昭和 54 年 8 月 23 日付け 54 林野企第 82 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 2、第 5 の 3 及び第 5 の 4 については適用しないものとする。

(2) 森林取得資金融取扱要綱（昭和 63 年 4 月 8 日付け 63 林野企第 29 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 5 中「ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下「財特法」という。）第 121 条第 1 項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 132 号。以下「財特法政令」という。）第 12 条第 1 項に定める者であつて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地

方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害（以下「原子力災害」という。）の影響を受けているものにあつては、令和6年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る、28年以内（地方公共団体が行う森林の取得については23年以内）とする。」とあるのはイのとおり読み替え、「ただし、財特法第121条第1項の規定に基づき、財特法政令第12条第1項に定める者であつて、原子力災害の影響を受けているものにあつては、令和6年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る、38年以内（地方公共団体が行う森林の取得については33年以内）とする。」とあるのはロのとおり読み替え、要綱第2の6中「ただし、財特法第121条第1項の規定に基づき、財特法政令第12条第1項に定める者であつて、原子力災害の影響を受けているものにあつては、令和6年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る、28年以内（地方公共団体が行う森林の取得については23年以内）とする。」とあるのはハのとおり読み替え、「ただし、財特法第121条第1項の規定に基づき、財特法政令第12条第1項に定める者であつて、原子力災害の影響を受けているものにあつては、令和6年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る、28年以内とする。」とあるのはニのとおり読み替えるものとする。

イ ただし、次に掲げる者であつて、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害（以下「原子力災害」という。）の影響を受けているものにあつては、令和6年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る、28年以内（地方公共団体が行う森林の取得については23年以内）とする。

一 その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

二 その生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

ロ ただし、次に掲げる者であつて、原子力災害の影響を受けているものにあつては、令和6年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る、38年以内（地方公共団体が行う森林の取得については33年以内）とする。

一 その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

二 その生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

ハ ただし、次に掲げる者であつて、原子力災害の影響を受けているものにあつては、令和6年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る、28

年以内（地方公共団体が行う森林の取得については23年以内）とする。

一 その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

二 その生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

ニ ただし、次に掲げる者であって、原子力災害の影響を受けているものにあつては、令和6年3月31日までの間に貸し付けられるものに限り、28年以内とする。

一 その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

二 その生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

5 漁業経営安定資金について

漁業経営の再建整備を図ろうとする沿岸漁業者に対する漁業経営安定資金の融通措置実施要綱（昭和55年7月15日付け55水漁第3316号農林水産事務次官依命通知）第4の1の(1)中「漁業共同利用施設の整備（ただし、漁業作業軽労化機能整備、省エネルギー型施設機能整備、密漁等監視施設及び小型漁船事故通報施設に係るものを除く。）」とあるのは、「漁業共同利用施設の整備（ただし、漁業作業軽労化機能整備、省エネルギー型施設機能整備、密漁等監視施設及び小型漁船事故通報施設に係るものを除く。）及び沖縄県水産業共同利用施設の整備」と読み替えるものとする。

6 農林漁業施設資金について

株式会社日本政策金融公庫による産業動物診療施設の整備を実施するために必要な資金の融通に関する措置要綱（平成5年3月30日付け5畜A第623号農林水産事務次官依命通知）第2の2中「獣医療法第15条第1項の規定に基づき同項の資金を指定する件（平成4年9月1日大蔵省・農林水産省告示第8号。以下「告示」という。）」とあるのは「沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和47年政令第186号）第2条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和47年8月1日総理府・大蔵省告示第4号。以下「告示」という。）第19号」と、「告示第3号」とあるのは「告示第19号の3」と読み替えるものとする。

7 中山間地域活性化資金について

株式会社日本政策金融公庫による中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成2年4月6日付け2農経A第336号農林水産事務次官依命通知）第2の3(1)中「農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業、漁業又は塩業を営む者」とあるのは、「農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業又は漁業を営む者」と読み替えるものとする。

別紙 1

- 1 農業経営基盤強化資金について
「農業経営基盤強化資金実施要綱」 (別添 1)
(平成 6 年 6 月 29 日付け 6 農経 A 第 665 号農林水産事務次官依命通知)
- 2 農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農業改良資金及び青年等就農資金について
「農業経営改善関係資金基本要綱」 (別添 2)
(平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知)
- 3 経営体育成強化資金について
「農業負債整理関係資金基本要綱」 (別添 3)
(平成 13 年 5 月 1 日付け 13 経営第 356 号農林水産事務次官依命通知)
- 4 林業経営育成資金等について
 - (1) 「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について」 (別添 4)
(昭和 54 年 8 月 23 日付け 54 林野企第 82 号農林水産事務次官依命通知)
 - (2) 「21 世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱」 (別添 5)
(平成 6 年 8 月 15 日付け 6 林野企第 125 号農林水産事務次官依命通知)
 - (3) 「森林取得資金融通取扱要綱」 (別添 6)
(昭和 63 年 4 月 8 日付け 63 林野企第 29 号農林水産事務次官依命通知)
- 5 漁業経営安定資金について
「漁業経営の再建整備を図ろうとする沿岸漁業者に対する漁業経営安定資金の融通措置実施要綱」 (別添 7)
(昭和 55 年 7 月 15 日付け 55 水漁第 3316 号農林水産事務次官依命通知)
- 6 農林漁業施設資金について
「株式会社日本政策金融公庫による産業動物診療施設の整備を実施するために必要な資金の融通に関する措置要綱」 (別添 8)
(平成 5 年 3 月 30 日付け 5 畜 A 第 623 号農林水産事務次官依命通知)
- 7 中山間地域活性化資金について
「株式会社日本政策金融公庫による中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱」 (別添 9)
(平成 2 年 4 月 6 日付け 2 農経 A 第 336 号農林水産事務次官依命通知)
- 8 卸売市場近代化施設に係る食品流通改善資金について
「卸売市場近代化施設に係る食品流通改善資金融通措置要綱」 (別添 10)
(昭和 43 年 6 月 13 日付け 43 農経 A 第 3239 号農林事務次官依命通知)

- 別紙 2
「沖縄農林漁業経営改善資金の融通に関する取扱要領」
- 別紙 3
「非補助土地改良事業資金融通事務処理要領」
- 別紙 4
「新規用途事業等資金融通措置要綱」
- 別紙 5
「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」
- 別紙 6
「21世紀型先進林業地総合整備資金制度の運用について」
- 別紙 7
「森林取得資金融通事務処理要領」
- 別紙 8
「林業経営基盤強化資金の取扱いについて」
- 別紙 9
「漁業経営の再建整備を図ろうとする沿岸漁業者に対する漁業経営安定資金の融通事務処理要領」
- 別紙 10
「産業動物診療施設の整備を実施するために必要な農林漁業施設資金の取扱いについて」
- 別紙 11
「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第9条に基づく金融措置の取扱いについて」
- 別紙 12
「沖縄振興開発金融公庫による中山間地域活性化資金（加工流通施設関係）の運用について」
- 別紙 13
「沖縄振興開発金融公庫による中山間地域活性化資金（保健機能増進施設関係）の運用について」
- 別紙 14
「沖縄振興開発金融公庫による中山間地域活性化資金（生産環境施設関係）の運用について」
- 別紙 15
「卸売市場近代化施設に係る食品流通改善資金融通措置要綱の運用について」

別紙 2

沖縄農林漁業経営改善資金の融通に関する取扱要領

第 1 趣 旨

沖縄の農林漁業は、本土と異なる自然条件のもとで独自の姿をとっているが、最近における経済の著しい発展に伴う農林漁業者の流出と老令化の進行もあり、本土農林漁業との生産性格差は大きいものがある。

このような情勢に対処して沖縄農林漁業の水準をすみやかに本土と同等の水準に引き上げることが当面の課題である。

このような見地から、沖縄農林漁業の振興を図るため沖縄振興開発金融公庫から沖縄農林漁業者の経営の改善を図るために必要な資金を長期かつ低利な条件で総合的、計画的に貸付けを行うこととなった。本資金の融通については、沖縄振興開発金融公庫法等の定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 2 経営改善資金の種類

沖縄農林漁業経営改善資金（第 1 に定める資金をいう。以下「経営改善資金」という。）は、次の 3 種類とする。

(1) 一般資金

経営改善資金のうち(2)の事業関連等資金及び(3)の畜産振興特別資金以外のものとする。

(2) 事業関連等資金

経営改善資金のうち、沖縄林業構造確立施設の整備（沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号農林水産事務次官依命通知）別紙 24 の別表に定める沖縄林業構造確立施設の整備をいう。）若しくは農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2921 号農林水産省農村振興局長通知）の別記 3 の別表 3 の要件類別 1 の第 2 の 1 の（2）及び要件類別 2 の第 2 の 1 の（2）に係る事業の一環として林業経営の改善のために行う事業（単独融資事業）の実施に必要なもの又は旧移住地開発法（1957 年立法第 109 号）第 2 条第 2 項及び同法附則第 2 項に定める開拓者がその営農の改善を図るために必要なものとする。

(3) 畜産振興特別資金

経営改善資金のうち、農業経営の改善に資するために行う食肉処理加工施設又は畜産団地造成施設を整備する事業の実施に必要なものとする。

第 3 経営改善資金の貸付けを受けることができるもの

経営改善資金の貸付けを受けることができるものは、次に掲げるものとする。

(1) 次の要件を備えた農林漁業を営む個人又は法人で、その者の農林漁業の経

営改善に関する計画（以下「経営改善計画」という。）が適当である旨の沖縄県知事（以下「知事」という。）の認定がされているもの。

ア 農林漁業経営の改善の意欲が旺盛であること。

イ 本資金制度によらなければ農林漁業経営改善の目的を達成することが困難であること。

- (2) 次に掲げる者で、その作成した農業経営又は林業経営の改善に資するための共同利用施設の整備に関する計画（以下「共同利用施設整備計画」という。）が適当である旨の知事の認定がされているもの。ただし、農業を営む個人又は法人の組織する法人及び団体（アに掲げる者を除く。）並びにウ及びエに掲げる者以外のものにあつては、第2の(3)の畜産振興特別資金の貸付けを受ける場合に限る。

ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会

イ 農業を営む個人若しくは法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会の組織する法人又は団体（アに掲げる者を除く。）

ウ 森林組合、森林組合連合会又は中小企業等協同組合（組合員の5割以上が林業を営む者であるものに限る。）

エ 林業を営む者、森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会及び中小企業等協同組合（組合員の5割以上が林業を営む者であるものに限る。）がその構成員又はその資本金（基本財産を含む。）につき原則として、その5割以上を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体

第4 経営改善計画及び共同利用施設整備計画の記載事項

- 1 第3の(1)の経営改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 農林漁業経営の状況
- (2) 資産及び負債の状況
- (3) 収入及び支出の状況
- (4) 当該地域の自然的、経済的諸条件に適応する経営条件に応ずる農林漁業経営の確立を図るために必要な改善措置
- (5) (4)の改善措置に必要な経営改善資金の額並びにその貸付けを受けた場合における貸付金の使用計画及び償還計画
- (6) (4)の改善措置に必要な資金で経営改善資金以外のものの額及び調達方法
- (7) 経営改善資金以外の資金の貸付けを受けている場合は、その貸付金の償還計画

- 2 第3の(2)の共同利用施設整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 組織並びに資産及び負債の状況
- (2) 共同利用施設の整備及び利用に関する計画
- (3) (2)の施設の整備に必要な資金の調達方法及び償還計画

第5 経営改善計画の作成

経営改善資金の貸付けを受けようとする者が、第3の(1)の経営改善計画を作成する場合には、その者の経営の状況に応じ5年ないし10年後を目標達成年度として作成するものとする。

第6 経営改善計画及び共同利用施設整備計画の認定

第3の(1)の経営改善計画及び第3の(2)の共同利用施設整備計画（以下「経営改善計画等」という。）の認定は、次により行うものとする。

- (1) 経営改善計画等の認定は、市町村長を経由して行うものとする。
- (2) 知事は、経営改善計画等の認定の申請を受理したときは、当該計画が次に掲げる基準に適合するものについて、適当である旨の認定を行うものとする。
 - ア 経営改善計画等に記載された第4の1の(4)の改善措置又は第4の2の(2)の施設の整備及び利用が当該地域の自然的社会的諸条件に適応する経営条件に応ずる農林漁業経営の確立を図るために必要かつ適当なものであること。
 - イ 経営改善計画等が適正に作成されており、かつ当該経営改善計画等を作成した者がこれを達成する見込みが確実であること。
 - ウ 経営改善計画等を作成した者が、当該経営改善計画等を達成するためには、経営改善資金の貸付けを受けることが必要であつて、他に適当な方法がないこと。
- (3) 市町村長は認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸付けが妥当であるかどうかの意見書及びその計画が事業関連等資金に係るものであるときは、その旨を明らかにした書面を添えて、これを知事に進達するものとする。
- (4) 知事は、経営改善計画等を認定した場合には、その旨を申請者、市町村長及び沖縄振興開発金融公庫（受託金融機関を含む。）に通知するものとする。
- (5) 知事の認定を受けた経営改善計画等につき、重要な変更をしようとする場合には、あらかじめ、知事の承認を受けるものとする。

第7 経営改善資金の貸付け

経営改善資金の貸付けは、知事の認定を受けた経営改善計画等を実施するために必要な資金について沖縄振興開発金融公庫が貸付けを決定して行うものであるが、貸付けに当たつての貸付金の使途、貸付金利率、貸付限度額等貸付条件は沖縄振興開発金融公庫業務方法書の定めるところによるものとする。なお、貸付金の最低額は10万円とする。

第8 他の制度の活用

経営改善資金のほか、第3の(1)の経営改善計画の達成のため必要とする場合には、他の制度資金の活用が円滑に行われるよう配慮するものとする。

なお、沖縄振興開発金融公庫は、経営改善資金の融通を受ける者に対しては、経営改善計画に基づき同資金により行う事業の実施期間中同資金の融通対象とされているものにつき、沖縄振興開発金融公庫の他の資金の融通は行わないものとする。

第9 指導等について

- 1 知事は、経営改善資金の融資制度の効率的運用を図るため、下記事項につき、指導に遺憾のないよう措置するものとする。
 - (1) 対象農林漁業者の経営診断の実施、経営改善計画等の作成及び経営改善資金融通後における経営改善計画等の実施につき、農業改良普及員、林業改良指導員、水産業改良普及員等は、市町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の関係機関団体の技術職員とともに、経営的、技術的見地から指導助言を行うようにすること。

この場合、当該市町村の区域内に既存の技術者連絡会議等がある場合は、その活用を図るよう措置することとし、これを欠く場合は効果的な指導助言を行うことができるような連絡組織を設けるようにすること。
 - (2) 認定した経営改善計画等が確実に実施されるよう毎年、経営改善の実施計画又は共同利用施設の利用計画を作成させるとともに、その実績を反省し、経営の改善に資するため、簿記の記帳を行う等必要な措置をとるよう指導すること。
- 2 知事は、毎年経営改善計画等の認定の実績について沖縄総合事務局長を經由して農林水産大臣に報告するものとする。

非補助土地改良事業資金融通事務処理要領

第 1 非補助土地改良事業の定義

この要領において非補助土地改良事業とは、国の補助の対象とならない土地改良事業（農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 152 号。以下「災害復旧暫定措置に関する政令」という。）第 3 条による災害復旧事業費の決定を受け、補助金交付の決定の通知を受けるまでに行われる災害復旧事業を含む。）で沖縄振興開発金融公庫（以下「沖縄公庫」という。）からの借入金により行うものをいう。

第 2 貸付対象事業

1 かんがい排水事業

畑地かんがい事業、温水施設事業及びその他のかんがい排水事業

2 維持管理事業

3 耕地整備事業

ほ場整備、暗渠排水事業、客土、農道事業（単独の農道舗装を含む。）、索道事業（軌道等運搬施設を含む。）、畦畔整備、床締（ベントナイトを含む。）、心土耕、石れき除去、酸性きょう正等

4 農用地造成事業

(1) 開田、開畑、埋立て、干拓、干拓整地

(2) (1)に掲げる事業（開田を除く。）と併せて施行される優良牧草の導入

5 防災事業

防災ため池事業、老朽ため池事業、たん水防除事業、湖岸堤防事業、特殊排水事業及び土砂崩壊防止事業等

6 農地保全事業

7 農業集落排水事業

8 災害復旧事業

第 3 貸付条件

1 利率

沖縄公庫業務方法書の定めるところによる。

2 貸付けの相手方

貸付けの相手方は、次に掲げるものとする。ただし、(3)及び(4)に掲げるものにあつては、第 2 の 7 の事業について貸付けを行う場合に限る。

(1) 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合及び農業協同組合連合会

(2) 農業を営む者

(3) 農業を営む者及び(1)に掲げるものがその構成員又は資本金（基本財産を含む。）につき原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出している法人又は団体

(4) 農業を営む者若しくは農業を営む者の組織する法人又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で農業の振興を目的とするもの

3 貸付金額の限度

貸付金額の限度は、当該年度に借入者が負担する額を最高限度とし、10 万円を最低限度とする。

4 償還期限及び据置期間

償還期限は、25 年以内（据置期間を含む。）とし、据置期間は、10 年以内とする。ただし、次に掲げる者であって、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者に対する貸し付けにあっては、令和 6 年 3 月 31 日までの間に貸し付けられるもの限り、償還期限は、28 年以内（据置期間を含む。）とし、据置期間は、13 年以内とする。

一 その主要な事業用資産については東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災をいう。次号において同じ。）により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村その他相当な機関から受けた者

二 その生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村その他相当な機関から受けた者

第 4 貸付事業の審査及び手続

1 非補助土地改良事業計画等の審査

(1) 事業主体による事業計画等の提出

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）による非補助土地改良事業を施行しようとする者は、土地改良事業計画書及びその他審査に必要な書類（以下「事業計画書等」という。）を沖縄県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

ただし、補助事業として申請し土地改良事業計画の認可を受けた者で、あらためて非補助土地改良事業として施行しようとする場合及び災害復旧事業のうち災害復旧暫定措置に関する政令第 3 条による事業費の決定を受けたものである場合は、その旨を明らかにすれば事業計画書等の提出を省略することができる。

(2) 知事の取扱い

知事は、(1)により提出された事業計画書等を受理したときは、土地改良法第 8 条（審査及び公告等）、第 48 条（土地改良事業計画の変更等）、第 84 条（土地改良区に関する規定の準用）、第 95 条（土地改良事業の開始）又は第 95 条の 2（土地改良事業の変更等）の規定による決定又は認可に際し、土地改良事業計画の審査等を別紙の審査基準に基づいて行うものとする。ただし、市町村が行う非補助土地改良事業については、事業計画書等の受理後、速やかに土地改良事業計画の審査等を別紙の審査基準に基づいて行うものとする。

2 借入申込書等の提出

非補助土地改良事業を施行しようとする者は、沖縄公庫が定める借入申込書を沖縄公庫理事長に提出するとともに、1 の(1)により事業計画書等を知事に提出するときに借入申込書（写）を添付するものとする。

3 貸付対象事業調書等の作成

知事は 2 の関係書類を受理したときは、1 の(2)による審査の上当該事業の適否を判定し、別紙審査基準に基づく審査表（以下「審査表」という。）を作成するとともに、沖縄公庫が定める様式により貸付対象事業調書を作成し、沖縄公庫理事長に提出するものとする。

4 沖縄総合事務局長への協議

- (1) 知事は第2の8以外の非補助土地改良事業のうち総事業費1億円以上のものにあつては、借入申込書（写）及び事業計画書等に審査表を添附し、沖縄総合事務局長に協議するものとする。
- (2) 沖縄総合事務局長は、(1)の協議を受けたときは、審査の上当該事業の適否を判定し、所要の事項を記入した審査表を添附して知事に通知するものとする。
- (3) 知事は、(2)の通知を受けたときは、貸付対象事業調書を沖縄公庫理事長に提出するものとする。

5 事業計画の変更がある場合の処理

非補助土地改良事業を施行する者が、当該事業につき次に掲げる重要な部分の変更を行う場合には、1から4までの規定による手続きを準用するものとし、この場合には、変更後の事業計画書等に変更の理由及び主要変更事項対照表を添附するものとする。

- (1) 事業費の1割を越える増減（物価変動によるものを除く。）
- (2) その他事業計画の重要な部分の変更

6 申請書類の返戻

知事又は沖縄総合事務局長は、非補助土地改良事業の審査を行った場合に、審査基準において総合判定が否に判定されたものについては、理由を附して関係書類を（沖縄総合事務局長の場合は知事を経由して）申請者に返戻するものとする。

7 その他

土地改良法によらない非補助土地改良事業にあつては、1から6までの規定に準じて取扱うものとする。この場合において、1の(1)の土地改良事業計画書については、様式第1号（農業集落排水事業にあつては、「沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）」（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）別紙7取扱い2第1において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号生産局長・21農振第2454号農村振興局長・21林整計第336号林野庁長官・21水港第2724号水産庁長官通知）別紙4-2取扱い2第5の3に定める別記様式第2号）によるものとする。

第5 実績報告

知事は、毎年度末現在における当該年度の非補助土地改良融資事業実績を様式第2号、第3号及び第4号により各1部とりまとめ、翌年度の5月末日までに沖縄総合事務局長を経由して農林水産省農村振興局長に報告するものとする。

（別紙）

非補助土地改良事業（耕地）計画審査基準

1 審査の趣旨

この審査は、農業生産性の向上、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資する目的で行う非補助土地改良事業についてその計画の必要性並びに技術的経済的可能性等の判定を行うものとする。

2 審査の方法

- (1) 審査の判定は、3の審査基準に示す各項目に判定するものとし、各項目別判定区分は、a、bの2級とする。
- (2) 審査結果の総合判定は、項目別の判定が全てaの場合は適とし、その他の場合は否とする。
- (3) (1)及び(2)の判定区分により、判定結果を、別紙審査表に各々記入するものとする。
- (4) 審査の判定を行うため必要のある場合には、別途書類の提出を求め、又は現地調査をするものとする。

3 審査基準

(1) 計画の必要性

土地改良事業の施行に係る地域の土じょう、水利その他の自然的、社会的及び経済的環境上農業の生産性向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資するため、その事業を必要とするか否かについての理由等について審査し、次の区分により判定するものとする。この場合において、都市近郊における事業については、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定による市街化区域の設定の状況、宅地、工業用地等への転用可能性及び農道事業にあっては、一般交通の比重等を考慮するものとする。

- 必要性のあるもの a
必要性に疑いのあるもの又は必要性が認められないもの b

(2) 法的手段

事業主体（事業主体と借入主体とが異なるときは、当該借入主体を含む。）の法的手段関係の進捗状況及び適否等を考慮し、次の区分により判定するものとする。

- 適法に行われているもの a
同意徴集未完了のもの又は法手段が不適法若しくはその疑いのあるもの b

(3) 土地改良事業の遂行のための基礎的な要件

ア 財政的能力

土地改良事業を的確に遂行するために必要な資金を確保する見込みがあるかどうかを考慮し、次の区分により判定するものとする。

- 適当であるもの a
疑いのあるもの又は不適当であるもの b

イ 技術的能力

土地改良事業の性質及び規模からみて必要と認められる技術者を確保する見込みがあるかどうかを考慮し、次の区分により判定するものとする。

- 適当であるもの a
疑いのあるもの又は不適当であるもの b

ウ 団体的能力

業務の執行及び会計の経理が適正に行われる見込みがあるかどうかを考慮し、次の区分により判定するものとする。

- 適当であるもの a
疑いのあるもの又は不適当であるもの b

(4) 技術的事項

ア 計画の可能性

事業の技術的条件を考慮し、次の区分により判定するものとする。

- 可能であるもの a
疑いのあるもの又は不可能であるもの b

イ 計画の妥当性

- a 設計の過大過小の有無、利用公式、換地計画の基本的事項及び年次別施行計画等の適否を考慮し、次の区分により判定するものとする。

- 適当であるもの a
疑いのあるもの又は不適当であるもの b

- b 事業費の妥当性

事業費積算の歩掛、主要資材、機械器具の単価、労働費、資材取得見込、自家労力取得見積及び換地関係費の積算の適否並びに10アール当り事業費等を考慮し、次の区分により判定するものとする。

- 適当であるもの a
疑いのあるもの又は不適当であるもの b

- c 事業施行方法の妥当性

事業が直営又は請負のいずれか、あるいは施行工程が適切であるか等を考慮し、次の区分により判定するものとする。

- 適当であるもの a
疑いのあるもの又は不適当であるもの b

(5) 経済的事項（維持管理事業、農業集落排水事業及び災害復旧事業を除く。）

経済効果の妥当性

（経済効果の測定は次式により算出するものとする。）

$$\frac{(1 - P) K \cdot d n}{A} = W$$

W：償還振向率

P：償還を必要としない事業費率（総事業費から借入金（公庫、農協等の借入金）を控除した額の総事業費に対する割合）

K：総事業費

dn：年賦率（ $\frac{i(1+i)}{(1+i)-1}$ ）

i：利子率

m：償還年数（据置期間を含まない。）

A：年間増加所得（年間作物所得増加率－年間作物所得減少額＋年間平均施設維持管理費節減額＋年間平均営農労力節減額）

上式において算出の結果

Wが1以下のもの a

Wが1を超えるもの b

なお、算定に当たっては、経済効果の測定資料となる年間作物所得増加額又は減少額、年間平均営農労力節減額の基礎資料等を十分検討すること。

(6) 財政投融资の資金に関する事項（財政投融资の資金とは沖縄振興開発金融公庫資金を指す。）

ア 所要借入金の妥当性

借入限度の適否、旧債肩替りの有無及び金額、過年度事業の不足資金の有無

及び金額（計画変更を除く。）等を考慮し、次の区分により判定するものとする。

適当であるもの a

疑いのあるもの又は不適當であるもの b

イ 経済効果の効用年数と償還期限の妥当性

経済効果の効用年数及び償還期限等を考慮し、次の区分により判定するものとする。

適当であるもの a

疑いのあるもの又は不適當であるもの b

ウ 据置期間の妥当性

経済効果の発生等と据置期間を考慮し、次の区分により判定するものとする。

適当であるもの a

疑いのあるもの又は不適當であるもの b

(7) 環境への配慮

土地改良事業の実施に当たって環境との調和に配慮しているかどうかを考慮し、次の区分により判定するものとする。

適当であるもの a

疑いのあるもの又は不適當であるもの b

(8) 他種事業との関連性

他種事業と競合する場合において国民経済の発展の見地から当該土地改良事業の施行を相当とするかどうかを考慮し、次の区分により判定するものとする。

適当であるもの a

疑いのあるもの又は不適當であるもの b

[様式第1号] 事業計画書の様式（土地改良法によらない場合）

年度 非補助土地改良事業計画書

1 一般事項

事業主体	名称		借入主体	名称		
	所在地			所在地		
地区名					事業種類	
						1
						2
償還期限	年（うち据置期間 年）				3	

2 地区概要

① 目的											
② 地域								③ 地帯区分	離島	傾斜度	度
④ 地積	事業種類	現況地目		田	畑	小計	その他	合計	⑤ 地土 形壤		
		現況	ha	ha	ha	ha	ha				
		計画									
⑥ 用水状況								⑦ 用の状不況足			
⑧ 排水状況								⑨ 排の状不況良			
⑩ 道路線状況											
⑪ 営農状況	1 戸当たり平均経営耕地面積				平均的農家粗収入(年間戸当たり)			現況主要農産物の品目		事業施行後の主要作目名	
	田	普通畑	その他	計	農家粗収入	農外粗収入	計				
	ha	ha	ha	ha	千円	千円	千円				
⑫ 協議	市町村	年 月 日			⑭ 受益地に含まれる農業振興地域の農用地区域外面積					⑮ その他特記事項	
	土地改良区	年 月 日									
⑬ 同意	関係権利者の同意状況	1 事業名	100%	農振白地地域面積		ha					
		2 事業名	100%								
		3 事業名	100%	市街地区域(予定を含む)		ha					

3 工事計画

① 用水路	項目	支配面積	最 大 量	延 長				構 造	コ ウ 配	主 要 物	備 考							
	水路名	ha	m ³ /s	全延長	コンクリート	ブロック	土水路					その他						
② 排水路	項目	最大排水量	延 長			構 造	コ ウ 配	主 要 物	備 考									
	水路名	m ³ /s	全延長	開水路	その他													
③ 道路及び索道	道 路	項目	種 別	幅 × 延 長	構 造	付帯構造物	最 急 勾 配	延 長	最 小 曲 線 半 径	備 考	④ 畦畔整備	項目	高 さ	底 巾	天 巾	長 さ	施 行 長	備 考
		路線名				名 称	構 造	数	m	m			区分	mm	mm	mm	mm	m
	道 路 主 要 構 造 物	項目	名 称	規 模 構 造	延 長	個 所 数	備 考	⑤ 暗キョ排水	項目	面 積	集 水 キョ			吸 水 キョ			集 水 キョ 出 口 以 下 の 排 水 施 設	備 考
		路線名			m				区分	ha	コウ配	管 種	管 径	延 長	コウ配	管 種	深 さ	間 隔
索 道	項目	延 長	高 低 差	能 力	原 動 機		備 考	⑥ 客 土	項目	面 積	客 入 土 量	土 捨 場 土 量	運 搬 距 離	運 搬 方 法	備 考			
	名称	m	m	t/hr	型 式	動 力			kw	区分	ha	m ³	m ³	km				
⑦ 農地造成	抜 根	項目	樹 種	樹 径	10a 当 本 数	面 積	工 法	備 考	⑧ 模 式 図 ・ 標 準 断 面 図									
		区分				ha												
	除 レ キ	項目	対 象 土 層 の 厚 さ	10a 当 標 準 除 レ 量	面 積	工 法	備 考											
		区分	cm	m	ha													
開 墾 作 業	項目	面 積	工 法	標 準 区 画 の 形 状	備 考													
	区分	10a																
土 壌 改 良	区 分	面 積	石 灰 量	リ ン 酸 質 費 材 料	備 考	⑨ 工 事 着 工 及 び 完 了 予 定 年 月 日												
		ha	kg	kg		年 月 日	年 月 日	着 工	完 了									
⑩ の 関 連 他 事 業 と											⑪ 土 地 改 良 施 設 の 維 持 管 理 方 法							

⑫ 資 金 計 画					⑬ 経費負担農家数		
区分	事業名	事業	事業	事業	計	事業	戸
事業費		千円	千円	千円	千円	事業	戸
補助金	都道府県費					事業	戸
	その他					計	戸
	計						
借入金	公庫					⑭ 10a(m)当たり事業費	
	その他					事業	千円
	計					事業	千円
自己資金						事業	千円
⑮ 事業費事業量内訳表				⑯ 事業の効果			
費目	事業量	事業費	備考	区分	年間所得増加額	備考	
工事費				作物	千円		
整地工				営農労力	千円		
用水路工				維持管理費	千円		
排水路工				その他	千円		
暗キヨ工				計	千円		
道路工							
・							
・							
・							
・							
～	～	～	～	～	～	～	
～	～	～	～	～	～	～	
用地買収補償費							
全体実施設計費							
計							
工事雑費							
合計							

〔様式第2号〕 非補助土地改良融資事業実績地区別一覧表の様式

年度非補助土地改良融資事業(分資金)実績地区別一覧表

〔 単位: 面積 ha
延長 m
金額 千円 〕

事業種類名 ()

番号	地区名	借受主体〔所在〕	事業主体〔所在〕	選定または認定された計画(全体計画)					年度別貸付決定					当該年度				備考		
				受益面積			事業費	金額	選定〔認定〕年度	前年度までの事業費	当該年度			次年度以降事業費	農地造成		地目変換		〔主要工事の内容〕 工事の概要	
				計	内 訳						未墾地	田	畑		田	畑				
					田	畑											その他			田
				(当該年度計)																
集計欄	認定事業	()																		
	選定事業	()																		
	合計	()																		

- (注) 1 農道、索道にあつては、受益面積のほか延長を記載すること。
 2 ()には、地区数を記載すること。
 3 集計欄の「選定または認定された計画(全体計画)」欄の集計は、当該年度に選定または認定された地区をぬきだし集計し、前年度以前に選定または認定された地区は、この集計には入れないこと。
 4 受益面積内訳の「その他」は、備考欄に種目等具体的に記載すること。
 5 かんがい排水事業にあつては、干ばつ水源整備事業、用水事業および排水事業の別に記載すること。
 6 畑地かんがい事業にあつては、干ばつ水源整備事業および一般の別に記載すること。
 (注) 「干ばつ水源整備事業」とは、過去において国の補助による干害応急対策事業が実施された市町村区域内における干ばつ対策事業をいい、「用水事業」とは、それ以外のかんがい事業をいう。
 7 開畑事業にあつては、樹園地およびそれ以外の別に記載すること。
 8 備考欄には、沖縄振興開発金融公庫借入金に対する貸付決定番号を記載すること。
 9 毎年提出する需要調書の業種別地区番号と実績報告書の地区番号を一致させること。
 10 ほ場整備事業のうち夏期施行のものにあつては、その受益面積を当該年度受益面積の欄にかっこ(内数)で記載すること。

[様式第3号] 非補助土地改良事業資金による水田、畑造成事業実績表の様式

年度における非補助土地改良事業資金による水田、畑造成事業実績表

県(農政局)
(単位:面積ha、金額千円)

利 率	区 分	水田造成事業									畑造成事業									備 考			
		単独水田造成事業			その他の水田造成事業			合計			普通畑			果樹園			その他の畑				合計		
		受益面積	事業費	資金額	受益面積	事業費	資金額	受益面積	事業費	資金額	受益面積	事業費	資金額	受益面積	事業費	資金額	受益面積	事業費	資金額		受益面積	事業費	資金額
利 子 軽	未墾地 → 畑(田)																						
	畑 → 田																						
	田 → 畑																						
	計																						
減 非 補 助 一 般	上記のうち用地取得																						
	未墾地 → 畑(田)																						
	畑 → 田																						
	田 → 畑																						
合 計	埋立て・干拓																						
	計																						
	上記のうち用地取得																						
	未墾地 → 畑(田)																						
計	畑 → 田																						
	田 → 畑																						
	埋立て・干拓																						
	計																						
	上記のうち用地取得																						

- (注) 1 その他の水田造成事業とは、国の負担又は補助の対象となった事業に関して行われる事業(例えば、国、県、団体営土地改良事業又は開拓事業等の計画の末端事業として施行された水田造成事業)をいう。
 2 単独水田造成事業とは上記以外のものであって単独事業として非補助資金で施行された事業をいう。
 3 その他の畑については、その内訳を備考欄に記載すること。
 4 用地取得欄には非補助土地改良事業の一環として取得した用地についてその面積を「受益面積」欄に、取得額を「事業費」欄に、用地取得融資額を「資金額」欄にそれぞれ記載すること。

	農地造成									
	開田									
	樹園地									
	一般									
	優良牧草の導入									
	防災									
	農地保全									
	農業集落排水									
	計									
合計	かんがい排水									
	一般									
	畑地かんがい									
	維持管理									
	かんがい排水									
	その他									
	ほ場整備									
	暗渠排水									
	客土									
	農道									
	一般									
	舗装									
	索道									
	農地造成									
	開田									
	樹園地									
	一般									
	優良牧草の導入									
	防災									
	農地保全									
農業集落排水										
計										

(注)ほ場整備事業のうち夏期施行については、地区数及び受益面積の欄に（内数）で載
 すること。

農業集落排水にあつては、受益面積欄は受益戸数を記載すること。

新規用途事業等資金融通措置要綱

第 1 目的

本要綱は、農林畜水産物のうちその生産事情及び需給事情からみて需要の増進を図ることが特に必要であると認められるもの（以下「特定農林畜水産物」という。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業であって、当該事業により特定農林畜水産物につき新規の用途が開かれ、又は当該事業において原材料用の新品種に属する特定農林畜水産物が使用され、当該特定農林畜水産物の消費が拡大されると認められるものを営む者に対し、その製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得その他新規の用途又は新品種の採用に必要な長期かつ低利の資金（中小企業者（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第2条第3号に規定する中小企業者をいう。）に対するものであって、その償還期限が10年を超えるものに限る。）を沖縄振興開発金融公庫（以下単に「公庫」という。）から貸し付けることにより、国産農林畜水産物の加工の増進を通じ、その消費の拡大を図り、もって農林漁業の生産力の維持増進を図ることを目的とする。

第 2 貸付要件等

この資金の貸付けの相手方、貸付対象事業、貸付金の使途及び貸付条件は、次に掲げるとおりであり、その詳細は、公庫が定めるところによるものとする。

1 貸付けの相手方

昭和47年8月1日総理府・大蔵省告示第4号（沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1項の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件）の別表に掲げる特定農林畜水産物（以下単に「特定農林畜水産物」という。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものを営む者（以下「新規用途事業者等」という。）とする。

- (1) 当該事業により当該特定農林畜水産物につき、新規の用途が開かれ、その消費が拡大されると認められるものであること。
- (2) 当該事業において原材料用の新品種に属する当該特定農林畜水産物が使用され、その消費が拡大されると認められるものであること。

2 貸付対象事業

特定農林畜水産物について行う新規の用途又は原材料用の新品種の採用に係る事業（以下「新規用途事業等」という。）

3 貸付金の使途

次の(1)及び(2)に掲げるものとする。

- (1) 2に掲げる事業に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- (2) 新規の用途又は原材料用の新品種の採用のための特別の費用の支出又は権利の取得に必要な資金

4 貸付条件

公庫の業務方法書に定めるところによる。

第3 貸付けの手続

- 1 本資金の借入れの申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、公庫に借入れの申込みを行うとともに、公庫を経由して新規用途事業等に関する計画（以下「事業計画」という。）につき沖縄総合事務局長の認定を申請するものとする。
- 2 公庫は、1の申込みに対して貸付けを行おうとする場合は、当該申込みに係る事業計画を沖縄総合事務局長に進達するものとする。
- 3 沖縄総合事務局長は、2により認定申請を受けた場合において、事業計画の内容が適当であると認められるときは、認定を行い、その旨を公庫を経由して申込者に通知するものとする。この場合において、沖縄総合事務局長は、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）にあらかじめ協議するとともに、必要に応じてあらかじめ沖縄県知事の意見を聴くものとする。
- 4 公庫は、申込者に対して、3の通知と併せて貸付決定の通知を行うものとする。

第4 指導体制

本制度の目的を達成するため、国及び沖縄県知事は、その試験研究機関の成果を活用して、新規用途事業等資金を貸し付けた新規用途事業者等及びその原材料を生産する農林漁業者の団体に対して、適切な指導助言を行うとともに、その融資に係る新規用途事業等が事業計画に即して行われるよう指導するものとする。

また、国及び沖縄県知事は、この指導を適切に行うために必要な場合は、新規用途事業等資金の融資を受けた新規用途事業者等に対し、事業内容等に関する報告を求めることができるものとする。

別紙 5

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号。以下「法」という。）及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和 54 年政令第 205 号。以下「令」という。）の施行については、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について」（昭和 54 年 8 月 23 日付け 54 林野企第 82 号農林水産事務次官依命通知。以下「次官通知」という。）によりその運用に関する大綱が定められているが、その実施に当たっては、下記事項に留意されたい。

記

第 1 基本構想について

1 基本構想の報告の手続

基本構想の農林水産大臣に対する報告は、参考様式第 1 号により行うものとする。

2 基本構想の策定に当たり留意すべき事項

(1) 次官通知の記の第 2 の 2 の 1 の (2) のアの「林業経営基盤の強化に関する目標」については、沖縄県（以下「県」という。）の林業経営をめぐる実態を踏まえ、地域の林業の主たる担い手として育成すべき林業経営体及び林業事業体が目指すべき林業経営基盤の強化に関する目標を記載するものである。

ア 林業経営体のうち林家にあつては、主たる従事者の生涯所得が基本的には地域における他産業従事者と遜色のない水準を確保（木材生産による所得を補完する観点から特用林産物等による所得を含む。）することとし、例えば、「年間林業所得を〇〇〇～〇〇〇万円程度とする。」等として示すこととする。

イ 林業経営体のうち林家が法人化した会社にあつては、継続的な林業生産活動を行い、これに必要な適切な経費を支出した上で利益の確保を達成することとし、例えば、「年間林業粗利益を〇〇〇～〇〇〇万円程度とする。」等として示すこととする。

ウ 森林整備法人、公有林を管理する地方公共団体等のように所得の目標等を示すことが不適切な場合は、効率的な事業の推進を図るための計画的・安定的な事業計画及び生産技術の向上等の経営方針を目標として示すものとする。

エ 林業事業体にあつては、生産性の高い林業生産活動を行い、これに必要な適切な経費を支出した上で利益を確保することとし、例えば、「年間林業粗利益を〇〇〇～〇〇〇万円程度とする。」等として示すこととする。

(2) 次官通知の記の第 2 の 2 の 1 の (2) のイの「林業経営の規模、生産方式等に関する林業経営の類型ごとの指標」については、林業経営基盤の強化の仕方が、林業経営体にあつては自己森林経営型、自己森林+施業受託経営型等、林業事業体にあつては造林事業主体型、素材生産主体型等のように、林業経営の類型ごとに異なると考えられることから、県における主要な経営類型（別添 1 参照）ごとに経営規模、生産方式、経営管理の方法及び事業実行の方式等を具体的な指標によって示すものとする（別添 2 参照）。

なお、これらの指標は、個別林家、会社等の林業経営体や森林組合、素材生産事業体等の林業事業体の経営改善を想定したものであり、森林整備法人等については、経営規模の拡大等の指標を同様に記載させることは現実的ではないと考えられることから、適宜工夫するものとする（別添 3 参照）。

(3) 次官通知の記の第 2 の 2 の 1 の (2) のウの「木材の生産及び流通の合理化に関する

目標」については、国の基本方針に定められている、木材の生産及び流通を担う事業者の経営改善並びに事業者間の連携の強化等による木材の生産部門及び流通部門の構造改善の推進について、県の実態に即してその方向性を記載するものとする。なお、木材の生産及び流通の広域性についても十分配慮するものとする。

木材の生産及び流通を担う事業者については林業経営体と一体的に合理化を推進していくという位置付けであり、事業者の経営全体の改善を図るというよりは、木材の生産、流通部門の合理化を図ることに重点が置かれているため、林業経営体の場合とは異なり、事業者の経営の改善目標を明らかにし、これに向けて経営全体の計画的な改善を図っていくことまでは必要ないと考えており、林業経営体について示している改善目標や指標のような具体的な目標を掲げることは想定していない。

第2 林業経営改善計画について

1 林業経営改善計画の作成に当たり留意すべき事項

(1) 次官通知の記の第3の2の(2)のアのただし書の規定により数人共同して林業経営改善計画を作成する場合における「森林」の要件は、次のとおりとする。

ア その森林の面積が当該森林を含む小流域の森林（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第3条第1号の規定により市町村の長が指定する森林の面積を除く。）の面積の2分の1以上であること。

イ アの面積の基準となる小流域は、尾根筋等の天然地形や、森林の更新、立木の保護等に影響を及ぼす主風、積雪等の気象条件等の自然的条件及び林道、作業道、木材集積場等森林施業の実施に必要な施設の整備の状況からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出が一体として効率的に行われ得る林班又は連たんする複数林班（林班が隣接している場合に限る。）のまとまりを有していると認められること。

(2) 次官通知の記の第6の2の資金のうち、おおむね500ヘクタール以上の面積を有し、かつ、集団的に存在する森林について施業を行うと見込まれる者に委託して行う当該森林の一部に係る造林についての措置に必要なものを借り受けようとする場合には、林業経営改善計画に記載する「林業経営の改善に関する目標を達成するためとるべき措置」のうち「事業実行方式の改善に関する目標」におおむね500ヘクタール以上の集団的に存在する森林について施業を行うと見込まれる者への積極的な施業委託を記載するものとする。

また、次官通知の記の第6の2の資金のうち、単層林を複層林に転換するために行う造林についての措置に必要なものを借り受けようとする場合には、林業経営改善計画に記載する「林業経営の改善の方向の概要」に複層林へ転換するための施業導入の考え方について記載するとともに、「林業経営の規模の拡大等に関する目標」に森林の取得等について記載するものとする。

(3) 申請者が森林整備法人又は地方公共団体の場合、林業経営の改善に関する目標のうち林業経営の規模の拡大等に関する目標については記載を要しないこととし、生産方式の合理化、経営管理の方法、事業実行方式について記載するものとする。

2 林業経営改善計画の認定の申請の手続

林業経営改善計画の認定の申請は、別記様式1により申請書1通及びその写し2通に所要の添付資料を添えて、当該林業経営改善計画の対象とする森林の所在地を管轄する沖縄県知事（以下「知事」という。）に提出して行うものとする。

3 林業経営改善計画の認定に当たり留意すべき事項

(1) 林業経営改善計画が基本構想に照らして適切であるかどうかを判断する基準は次のとおりである。

ア 「林業経営の規模の拡大等に関する目標」については、基本構想で示された類型ごとの指標の経営規模を上回る場合は当然適切なものと判断するが、下回る場

合でも、目標とする経営規模がおおむね指標の経営規模に近い水準で、結果的に所得水準等基本構想における林業経営基盤の強化に関する目標が達成されると見込まれるときは、これを適切と判断して差し支えない。

イ 「生産方式の合理化に関する目標」については、基本構想で示された類型ごとの生産方式におおむね準拠している場合には適切なものと判断する。なお、基本構想で示された生産方式以外の新しい生産方式等を取り入れている場合は、その生産方式による効果を見込んだ上で適切であるかどうかを判断して差し支えない。

ウ 「経営管理の合理化に関する目標」及び「事業実行方式の改善に関する目標」については、当該申請者が経営の改善に努め、基本構想で示されたこれらに関する指標に向かって努力を続けるものと見込まれる場合に、これを適切と判断して差し支えない。

エ 林業経営改善計画に記載された所得等そのものは認定の基準にはしないものとし、林業経営改善計画に記載された内容を総合的に勘案して、基本構想で示された目標所得等を実現し得るか否かを判断するものとする。

オ 基本構想で示された経営類型に該当しない経営の林業経営改善計画の認定に当たっては、類似の経営類型をもとに判断するものとするが、類似のものがないときは、目標とする所得等が当該計画に記載された内容を総合的に勘案して実現し得るか否かを判断するものとする。

カ 現在の経営が基本構想で示された指標を既に上回る者からの申請については、当該申請に係る林業経営改善計画の内容が一層の経営改善を図ろうとするものであれば、適切であると判断するものとする。

(2) 次官通知の記の第3の3の(3)の規定の運用に当たっては、林業経営改善計画の対象とする森林について森林法（昭和26年法律第249号）第11条第5項の森林経営計画の認定（同法第12条第3項において読み替えて準用する同法第11条第5項の変更を含む。以下同じ。）を受けている場合にあっては林業経営改善計画に記載された林業経営の改善に関する目標を達成するため必要な事項が当該認定に係る森林経営計画に即しているか否かにより、当該認定を受けていない場合にあっては3年以内に認定を受けることが確実であると認められる場合に限りその適否を判断するものとする。

ただし、次官通知の記の第5の3の資金の特例を受けようとする者にあっては、林地保有の合理化に寄与するものとして林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則（平成5年農林水産省令第35号。以下「規則」という。）第2条で定める森林の取得についての措置の要件について、次のア及びイを同時に満たす森林の取得についての措置に限りその適否を判断するものとする。なお、知事は、アの(ア)及び(イ)までに定める森林の取得についてその適否を判断しようとするときは、事前に市町村の長との間で、間伐又は保育についての命令又は勧告の有無の確認等連絡調整を図るものとする。

ア 「林業上の利用の増進を図る必要がある森林」とは、以下のいずれかの森林であること。

(ア) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第42条第1項に定める災害等防止措置命令に係る森林（主伐の実施を除く。）

(イ) 森林法第39条の4第1項第1号の規定により定められた要整備森林

(ウ) その他地域において標準的と認められる施業体系（森林法第5条の地域森林計画、森林法第10条の5の市町村森林整備計画等）からみて間伐・保育等の施業管理が適切に行われていない森林

(エ) 上記(ア)から(ウ)の森林と当該借受者が既に所有している森林の間に介在しており一体的に取得する必要があると認められる森林。ただし、上記(ア)から(ウ)の要件に該当する森林の面積を上回らないものである場合に限る。

イ 「地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況からみて法第5条第3項に規定する資金の貸付けを受けようとする者が森林所有者である森林と一体として効率的に施業を行うことが可能である森林」とは、当該借受者が所有している森林と隣接する森林、同一の小流域に所在する森林、同一の林道の利用区域内に所在する森林等であつて、借受者が所有する森林と一体として施業が行われ得る団地的まとまりを有していると認められるものであること。

(3) 知事は、林業経営改善計画を認定したときは、別記様式2によりその旨を本人に通知するとともに、その借り入れる資金の別に応じ、別記様式3により沖縄振興開発金融公庫（以下「沖縄公庫」という。）、第7の4の(3)の資金供給契約を締結している金融機関又は法第9条第1項の資金の貸付けに係る融資機関（4の(2)及び(3)において「公庫等」という。）に通知するものとする。

4 林業経営改善計画の変更及び取消し

(1) 林業経営改善計画の変更の認定の申請は、別記様式4により申請書1通及びその写し2通に所要の添付資料を添えて当該林業経営改善計画の対象とする森林の所在地を管轄する知事に提出して行うものとする。

(2) 知事は、林業経営改善計画の変更の認定をしたときは、別記様式2によりその旨を本人に通知するとともに、その借り入れる資金の別に応じ、別記様式3により、公庫等に通知するものとする。

(3) 知事は、林業経営改善計画の認定の取消しをしたときは、その旨を本人に通知するとともに、その借り入れる資金の別に応じ、公庫等に通知するものとする。

第3 合理化計画の作成

1 事業経営改善計画

(1) 知事は、県内に住所を有する次に掲げる者の申請に基づき、その者の作成する木材の生産又は流通の合理化を図るための計画（以下「合理化計画」という。）であつて生産行程の改善、経営管理の合理化その他の事業の経営改善に関する措置を内容とするもの（以下「事業経営改善計画」という。）が適当である旨の認定をすることができる。

ア 森林組合又は森林組合連合会

イ 森林所有者（森林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）又はその組織する団体

ウ 素材生産業を営む者又はその組織する団体

エ 木材製造業を営む者又はその組織する団体

オ 木材卸売業を営む者又はその組織する団体

カ 木材市場を開設する者又はその組織する団体

(2) (1)のイからカまでに掲げる「団体」とは、必ずしも法人格を有することを要しないが、法人格を有しない団体については、おおむね4人（次に掲げる者に係るものにあつては2人）以上の者をもって構成する同一目的を有する組織体（以下「数人共同の事業体」という。）として存在し、目的、名称、代表者等に関する定めを備えていることが必要である。

ア 第8の1の(1)のアの素材生産等促進資金を借り受けようとする者（木材の年間取扱量の合計がおおむね3,000立方メートル以上の者又は間伐等に係る素材生産又は間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の引取りの事業を計画する者に限る。）

イ 第8の1の(1)のイの新規需要創出資金を借り受けようとする者

ウ 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第2条第3項に規定する登録認証機関の認証を受けた木材製造業を営む者又は1年以内に当該認証を受けることが確実と見込まれる木材製造業を営む者（以下「JAS認証業者等」

という。)

(3) (1)のイからカまでに掲げる者で、第8の1の(1)の事業経営改善合理化資金を借り受けようとする者のうち中小企業等協同組合等の組合及びその連合会並びに数人共同の事業体以外の者(以下「単独事業体」という。)については、次のいずれかを満たしていることが必要である。なお、知事は単独事業体の認定に当たって、木材産業等高度化推進運営協議会の意見を聴いて認定することができるものとする。

ア 木材の年間取扱量がおおむね3,000立方メートル以上の事業体(第8の1の(1)のアの素材生産等促進資金を借り受けようとする第3の1の(1)のイからエまでに掲げる者にあつては、木材の年間取引量がおおむね1,500立方メートル以上又は木材の年間取扱量がおおむね1,000立方メートル以上でかつ間伐材等の年間取扱量が木材の年間取扱量のおおむね5割以上で合理化計画期間内に木材の年間取扱量が増加するよう計画し、その達成が確実と見込まれる事業体とする。)

イ 第8の1の(1)のイの新規需要創出資金を借り受けようとする者にあつては、木材製品の生産量の増加が見込める事業体

ウ 新製品の開発等により木材の需要の拡大に努めている事業体(以下「需要開拓者」という。)

エ 日本農林規格等に関する法律第2条第3項に規定する登録認証機関の認証(製材の日本農林規格(平成19年農林水産省告示第1083号)のうち、構造用製材に係るものに限る。)を受けた木材製造業を営む者

(4) なお、造林の事業を行うことを主たる目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人(いわゆる造林公社、林業公社等)又は第3セクターで素材生産の事業を併せ行うものについては、(1)のウに該当するものとする。

また、生産森林組合については、(1)のイの森林所有者に該当する。

(5) 事業経営改善計画の期間は5年とする。

(6) 事業経営改善計画の記載事項は、法第4条第3項第1号、第2号イ及び第3号に規定されているが、その内容は次のとおりとする。

ア 事業の経営の現状

(ア) 事業体等に係る基本的事項

(イ) 事業等の現状(実績)

a その行う事業における木材取扱量の実績

b 木材製品の規格化を推進するため第8の1の(1)の事業経営改善合理化資金を借り受けようとするJAS認証業者等にあつては、日本農林規格の格付けを受けた木材製品(以下「木材JAS製品」という。)の生産量の実績

c 第8の1の(1)の事業経営改善合理化資金を借り受けようとする需要開拓者にあつては、当該新製品の生産量の実績

(ウ) 財務の状況

イ 事業の経営改善に関する措置

(ア) 事業の経営改善の基本的方向

a 第8の1の(1)のアの素材生産等促進資金を借り受けようとする者にあつては、素材の生産、素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工に係る事業の経営改善の基本的方向(木材製品の規格化を推進するため、JAS認証業者等にあつては、木材製品の規格化の推進の基本的方向、需要開拓者にあつては、木材の需要拡大の基本的方向を含む。)

b 第8の1の(1)のイの新規需要創出資金を借り受けようとする者にあつては、木材の需要拡大に係る基本的方向

(イ) 事業等の計画

a 第8の1の(1)のアの素材生産等促進資金を借り受けようとする者にあつては、素材の生産、素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工の年度別事業計画(木材製品の規格化を推進するため、JAS認証

業者等にあつては、木材 J A S 製品の生産の年度別事業計画、需要開拓者にあつては、新製品の生産の年度別事業計画を含む。)

　　b 第 8 の 1 の (1) のイの新規需要創出資金を借り受けようとする者にあつては、木材製品の生産量に係る年度別事業計画

　　ウ イの(ア)及び(イ)の措置を実施するために必要な資金の額及び調達方法

2 構造改善計画

(1) 知事は、県内に住所を有する 1 の (1) のアからカまでに掲げる者と次に掲げる者との共同の申請に基づき、これらの者の作成する合理化計画であつて事業の協業化、安定的な取引関係の確立による事業規模の拡大その他の木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置を内容とするもの（以下「構造改善計画」という。）が適当である旨の認定をすることができる。

　　ア 1 の (1) に掲げる者

　　イ 地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で地域の林業の振興を図ることを目的とするもの

　　ウ 法第 4 条第 2 項第 3 号の関連業種に属する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）又はその組織する団体

(2) (1) のウの「関連業種」とは、次に掲げる業種としている。

　　ア 建築工事業

　　イ 大工工事業

　　ウ 家具製造業

　　エ パルプ製造業

　　オ 紙製造業

　　カ 電気業

　　キ インテリアデザイン業

　　ク 設計監理業

(3) (1) のウに掲げる「団体」とは、必ずしも法人格を有することを要しないが、法人格を有しない団体については、同一目的を有する組織体として存在し、目的、名称、代表者等に関する定めを備えていることが必要である。

(4) 構造改善計画の期間は 5 年とする

(5) 構造改善計画の記載事項は、法第 4 条第 3 項第 1 号、第 2 号ロ及び第 3 号に規定されているが、その内容は次のとおりとする。

　　ア 事業の経営の現状

　　(ア) 申請者それぞれの事業体に係る基本的事項

　　(イ) 事業等の現状（実績）

　　申請者（第 8 の 1 の (2) の木材高度加工資金を借り受けようとする者に限る。）それぞれの行う事業における木材取扱量の実績

　　(ウ) 申請者（第 8 の 1 の (2) の木材高度加工資金を借り受けようとする者に限る。）それぞれの財務の状況

　　イ 木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置

　　(ア) 木材の生産部門又は流通部門の構造改善の基本的方向

　　高次加工機械等の活用、合併等の体質強化又は木材 J A S 製品、乾燥材等の高度加工に係る構造改善の基本的方向（原材料となる素材等の供給を行う共同申請者が資金を借り受けようとする場合にあつては、当該供給に係る基本的方向を含む。）

　　(イ) 事業等の計画

　　木材製品の生産量に係る年度別事業計画

　　ウ イの(ア)及び(イ)の措置を実施するために必要な資金の額及び調達方法

3 合理化計画の認定の申請は、参考様式第 2 号から第 4 号までにより申請書 1 通及びその写し 2 通に所要の添付書類を添えて知事に提出して行うものとする。

第4 合理化計画の認定

合理化計画の認定基準は法第4条第4項に規定されているが、知事は、認定に際しては特に次の事項に留意するとともに、認定の迅速化に努めるものとする。

1 事業経営改善計画

(1) 共通の基準（ア及びイの両者を満たすことが必要）

ア 事業の経営改善の基本的方向が、法第2条の2に規定する基本構想に照らし適切なものであり、その実施が確実と見込まれること。

イ 所要資金の額及び調達方法が事業の経営改善を確実に遂行するために適切なものであること。

(2) 第8の1の(1)の事業経営改善合理化資金を借り受けようとする者に係る基準

ア 素材生産等促進資金(第8の1の(1)のアの資金)

素材の生産、素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工に係る当該事業体における事業に直接従事する従業員一人当たりの取扱規模(木材製品の規格化を推進するため、JAS認証業者等にあつては、木材JAS製品の生産の規模を含む。)が増大すると見込まれること。

イ 新規需要創出資金(第8の1の(1)のイの資金)

木材製品の生産量が増加するように計画し、その達成が確実と見込まれること。

2 構造改善計画

(1) 共通の基準（ア、イ及びウの全てを満たすことが必要）

ア 共同申請する事業体間において、立木の購入又は素材若しくは木材製品の引取りについて、長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等が締結されており、その実施が確実と見込まれること。

ただし、関連事業者又はその組織する団体が共同申請者の場合には、関連事業者又はその組織する団体と他の共同申請者との間に、長期かつ安定的な木材製品の供給、情報提供等に関する契約、協定等が締結されており、その実施が確実と見込まれること。

イ 所要資金の額及び調達方法が木材の生産部門又は流通部門の構造改善を確実に遂行するために適切なものであること。

ウ 構造改善計画の申請前に当該構造改善計画の申請者と同一の者が申請者である構造改善計画が認定されていないこと。

(2) 第8の1の(2)の木材高度加工資金を借り受けようとする者に係る基準

ア (1)のアの契約、協定等に係る供給量が、(3)に定める基準に適合していること。

イ 申請者のうち資金を借り受けようとする者の事業規模が拡大することが確実と見込まれ、かつ、当該事業規模の拡大が(4)に定める基準に適合していること。

ウ 素材又は木材製品の加工を行う事業体が、高次加工機械等の活用又は合併等を行うこと又は木材JAS製品、乾燥材等の生産を行う事業体が、高度加工を行うことにより、体質強化を確実に図ると見込まれること。

(3) (2)のアの基準は、契約、協定等に係る供給量が、資金を借り受けようとする者(関連事業者又はその組織する団体を除く。)の素材の年間生産量又は素材若しくは木材製品の年間取扱量の1割以上であること。

(4) (2)のイの基準は、構造改善計画の計画期間内に素材の年間生産量又は素材若しくは木材製品の年間取扱量がおおむね2割以上拡大すること。

3 知事は、合理化計画を認定したときは、別記様式5によりその旨を本人に通知するとともに、別記様式6により第7の4の(3)の資金供給契約を締結している金融機関に通知するものとする。

第5 合理化計画の変更及び取消し

- 1 合理化計画の変更の認定の申請は、別記様式7により申請書1通及びその写し2通に所要の添付資料を添え知事に提出して行うものとする。
- 2 事業の経営改善又は木材の生産部門若しくは流通部門の構造改善の基本的方向の変更には、木材取扱規模（木材製品の規格化を推進するため第8の1の(1)のアの素材生産等促進資金を借り受けようとするJAS認証業者等にあつては、木材取扱規模及び木材JAS製品の生産の規模）の目標の変更を含むものとする。
- 3 知事は、合理化計画の変更の認定をしたときは別記様式5によりその旨を本人に通知するとともに、別記様式6により第7の4の(3)の資金供給契約を締結している金融機関に通知するものとする。
- 4 合理化計画が取り消された場合においてその取消しの理由が著しく本制度の趣旨に反すると認められるときは、貸付契約書の定めるところに従い貸付金の全部又は一部につき期限前の償還を行わせるものとする。

第6 独立行政法人農林漁業信用基金が行う無利子資金の融通について

次官通知の記の第6の4の独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）への推薦の申込みについては信用基金の定めるところによるものとする。

第7 木材産業等高度化推進資金制度

1 木材産業等高度化推進資金制度の仕組み

木材産業等高度化推進資金制度は、国が信用基金を通じて県に資金を貸し付け、県は当該貸付金及び当該貸付金と同額の自己資金を併せて金融機関に供給し、金融機関はこれを原資の一部として、知事による林業経営改善計画又は合理化計画の認定を受けた林業者又は木材産業事業者に低利で貸し付けるものである（この仕組みの中で金融機関が貸し付ける資金を、以下「木材産業等高度化推進資金」という。）。

2 木材産業等高度化推進資金事業計画書の作成及び承認

- (1) 県は、木材産業等高度化推進資金制度を実施しようとするときは、県内の資金需要の実情に即し、別記様式8により木材産業等高度化推進資金事業計画書（以下「事業計画書」という。）を作成し、これを林野庁長官に提出してその承認を受けるものとする。
- (2) 県は、承認を受けた事業計画について、次に掲げる変更をしようとするときは、遅滞なく変更の承認を受けるものとし、その場合の様式は、別記様式9のとおりとする。また、それ以外の変更については、林野庁長官に届け出るものとする。
 - ア 貸付条件を変更すること。
 - イ 資金計画を変更すること。なお、林野庁長官が別表に定める利率を改定し、知事がその範囲内で利率を改定する場合には、承認及び届出を要しない。

3 信用基金からの資金の貸付け

- (1) 信用基金は、第2の林業経営改善計画又は第3の合理化計画の認定を受けた者が当該認定に係る措置を実施する場合にこれを円滑にするために必要な資金の供給の事業を行う県に対し、当該事業に必要な資金の2分の1の範囲内においてその資金を貸し付けることが業務の特例としてできることとされている。

なお、当該貸付業務において、信用基金は原則として県の事業費の2分の1を貸し付けるものとする。
- (2) 信用基金からの県に対する資金の貸付けの利率は、年1パーセントとする。

ただし、日本銀行によって作成される「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等定期預金・普通預金の平均金利（2022年4月以降）」のうち、データ系列「定期預金/預入金額1千万円以上/1年」において、当該事業の基準日（貸付予定日の属する事業年度（以下「貸付年度」という。）開始の日の直前の3月1日をいう。ただし、当該事業が複数年度にわたる場合であり、貸付年度の翌年度以降については、

各年度の開始の日の直前の3月1日とする。以下同じ。)の直前の2月の利率が1パーセント未満のときは、当該利率とする。

(3) (2)の利率については、当該利率を適用することが適当でないときとは林野庁長官が必要に応じて改定できるものとする。

(4) 貸付けの種類は、短期貸付(貸付期限が1会計年度内の貸付けをいう。)及び長期貸付(貸付期限が1会計年度を超える貸付けをいう。以下同じ。)とする。

なお、長期貸付を受けようとする県は、総務大臣に起債の届出又は協議若しくは許可を受けることを要するので留意されたい。

4 県から金融機関への資金の供給

(1) 県は、第8の資金の貸付けを行う金融機関に対し、当該貸付けに必要な原資の一部となるべき資金を供給するものとする。なお、その場合の資金は、原則として、信用基金からの貸付金及び当該貸付金と同額の自己資金とする。

(2) (1)により県が供給する資金の額は、金融機関が行う第8の1の(1)の事業経営改善合理化資金(アの素材生産等促進資金(林野庁長官が別に定めるところにより知事が選定した林業経営体(以下「選定経営体」という。)、単独事業体にあつては、大規模事業体及び中規模事業体への貸付けに係るものを除く。)に限る。)及び(3)の林業経営改善資金(アの林業経営高度化促進資金に限る。)の貸付けに必要な原資の4分の1、金融機関が行う第8の1の(1)の事業経営改善合理化資金(アの素材生産等促進資金(単独事業体にあつては、中規模事業体への貸付けに係るものに限る。)に限る。)及び(3)の林業経営改善資金(イの伐採・造林一貫作業推進資金(選定経営体への貸付けに係るものを除く。)に限る。)の貸付けに必要な原資の3分の1並びに金融機関が行う第8の1の(1)の事業経営改善合理化資金(アの素材生産等促進資金(選定経営体及び大規模事業体への貸付けに係るものに限る。)及びイの新規需要創出資金)、(2)の木材高度加工資金及び(3)の林業経営改善資金(イの伐採・造林一貫作業推進資金(選定経営体への貸付けに係るものに限る。)に限る。)の貸付けに必要な原資の2分の1の額とする。

なお、大規模事業体とは、木材の年間取扱量がおおむね10,000立方メートル以上の事業体をいう。

また、中規模事業体とは、木材の年間取扱量がおおむね3,000立方メートル以上の事業体をいう。

(3) 県は、金融機関に対して資金の供給を行おうとするときは、あらかじめ当該金融機関と資金供給契約を締結するものとする。

(4) 資金供給契約においては、次の事項を定めるものとする。

ア 県からの資金の供給を受けて金融機関が貸し付ける木材産業等高度化推進資金の貸付枠

イ 資金の供給の期間及び利率

ウ その他必要な事項

(5) (4)のイの県が供給する資金の利率は、年1パーセントの範囲内とする。

ただし、日本銀行によって作成される「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等定期預金・普通預金の平均金利(2022年4月以降)」のうち、データ系列「定期預金/預入金額1千万円以上/1年」において、当該事業の基準日(貸付予定日の属する事業年度(以下「貸付年度」という。)開始の日の直前の3月1日をいう。ただし、当該事業が複数年度にわたる場合であり、貸付年度の翌年度以降については、各年度の開始の日の直前の3月1日とする。以下同じ。)の直前の2月の利率が1パーセント未満のときは、当該利率の範囲内とする。

5 金融機関に対する指示

県は、資金の供給を行うに当たっては、法、令、次官通知及びこの通知の定めるところに従って木材産業等高度化推進資金の貸付けを行うよう指示するものとする。

6 貸付状況等の報告

- (1) 県は、木材産業等高度化推進資金の貸付けを行う金融機関から年度の半期ごとに当該資金の貸付け状況について報告を徴するものとする。
なお、その他必要に応じて、月単位で報告を徴することができる。
 - (2) 県は、木材産業等高度化推進資金の貸付けを受ける事業者から、合理化計画上の各年度終了後2か月以内(合理化計画上の年度の終了の日が3月中にある場合には、4月末日まで)に別記様式10により当該年度の資金の借受額及び資金の借受けに係る事業の実績報告を徴するものとする。
 - (3) 県は、別記様式11により上半期末における木材産業等高度化推進資金の貸付状況について10月末日までに林野庁長官に報告するとともに、毎年度5月末日までに別記様式12により前年度の木材産業等高度化推進資金の貸付実績報告書を作成し、林野庁長官に提出するものとする。
 - (4) (1)から(3)までに規定するほか、林野庁長官は、木材産業等高度化推進資金制度の円滑な運用を図るために必要があると認めるときは、県に対して木材産業等高度化推進資金の貸付状況について報告を求めることができるものとする。
- 7 信用基金からの貸付金の返還
- 県は、3の資金の供給の事業を廃止又は縮小した場合には、信用基金からの借入金の全部又は一部を信用基金に返還しなければならない。
- 8 県の規程
- (1) 県は、法、令、規則、次官通知及びこの通知に従って木材産業等高度化推進資金制度の実施のために必要な事項を定めるものとする。
 - (2) 県は(1)の事項を定めたときは、これを林野庁長官に提出するものとする。

第8 木材産業等高度化推進資金の貸付け

木材産業等高度化推進資金の資金種類、資金内容及び貸付条件は、以下のとおりとする。

ただし、木材産業等高度化推進資金の対象には、既往借入金の借換え(本資金の初回の借入れ時における既往借入金(短期運転資金)からの切替を除く。)は含まないものとする。

1 資金種類及び資金内容

(1) 事業経営改善合理化資金

ア 素材生産等促進資金

森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者(素材生産に係るものに限る。)又は数人共同事業体若しくは単独事業体(数人共同事業体に単独事業体を加えた事業体を含む。以下「数人共同事業体等」という。)が素材生産、素材若しくは木材製品の引取り(木材市場に係る事業体にあつては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。)又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金(長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。)であつて、次に掲げるものとする。

- (ア) 素材生産を行うのに必要な資金であつて、施業集約化費用、立木購入代金(前渡金、予約金等を含む。)、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用(作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。)及び作業委託費
- (イ) 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)及び素材の引取りに必要な輸送費
- (ウ) 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)及び製材等の引取りに必要な輸送費
- (エ) 素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費そ

の他の木材を加工するのに必要な資金(素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。)

なお、(エ)の素材等の加工を行うのに必要な資金の貸付対象者は、(ア)から(ウ)までのいずれかの資金を借り受けようとする者に限る。

イ 新規需要創出資金

(ア) 木材の製造に係る事業体であって(イ)に掲げる木材の新規需要の創出に資する木材製品の生産を行う者が、当該製品の原材料となる素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金(長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。)であって、次に掲げるものとする。

- a 素材の引取りを行うのに必要な資金であって、素材の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)及び素材の引取りに必要な輸送費
- b 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、製材等の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)及び製材等の引取りに必要な輸送費
- c 素材等の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金(素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。)

(イ) 本資金の貸付対象となる木材の新規需要の創出に資する木材製品とは、次に掲げるものであって、非住宅分野における木材需要の開拓、地域材の利用が低位な部材における地域材利用の拡大又は木質バイオマス利用の拡大に資すると認められるものとする。

- a 製材
- b 合板
- c 集成材
- d 単板積層材
- e 防腐、防虫、耐火処理材
- f 直交集成材
- g 木質チップ、ペレット
- h その他林野庁長官が承認した製品

(2) 木材高度加工資金

ア 次に掲げる木材の製造に係る事業体が木材の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金(長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。)であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金並びに原材料となる素材の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)及び素材の引取りに必要な輸送費(JAS無垢材に係るものに限る。)とする。

(ア) 次の施設又は設備を導入している木材の加工を行う事業体であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね3,000立方メートル以上のもの

- a 集成材製造施設
- b 人工乾燥施設
- c 薬剤処理施設
- d プレカット加工施設
- e 廃木材破砕・再生処理施設
- f 製材用省力化設備
- g 合板用省力化設備
- h 木製組立材料製造用省力化設備
- i 合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設

備

- (イ) 合併等により新たに設立された素材等の加工を行う事業体であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね 5,000 立方メートル以上のもの
 - (ウ) 木材 J A S 製品、乾燥材等の高度加工を行うもの
 - イ 長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づきアの資金を借り受けようとする者に原材料となる素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、次に掲げるものとする。
 - (ア) 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び輸送費
 - (イ) 素材又は木材製品の引取り及び素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な資金であって、素材若しくは木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金
 - ウ 貸付対象者は、契約、協定等に基づき素材若しくは木材製品を引取り、その加工を行うのに必要となる資金又は当該素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な資金を借り受けようとする者とする。
- (3) 林業経営改善資金
- ア 林業経営高度化推進資金
 - (ア) 林業を営む者が行う造林に必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費とする。
 - (イ) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体又は森林経営管理法第36条第2項の規定により県が公表する民間事業者として登録を受けている森林組合（ただし、令和12年度までは、令和2年度末時点において、知事により中核組合に認定されている森林組合を含む。）が素材生産を請負せるのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払い金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃とする。
 - イ 伐採・造林一貫作業推進資金
 - 森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者若しくはその組織する団体が素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、次に掲げるものとする。
 - (ア) 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）
 - (イ) 造林を行うのに必要な資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費とする。

2 利率

利率は、資金種類ごとに別表に定める利率の範囲内において知事が定めるものとする。ただし、地域の実情により、別表に定める利率を上回る利率を定める必要がある場合には、その理由を付して林野庁長官の承認を得るものとする。

3 償還期限及び据置期間

償還期限及び据置期間は、資金種類ごとに別表に定める範囲内において知事が定めるものとする。

4 貸付限度額及び貸付限度額の特認

- (1) 貸付限度額は、資金の種類ごとに別表に定める範囲内において知事が定めるものとする。
- (2) 貸付限度額の特認は、別表に定める条件に適合する場合により、資金の種類ごとに別表に定める範囲内において林野庁長官が承認した額とする。

5 借受資格者

事業経営改善合理化資金の借受資格者は、事業経営改善計画の認定を受けた者とし、木材高度加工資金の借受資格者は構造改善計画の認定を受けた者、林業経営改善資金の借受資格者は、林業経営改善計画の認定を受けた者とする。

6 木材産業等高度化推進資金の貸付けの方法

本資金の貸付けの方法は、証書貸付又は手形貸付によるものとする。

7 信用基金による保証の活用

県は、木材産業等高度化推進資金制度の円滑な運営を図るため、関係者に対し、信用基金の債務保証制度の積極的な活用について十分指導するものとする。

(2) 林業経営の概要等

ア 経営の概要

(林業経営体-個人用)

労働力の現況	区分	人頭数	林業従事日数	農業等従事日数	林業経営収支等の現況			
	家族	男	人	人日	人日	林業	粗収入(A)	千円
		女					林業経営費(B)	
		計					収支(A)-(B)	
	雇用	常雇				農業所得		
		臨時				給与所得		
		計				その他所得		
	委託等				計			
	※担当者 記入欄		選定経営体				<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	

(林業経営体-林家が法人化した会社用)

設立年月日				林業経営収支等の現況			
資本金				林業	粗収入(A)	千円	
役員員	役員 名		職員(事務系) 名		林業経営費(B)		
					収支(A)-(B)		
労働力の現況		人頭数	林業従事日数	その他			
	常雇	人	人日	計			
	臨時						
	委託等						
※担当者 記入欄		選定経営体				<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	

(林業経営体-その他法人用)

設 立 年 月 日		
資 本 金 等		
役 員		
林 業 関 係 職 員 等	事務系 名	
	技術系 名	
	作業員 名	
そ の 他 職 員 組 織 機 構 等		
主 な 事 業		
林 業 関 係 事 業 実 行 形 態		
備 考		
※担当者記入欄	選定経営体	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当

(公有林用)

沿 革		林 業 収 入	林産物収入	千円
			補 助 金	
借 入 金				
そ の 他 計				
組 織・機 構	担当部課 職員 事務系 技術系	経 営 費	事 業 費	千円
会 計 区 分	一般会計・特別会計		償 還 金	
事 業 実 行 形 態			そ の 他	
			計	
備 考				

(林業事業体-個人用)

林 業 労 働 力 の 現 況	区 分	人頭数	林業従事日数	農業等従事日数	林業経営収支等の現況		
	家 族	男	人	人日	人日	粗 収 入(A)	千円
		女				林業経営費(B)	
		計				収 支(A)-(B)	
	雇 用	常雇				農 業 所 得	
		臨時				給 与 所 得	
		計				そ の 他	
※担当者 記入欄	選定経営体			<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	計		

(林業事業体-法人用)

設 立 年 月 日				林業経営収支等の現況	
資 本 金 等				林	粗 収 入 (A) 千円
役 職 員	役員 人			業	林業経営費 (B)
	職員 (事務系) 人				収 支 (A) - (B)
労働力の現況		人頭数	従事日数	そ の 他	
	常雇 臨時 計	人	人日	計	
林業以外の事業					
※担当者 記入欄	選定経営体			<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	

イ 経営森林の現況

区 分	林相・樹種		面積	齢 級 別 内 訳 (ha)						
				I	II	III	IV	V	X	XI以上
経 営 森 林	人 工 林		ha							
		計								
	天 然 林									
路 網	林 道	総延長 km			標準伐期齢 年					
	作 業 道	" km								

(林業事業体用)

目標とする経営類型			経営規模(年間)	
区分			現状	目標
施業受託	造林	植栽	ha 《 ha》	ha
		(再掲) 一貫作業による実施分	ha 《 ha》	ha
		保育	ha 《 ha》	ha
	素材生産		ha 《 ha》 (m ³)	ha (m ³)
	その他			
経営受託	造林	植栽	ha 《 ha》	ha
		(再掲) 一貫作業による実施分	ha 《 ha》	ha
		保育	ha 《 ha》	ha
	素材生産		ha 《 ha》 (m ³)	ha (m ³)
	その他			
立木購入による素材生産			m ³	m ³
所有森林	造林	植栽	ha 《 ha》	ha
		(再掲) 一貫作業による実施分	ha 《 ha》	ha
		保育	ha	ha
	素材生産		ha (m ³)	ha (m ³)
	その他			
受託面積計			ha 《 ha》	ha
合計	造林		ha	ha
	素材生産		m ³	m ³

(3) 生産方式の合理化に関する目標

生産方式	現状	目標

(4) 経営管理の合理化に関する目標

(5) 事業実行方式の改善に関する目標

3 2の目標を達成するためとるべき措置

(1) 経営の目標ごとの措置

経営の目標	措置

(2) 目標を達成するため必要な事項

ア 伐採、造林、特用林産物の生産等
(林業経営体用)

事業区分			現行事業量		実行計画量				
			平均	前年	年度	年度	年度	年度	
伐採	主伐	皆伐	m ³	m ³					
		択伐							
	更新伐								
	利用間伐								
	計								
造林	植栽		ha	ha					
	(再掲)一貫作業による実施分		ha	ha					
	保育		ha	ha					
	附帯施設								
施業受託	伐採	皆伐	ha	ha					
		択伐	ha	ha					
		更新伐	ha	ha					
		利用間伐	ha	ha					
	造林	植栽	ha	ha					
		(再掲)一貫作業による実施分	ha	ha					
		保育							
	合計面積(ha)								
	経営受託	伐採	皆伐	ha	ha				
			択伐	ha	ha				
更新伐			ha	ha					
利用間伐			ha	ha					
造林		植栽	ha	ha					
		(再掲)一貫作業による実施分	ha	ha					
		保育							
合計面積(ha)									
委託		伐採立木材積(m ³)							
		造林面積(ha)							
特用林産物	生産物名								
	生産規模								
	生産量								

その他			
	備	考	

(林業事業体用)

事業区分			実行計画量			
			年度	年度	年度	年度
施業受託	造林	植栽				
		(再掲)一貫作業による実施分				
		保育				
	素材生産					
	その他					
経営受託	造林	植栽				
		(再掲)一貫作業による実施分				
		保育				
	素材生産					
	その他					
立木購入による素材生産						
所有森林	造林	植栽				
		(再掲)一貫作業による実施分				
		保育				
	素材生産					
	その他					
合計	造林					
	素材生産					
その他						
備考						

イ 林道及び作業道の開設又は改良

区分	名称	工種	開設・改良計画				備考
			年度	年度	年度	年度	
林道			m	m	m	m	
作業道	計画期間の総量		m				

ウ 森林の取得

区分	面積(m ²)	取得を行う森林の概要	備考
規則第2条の要件に合致する場合		森林の所在場所、既に所有している森林との位置関係、樹種、齢級等	
上記以外			

林業経営改善計画記載上の留意事項等

事 項	記 載 上 の 留 意 事 項 等
認定申請書	<p>数人共同の計画にあつては、代表者の住所、氏名、及び代表者以外の構成員数を記載する。なお、構成員全員の住所、氏名を併記した「構成員名簿」を添付する。</p>
1 林業経営の現状	
(1) 林業経営改善計画の対象とする森林の区域	
ア 林業経営体用	
① 森林の所在場所	<p>森林の所在場所の記載は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況ごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを地番の欄に併記する。（区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。）</p>
② 森林の現況	<p>1 面積の記載は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位を四捨五入する。</p> <p>2 樹種及び林層の欄には、スギ、ヒノキ、カラマツ、クヌギ等の樹種を記載するとともに、針葉樹林にあつては（針）と、広葉樹林にあつては（広）と、混交林にあつては（混）と、竹林にあつては（竹）と、未立木地にあつては（未）と、伐採跡地にあつては（跡）と、湿地、風衝地等の更新困難地にあつては（困）と記載する。</p> <p>3 林齢は、更新年度を第1年として計算するものとする。年齢の異なる立木が混在する森林のうち複層林等で、林齢の区分が明確な森林にあつては、上層木、下層木等に区分して、層ごとに樹種又は林相、林齢及び立木材積を記載する。林齢の区分が明確でない森林については、林齢はその異なる立木の年齢の平均値とし、併せてその異なる年齢の範囲を併記する。</p> <p>4 摘要欄には、地域森林計画において立木の伐採方法を特定されている森林、防風林等農地又は林地の保護のための森林、試験林等のその他施業上特殊な取扱いをする森林についてその旨を記載する。</p> <p>5 2以上の都道府県にわたるものにあつては、都道府県毎に小計する。</p>
③ 森林所有者	<p>森林所有者欄は、数人共同の計画の場合だけ記載するものとする。</p>
④ 備考	<p>経営受託により林業経営を行う森林については、その旨を記載する。</p>
イ 林業事業体用	
① 施業を受託すること等により林業を営む区域の所在場所	<p>1 施業の受託や立木購入による素材生産を行う区域について、該当する都道府県及び市町村を記載する。</p> <p>2 備考欄には、「私有林」、「公有林」等の主な所有形態を記載する。</p>
② 経営受託森林又は自己所有森林の所在場所	<p>1 経営を受託することにより林業を営む森林又は自己所有森林がある場合に記載する。</p> <p>2 同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況ごとに区分し、その区分した森林につき連続番</p>

<p>③ 経営受託森林又は自己所有森林の現況</p>	<p>号を付してこれを地番の欄に併記する。(区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。)</p> <p>1 経営を受託することにより林業を営む森林又は自己所有森林がある場合に記載する。</p> <p>2 面積の記載は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位を四捨五入する。</p> <p>3 樹種及び林層の欄には、スギ、ヒノキ、カラマツ、クヌギ等の樹種を記載するとともに、針葉樹林にあつては(針)と、広葉樹林にあつては(広)と、混交林にあつては(混)と、竹林にあつては(竹)と、未立木地にあつては(未)と、伐採跡地にあつては(跡)と、湿地、風衝地等の更新困難地にあつては(困)と記載する。</p> <p>4 林齢は、更新年度を第1年として計算するものとし、年齢の異なる立木が混在する森林のうち複層林等であるものについては、次のとおりとするものとする。</p> <p>ア 林齢の区分が明確な森林にあつては、上層木、下層木等に区分して、層ごとに樹種又は林相、林齢及び立木材積を記載する。</p> <p>イ 林齢の区分が明確でない森林については、林齢は、その異なる立木の年齢の平均値とし、併せてその異なる年齢の範囲を記載する。</p> <p>5 摘要欄には、地域森林計画において立木の伐採方法を特定されている森林、防風林等農地又は林地の保護のための森林、試験林等のその他施業上特殊な取扱いをする森林についてその旨を記載する。</p> <p>6 2以上の都道府県にわたるものにあつては、都道府県ごとに小計する。</p>
<p>(2) 林業経営の概要等</p> <p>ア 経営の概要</p> <p>(7) 林業経営体一人用</p> <p>① 労働力の現況</p> <p>② 林業経営収支等の現況</p> <p>③ その他</p> <p>(イ) 林業経営体一人用が法人化した会社用</p> <p>① 役職員</p> <p>② 労働力の現況</p>	<p>1 林業従事日数欄には、当該林業経営改善計画の対象森林内で林業に従事した人数を延べ人数で記入する。</p> <p>2 常雇とは、同一人で年間6か月以上雇用した者をいう。</p> <p>3 委託等は、森林組合等に対する作業委託等について換算延べ人数を記載する。</p> <p>1 粗収入は、主伐材、間伐材、しいたけ等の販売収入を記載する。</p> <p>2 経営費は、造林に要した経費、林道、作業道の開設、改良、維持に要した経費、林業経営に係る借入金の返済金等を記載する。</p> <p>労働力の現況欄及び林業経営収支等の現況欄の数値は、前年度実績を併記する。</p> <p>役員及び職員(事務系)の人数を記載する。</p> <p>1 林業従事日数欄には、当該林業改善計画の対象森林内において林業に従事した人数を延べ人数で記載する。</p> <p>2 委託等は、森林組合等に対する作業委託等について換算延べ人数を記載する。</p>

③ 林業経営収支等の現況	<p>1 粗収入は、主伐材、間伐材、しいたけ等の販売収入を記載する。</p> <p>2 経営費は、造林に要した経費、林道、作業道の開設、改良、維持に要した経費、林業経営に係る借入金の返済金等を記載する。</p>
(ウ) 林業経営体—その他法人用	
① 資本金等	資本金、出資金、基本財産額等を記載する。
② 林業関係員	作業員は、常雇について記入する。
③ 主要な事業	経営体の事業が多岐にわたる場合は、売り上げ総額等から主要な順に記入する。
④ 林業関係事業 実行形態	直営、請負、委託等の別を記入する。 なお、無利子資金を利用して行う場合は委託先と委託する事業を記入する。
⑤ 備考	他の事業部門があるため林業部門が決算書上明らかでない場合は、この収支概況等を記入する。
⑥ その他	定款、請負、委託等の別を記入する。
(エ) 公有林用	
① 沿革	沿革欄には、公有林経営の沿革についてその概要を記載する。
② 会計区分	一般会計、特別会計の該当するものを○でかこむこととし、特別会計の場合にあっては決算書を添付することとする。
③ 事業実行形態	直営、請負、委託等の別を記入する。
④ 林業収入・経営費	前年度の実績を記載する。
(オ) 林業事業体—個人用	
① 労働力の現況	林業従事日数欄には、当該林業事業体において林業に従事した人数を延べ人数で記載する。
② 林業経営収入等の現況	<p>1 粗収入は、施業受託収入、素材販売収入等を記載する。</p> <p>2 経営費は、受託した施業、立木購入による素材生産に要した経費、林業経営に係る借入金の返済金等を記載する。</p>
(カ) 林業事業体—法人用	
① 資本金等	資本金、出資金等を記載する。
② 役職員	役員及び職員（事務系）の人数を記載する。
③ 労働力の現況	林業従事日数欄には、当該林業事業体において林業に従事した人数を延べ人数で記載する。
④ 林業以外の事業	事業体の事業が多岐にわたる場合は、売上総額から主要な順に記載する。
⑤ 林業経営収支等の現況	<p>1 粗収入は、施業受託収入、素材販売収入等を記載する。</p> <p>2 経営費は、受託した施業、立木購入による素材生産に要した経費、林業経営に係る借入金の返済金等を記載する。</p>
イ 経営森林の現況	1 林業経営体にあつては、自己所有森林及び経営を受託している森林について記載するものとする。なお、林業事業体にあつては、これに該当する森林についてのみ記載する。

2 林業経営の改善に関する
目標

(1) 林業経営の改善の方向
の概要

2 経営森林以外に所在し、経営上利用している路網については（ ）に外書で記載する。

目標は、経営改善計画の終期における数値を記入する。

林業経営の改善の目標として、森林取得、施業受託、立木購入による素材生産、特用林産物等の生産等の目標の概要を記述するとともに、年間生産目標、年間所得等目標を記述する。

(所得等については、申請者が林業経営体-個人、林業経営体-林家が法人化した会社、又は林業事業体の場合のみ記載する。)

なお、森林施業の合理化に寄与し、かつ、集团的に存在する森林において委託により行う造林について、造林資金と併せて森林整備活性化資金を借り受けようとする場合には、施業の委託に関する考え方についても併記し、単層林を複層林に転換するために行う造林について森林整備活性化資金を借り受けようとする場合には、当該施業の導入に関する考え方についても併記する。

(2) 林業経営の規模の拡大
等に関する目標

ア 林業経営体用

1 目標とする経営類型については、都道府県の基本構想に定められた経営類型以外のものでも差し支えない。

2 経営規模の現状については、林業経営改善計画開始日の1年前の日から当該計画開始日の前日までの期間に実施した事業量（事業未完了のものを含む。）を記載する。（施業受託及び経営受託にあつては、当該計画の申請日において現に契約している受託面積を《 》に記載する。）

3 区分のうち育林業については、樹種・生産目標ごとに記入し、小計をとるとともに、人工林率について（ ）書きで記載する。また、森林取得による規模の拡大面積の内訳をそれぞれ摘要欄に記載する。

4 生産目標については、生産材の一番玉の径級及び用途により、小丸太（末口径5～13cm）、柱適寸丸太（末口径14～18cm、心持柱材）、一般材（末口径20～28cm、中径材）、大径材（末口30cm以上）、パルプ用材、シイタケ原木等に区分するものとする。（径級は樹種ごとに異なるものであっても差し支えない。）

5 施業受託及び経営受託については、植栽、保育、皆伐、択伐、更新伐、利用間伐別に受託面積を記載する。（皆伐、択伐、更新伐及び利用間伐については、伐採量も記載する。）

6 受託面積計については、施業受託及び経営受託における受託面積の合計値を記載する。

7 齢級構成の平準化の目標については、樹種ごとに10年後の目標面積を記入する。

イ 林業事業体用

1 目標とする経営類型については、都道府県の基本構想に定められた経営類型以外のものでも差し支えない。

2 経営規模の現状については、林業経営改善計画開始日の1年前の日から当該計

	<p>画開始日の前日までの期間に実施した事業量（事業未完了のものを含む。）を記載する。（施業受託及び経営受託にあつては、当該計画の申請日において現に契約している受託面積を《 》に記載する。）</p> <p>3 施業受託及び経営受託については、植栽、保育、素材生産別に受託面積を記載する。（素材生産については、材積も記載する。）</p> <p>4 その他欄には、作業道の開設について記載する。この場合、作業道の延長も併せて記載する。</p> <p>5 受託面積計については、施業受託及び経営受託における受託面積の合計値を記載する。</p>
<p>(3) 生産方式の合理化に関する目標</p>	<p>1 林業経営体にあつては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 育林業、施業受託、特用林産物生産別に記載する。</p> <p>(2) 生産方式については、基本構想で定められた指標に基づき、育林業については、機械装備、施業方法、林内路網整備（路網密度）等、施業受託については、受託作業量等、特用林産物生産については、栽培方法、導入する機械・施設の種類の種類、生産量等を記載する。</p> <p>2 林業事業体にあつては、生産方式について、基本構想で定められた指標に基づき、機械装備、素材生産性等を記載する。</p>
<p>(4) 経営管理の合理化に関する目標</p>	<p>簿記記帳、青色申告、法人化等経営管理方式の改善についてを記述する。</p>
<p>(5) 事業実行方式の改善に関する目標</p>	<p>1 林業経営体にあつては、販売活動の強化、技術の改良・開発、作業効率の向上、森林施業技術や経営方法等に関する研修の受講、労働安全の充実等事業実行方式の改善について記述する。</p> <p>なお、森林施業の合理化に寄与し、かつ、集団的に存在する森林において委託により行う造林について、造林資金と併せて森林整備活性化資金を借り受けようとする場合には、おおむね 500 ヘクタール以上の集団的に存在する森林について施業を行うと見込まれる者への積極的な施業委託について記載する。</p> <p>2 林業事業体にあつては、林業に関する技術者又は技能者の配置、定期的な休日制の導入、月給制の導入、社会保険の導入、森林施業技術や販売方法等に関する研修の受講、労働安全の充実等事業実行方式の改善について記述する。</p>
<p>3 2の目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 経営の目標ごとの措置</p> <p>(2) 目標を達成するために必要な事項</p> <p>ア 伐採、造林、特用林産物の生産等</p> <p>① 林業経営体用</p>	<p>2で記載した目標を達成するためにとるべき措置の基本的な方向について記載する。</p> <p>1 現行事業量については、平均値は過去3年間の年平均値を記載することとし、記載は伐採にあつては立方メートルを、造林にあつてはヘクタールを単位として小数第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>2 計画期間内における森林の取得等による経営規模の拡大分に係る実行計画量を</p>

	<p>見込むことが可能な場合は、当該計画量を（ ）に外書きで記載する。</p> <p>3 単層林を複層林に転換するために行う造林については、樹下植栽、誘導伐等の事業名を記載し、その事業量を記載する。</p> <p>4 造林の附帯施設については、種目ごとに刈払機、休憩施設等と記載し、単位は適宜、台、棟等と記載する。</p> <p>5 賃借料の一括前払いによる林業機械の導入、林業技術を習得するための研修の受講等を行う場合は、その他の欄にその旨を記載する。</p>
<p>② 林業事業体用</p>	<p>1 施業受託及び経営受託については、植栽、保育、素材生産別に受託面積を記載する。（素材生産については材積も記載する。）</p> <p>2 賃借料の一括前払による林業機械の導入、林業技術を習得するための研修の受講等を行う場合は、その他の欄にその旨を記載する。</p>
<p>イ 林道及び作業道の開設又は改良</p>	<p>1 林業事業体にあつては、所有森林又は受託している森林において計画する場合のみ記載する。</p> <p>2 名称欄には、〇〇沢林道等、当該路線名を記載する。</p> <p>3 工種欄には、開設、改良の別を記載する。</p> <p>4 林道欄の記載は、路線ごとに記載するものとし、その事業期間を開設、改良欄に矢印等で示し、当該矢印に事業期間内の事業総量をメートル単位で記載する。</p> <p>また、計画期間内における林地の取得及び分収林契約等による経営規模の拡大分に係る実行計画量を見込むことが可能な場合は、当該計画量を（ ）に外書きで記載する。</p> <p>5 備考欄には、資金調達区分（補助林道、融資林道、自力林道）及び各種計画との関連（林構林道、地域森林計画掲上等）を記載する。</p> <p>6 森林整備活性化資金を借り入れる場合は、高性能林業機械の導入を前提とした計画とすること。</p>
<p>ウ 森林の取得</p>	<p>規模拡大のために必要な森林の取得について、計画策定（変更）時点の計画を次の区分毎に記載する。</p> <p>規則第2条の要件に合致する場合 上記以外</p>
<p>エ その他</p> <p>4 3の措置を実施するために必要な資金の額及び調達方法</p> <p>3の(2)のアからウまでの伐採事業、造林事業、林道事業の実施及び森林の取得に必要な資金</p>	<p>森林レクリエーション施設、林産物の加工施設等について記載する。</p> <p>その他の資金欄には、県単独事業の補助金、市町村単独の補助金等が交付される場合に記載する。</p> <p>森林の取得に必要な資金については、備考欄に取得の面積を記入する。</p>

別記様式2

林業経営改善計画認定書

認定番号

年 月 日

殿

沖縄県知事 氏名

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項（同法施行令第1条第1項）の規定より、 年 月 日に認定申請のあった林業経営改善計画については、これを適当であると認定する。

（記載事項）

- 1 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して、54-1のように記載する。
- 2 変更後の認定番号については、当該林業経営改善計画の変更回数と、変更年度を上記1の認定番号の次に（<1-55）のように記載する。
- 3 変更の場合にあつては、表題の次に（変更）と記載し、本文における当該適用条項以外の条項は削除する。

別記様式3

林業経営改善計画認定通知書

番 号

年 月 日

殿

沖縄県知事 氏名

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項及び同法施行令第1条第1項の規定による林業経営改善計画の認定について、別紙のとおり通知する。

(別 紙)

林業経営改善計画認定一覧

年 月 日～ 月 日認定分 (整理番号 ～)

沖縄県

整理 番号	申請者 氏名	認定 番号	資金名	借入希望額 (千円)				備考
				年度	年度	年度	年度	

(注) 1 「資金名」は、林業基盤整備資金(造林)、林業基盤整備資金(林道)、林業経営育成資金(森林取得)、林業経営育成資金(生産方式合理化)、農林漁業施設資金、林業・木材産業改善資金又は木材産業等高度化推進資金とするほか、森林整備活性化資金について、林業基盤整備資金(造林)と併せて借り受けようとするものについては林業基盤整備資金(造林)とし、林業基盤整備資金(利用間伐等推進)と併せて借り受けようとするものについては林業基盤整備資金(利用間伐等推進)とする。

2 「借入希望額」は、申請者ごとに計をとる。

林業経営改善計画変更申請書

年 月 日

殿

住所

氏名

〔 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 〕

年 月 日付けで認定を受けた林業経営改善計画について下記のとおり変更したので、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第1条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容 別紙のとおり
- 2 変更の理由

別記様式 5

合理化計画認定書

認定番号

年 月 日

殿

沖縄県知事

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第1項（同法施行令第4条第1項）（構造改善計画に係る認定の場合は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第2項（同法施行令第4条第1項））の規定により、○
○ 年 月 日に認定申請のあった合理化計画については、これを適当であると認定する。

（記載注意）

- 1 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して23-1のように記載する。
- 2 変更後の認定番号は、当該合理化計画の変更回数と、変更年度を上記1の認定番号の次に（変1-23）のように記載する。
- 3 変更の場合にあっては、表題の次に（変更）と記載し、本文における当該適用条項以外の条項は削除する。
- 4 法人格を有しない団体については、あて名を「名称、代表者氏名、構成員氏名」殿とする。
- 5 構造改善計画に係る認定の場合は合理化計画認定書の交付は、申請者毎とする。

別記様式 6

合理化計画認定通知書

番 号
年 月 日

殿

沖縄県知事

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第1項、第2項及び同法施行令第4条第1項の規定による合理化計画の認定について、別紙のとおり通知する。

別紙

合理化計画認定及び木材産業等高度化推進資金借入希望一覧表

年 月 日～ 月 日認定分（整理番号 ～ ）

沖縄県

整理番号	申請者住所氏名	木材産業等高度化推進資金借入希望（千円）				
		資金種類	年度	年度	年度	年度
		事業経営改善合理化資金 木材高度加工資金 構造改善合理化資金（※1） 林業経営改善資金				
		計				
		事業経営改善合理化資金 木材高度加工資金 構造改善合理化資金 林業経営改善資金				
		計				
		事業経営改善合理化資金 木材高度加工資金 構造改善合理化資金 林業経営改善資金				
		計				

（記載注意）

- 1 番号は、認定年度における通し番号とし、当該年度を付して23-1のように記載する。
- 2 借入希望は、当該合理化計画の資金計画における木材産業等高度化推進資金の金額を記入する。
- 3 法人格を有しない団体については、申請者住所氏名欄は名称、代表者氏名を記入して差し支えない。

（※1） 構造改善合理化資金については令和元年度をもって廃止した資金であり、現在認定されている合理化計画に基づき当該資金を利用する場合に記載すること。以下同じ。

別記様式7

合理化計画変更認定申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
氏名 (法人にあつては、名称)
及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた合理化計画について下記のとおり変更したいので、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第4条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容 別紙のとおり
- 2 変更理由

別記様式 8

林野庁長官 殿

番 号
年 月 日

沖縄県知事

年度木材産業等高度化推進資金事業計画を別紙のとおり定めたいので、承認を申請する。

(別紙)

年度木材産業等高度化推進資金事業計画書

1 貸付方針

- (1) 事業経営改善合理化資金
- (2) 木材高度加工資金
- (3) 構造改善合理化資金
- (4) 林業経営改善資金

2 貸付条件

資金の種類	貸付利率				償還期限 (据置期間)		貸付限度額	備考
	短期資金		長期資金		短期資金	長期資金		
	保証なし	保証付き	保証なし	保証付き				
事業経営改善合理化資金 素材生産等促進資金 2倍協調資金 3倍協調資金 4倍協調資金 新規需要創出資金 2倍協調資金 素材転換促進資金(※1) 2倍協調資金 間伐等促進資金(※1) 2倍協調資金 3倍協調資金 4倍協調資金	%	%	%	%			千円	
木材高度加工資金(※2) 2倍協調資金								
構造改善合理化資金 チップ等安定供給資金(※1) 2倍協調資金 木材高度加工資金(※3) 2倍協調資金 原木確保協定促進資金(※4) 2倍協調資金 3倍協調資金								
林業経営改善資金 (略)								

(注) 1 地域の实情により、別表に記載されている利率を超える利率を定める必要がある場合には、その理由を記載した書面を添付すること。

2 3の表において、貸付計画のあるものについて記載すること。

(※1) 素材転換促進資金、間伐等促進資金、チップ等安定供給資金については、平成29年度をもって廃止した資金であり、経過措置として現在認定されている合理化計画の認定期間終了まで記載すること。以下同じ。

(※2) 令和2年度以降に認定する合理化計画による木材高度加工資金について記載すること。以下同じ。

(※3) 令和元年度までに認定されている合理化計画による木材高度加工資金について記載すること。以下同じ。

(※4) 原木確保協定促進資金については、令和元年度をもって廃止した資金であり、経過措置として現在認定されている合理化計画の認定期間終了まで記載すること。以下同じ。

3 貸付計画

資金の種類	貸付計画額		資金供給計画額	備考
	短期貸付	長期貸付		
事業経営改善合理化資金 (略)	百万円	百万円	百万円	
木材高度加工資金 2倍協調資金				
構造改善合理化資金 (略)				
林業経営改善資金 (略)				
計				

4 資金計画

資金供給計画額 (百万円)		
農林漁業信用基金からの借入額	県資金額	計

(注) 1 資金供給計画額の計は、3貸付計画の資金供給計画額の計と合致すること。

5 資金供給金融機関

名 称	所 在 地	支 店 数

6 資金供給条件

項 目	条 件
利 率 期 間 利息の受取時期	

別記様式 9

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

沖縄県知事

年度木材産業等高度化推進資金事業計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号で承認を受けた木材産業等高度化推進
資金事業計画について下記のとおり変更したいので承認を申請する。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更理由
- 3 変更事業計画

別紙のとおり

(別紙)

1 貸付条件の変更

資金の種類	貸付利率 (%)				償還期限 (据置期間)		貸付限度額 (千円)		備考
	現行		変更		現行	変更	現行	変更	
	保証なし	保証付き	保証なし	保証付き					
事業経営改善合理化資金 (略)									
木材高度加工資金 2倍協調資金 短期資金 長期資金									
構造改善合理化資金 (略)									
林業経営改善資金 (略)									

2 貸付計画の変更

資金の種類	当初貸付計画額	変更貸付計画額	増(△減額)	当初資金供給計画額	変更資金供給計画額	増(△減額)	備考
事業経営改善合理化資金 (略)	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
木材高度加工資金 2倍協調資金 短期資金 長期資金							
構造改善合理化資金 (略)							
林業経営改善資金 (略)							

3 資金計画の変更

当初 資金供給 計画額 (百万円)	変更			増(△減額) (百万円)	備考
	資金供給計画額(百万円)				
	農林漁業信用基金からの借入額	県資金額	計		

沖縄県知事 殿

住所
氏名 (法人にあっては、名称)
及び代表者の氏名

年 月 日付け認定番号第 号で認定を受けた合理化計画に係る第
年度（計画期間 年 月 日～ 月 日）の事業実績につき、下記の
とおり報告します。

1 事業経営改善合理化資金関係

項 目	事 業 量			事 業 費	木材産業等高度化推進 資金認定額（実績欄に おいては借入額）	
	地域材	左記以外	計			
合 理 化 に 関 する 計 画	素材生産	m ³	m ³	m ³	千円	千円
	間伐等素材生産		—			
	素材引取	()	()	()		
	間 伐 材 等 素 材 引 取	()	()	()		
	素材転換	()	—	()		
	製品引取	()	()	()		
	間 伐 材 等 製 品 引 取	()	()	()		
	計 A	()	()	()		
	製 品 生 産	()	()	()		
	間 伐 材 等 製 品 生 産	()	()	()		
本 年 度 合 理 化 計 画 に 対 する 実 績	素材生産		—			
	間伐等素材生産		—			
	素材引取	()	()	()		
	間 伐 材 等 素 材 引 取	()	()	()		
	素材転換	()		()		
	製品引取	()	()	()		
	間 伐 材 等 製 品 引 取	()	()	()		
	計 B	()	()	()		
	製 品 生 産	()	()	()		
	間 伐 材 等 製 品 生 産	()	()	()		
計画対実績の割合 B / A	() %	() %	() %	%	%	

(注) 1 合理化計画における計画の欄について

(1) 事業量については、

- ① 合理化計画書の事業計画から該当数値の素材換算したものを記入する。
- ② 素材引取の()は、JAS認証業者等のJAS製品生産量を合理化計画書の事業計画から該当数値を転記する。
- ③ 単独融資に係るものである場合、素材引取、素材転換及び製品引取の()は、需要開発に係る認定者にとっては、その生産計画量を、製材の日本農林規格(構造用製材に係るものに限る)に係る認定者にとっては、JAS製品生産計画量を合理化計画書の事業計画から該当数値を転記する。
- ④ 間伐材等製品生産については間伐材等の素材及び製品の加工に要した経費を記入する。

(2) 事業費については、合理化計画書の資金計画の計画事業量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。

(3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、合理化計画書の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。

2 本年度の合理化計画に対する実績の欄について

(1) 事業量については、

- ① 合理化計画に掲げた事業の実績の素材換算数値を記入する。
- ② 素材引取、素材転換及び間伐材等素材引取の()は、JAS認証業者等のJAS製品生産量を記入する。
- ③ 単独融資に係るものである場合、素材引取、素材転換及び製品引取の()は、需要開発に係る認定者にとっては、その生産量を、製材の日本農林規格(構造用製材に係るものに限る)に係る認定者にとっては、JAS製品生産量を記入する。

(2) 事業費については、

- ① 素材生産については、立木購入代金、素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用、作業現場から最終土場までの素材生産実施費用としての集運材のための機械・施設の使用料又は作業労賃の総額を記入する。
- ② 素材引取、素材転換及び製品引取については、地域材に係る素材又は製材品の引取金額を記入する。
- ③ 間伐等素材生産については、間伐等に係る立木購入代金、素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用、作業現場から最終土場までの素材生産実施費用としての集運材のための機械・施設の使用料又は作業労賃の総額を記入する。
- ④ 間伐材等素材引取、間伐材等製品引取については、間伐材等の素材又は間伐材等に係る製材品の引取金額を記入する。

(3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。

3 計画対実績の割合は、百分率(小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。)で表す。

2 木材高度加工資金関係

(1) 立木等引取、素材生産に係る資金関係

項 目		事 業 量			事 業 費	木材産業等高度化推進資金認定額(実績欄においては借入額)
		地域材	左記以外	計		
合理化 における 計 画	立木引取	m ³ ()	m ³ —	m ³ ()	千円	千円
	素材生産	()	()	()		
	素材引取	()	()	()		
	製品引取	()	()	()		
	計 A	()	()	()		
本年度 の合理化 計画に 対する 実績	立木引取	()	—	()		
	素材生産	()	()	()		
	素材引取	()	()	()		
	製品引取	()	()	()		
	計 B	()	()	()		
計画対実績の割合 B/A(素材換算値)		() %	() %	() %	%	%

(注) 1 合理化計画における計画の欄について

(1) 事業量については、合理化計画書の事業計画から該当数値の素材換算したものを記入する。

- (2) 事業費については、合理化計画書の資金計画の計画事業量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。
- (3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、合理化計画書の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。
- 2 本年度の合理化計画に対する実績の欄について
- (1) 事業量については、合理化計画に掲げた事業の実績の素材換算数値を記入する。
- (2) 事業費については、立木引取は立木購入代金等を、素材引取、製品引取は地域材に係る素材又は製材品の購入代金等を記入する。
- (3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。
- 3 計画対実績の割合は、百分率（小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

(2) 木材加工に係る資金関係

項 目		事 業 量	事 業 費	木材産業等高度化推進資金認定額（実績欄においては借入額）
合理化計画における計画	素材の消費量	m ³	千円	千円
	製材品の消費量			
	計 A			
本年度の合理化計画に対する実績	素材の消費量			
	製材品の消費量			
	計 B			
計画対実績の割合 B/A		%	%	%

(注) 1 合理化計画における計画の欄について

- (1) 事業量については、合理化計画書の事業計画から該当数値を転記する。
- (2) 事業費については、合理化計画書の資金計画の計画消費量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。
- (3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、合理化計画書の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。
- 2 本年度の合理化計画に対する実績の欄について
- (1) 事業量については、合理化計画に掲げた事業の実績を記入する。
- (2) 事業費については、素材・製材品の消費に要した経費を記入する。
- (3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。
- 3 計画対実績の割合は、百分率（小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

3 構造改善合理化資金関係

(1) チップ等安定供給資金、木材高度加工資金、原木確保協定促進資金（立木等引取、素材生産に係る資金）関係

資 金 名		事 業 量			事 業 費	木材産業等高度化推進資金認定額（実績欄においては借入額）
項 目		地域材	左記以外	計		
合理化計画における計画	立木引取	m ³ ()	m ³ —	m ³ ()	千円	千円
	素材生産	()	()	()		
	素材引取	()	()	()		
	製品引取	()	()	()		
	計 A	()	()	()		
本年度の合理化計画に対する実績	立木引取	()	—	()		
	素材生産	()	()	()		
	素材引取	()	()	()		

	製品引取	()	()	()		
	計 B	()	()	()		
計画対実績の割合 B / A (素材換算値)		() %	() %	() %		%

(注) 1 合理化計画における計画の欄について

- (1) 事業量については、合理化計画書の事業計画から該当数値の素材換算したものを記入する。
- (2) 事業費については、合理化計画書の資金計画の計画事業量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。
- (3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、合理化計画書の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。

2 本年度の合理化計画に対する実績の欄について

- (1) 事業量については、合理化計画に掲げた事業の実績の素材換算数値を記入する。
- (2) 事業費については、立木引取は立木購入代金等を、素材引取、製品引取は地域材に係る素材又は製材品の購入代金等を記入する。
- (3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。

3 計画対実績の割合は、百分率（小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

(2) 木材高度加工資金、原木確保協定促進資金（木材加工に係る資金）関係

資金名				
項目		事業量	事業費	木材産業等高度化推進資金認定額（実績欄においては借入額）
合理化計画における計画	素材の消費量	m ³	千円	千円
	製材品の消費量			
	計 A			
本年度の合理化計画に対する実績	素材の消費量			
	製材品の消費量			
	計 B			
計画対実績の割合 B / A		%	%	%

(注) 1 合理化計画における計画の欄について

- (1) 事業量については、合理化計画書の事業計画から該当数値を転記する。
- (2) 事業費については、合理化計画書の資金計画の計画消費量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。
- (3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、合理化計画書の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。

2 本年度の合理化計画に対する実績の欄について

- (1) 事業量については、合理化計画に掲げた事業の実績を記入する。
- (2) 事業費については、素材・製材品の消費に要した経費を記入する。
- (3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。

3 計画対実績の割合は、百分率（小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

4 林業経営改善資金

事業区分		事業量 (ha)	事業費 (千円)	木材産業等高度化推進資金認定額（実績欄においては借入額） (千円)
林業経営改善計画	所有林	植栽		
		保育		
林業経営改善計画	施業託	植栽		
		保育		
		間伐		

における計画	経営受託	植栽			
		保育			
		間伐			
	委託	造林面積			
	計 A				
	委託	素材生産 C			
	一貫作業	一貫作業 E			
本年度の林業経営改善計画に対する実績	所有森林	植栽			
		保育			
	施業受託	植栽			
		保育			
		間伐			
	経営受託	植栽			
		保育			
		間伐			
	委託	造林面積			
	計 B				
	委託	素材生産 D			
一貫作業	一貫作業 F				
計画対実績の割合 B / A			%	%	%
計画対実績の割合 C / D			%	%	%
計画対実績の割合 E / F			%	%	%

(注) 1 林業経営改善計画における計画の欄について

- (1) 事業量については、林業経営改善計画書の3の(2)の「目標を達成するため必要な事項の実行計画量」の値を記入する。
- (2) 事業費については、林業経営改善計画書の4の「3の(2)のアからウまでの伐採事業、造林事業、林道事業の実施及び森林の取得等に必要な資金」の計の金額を各事業区分ごとに転記又は按分して記入する。
- (3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、林業経営改善計画書の4の「3の(2)のアからウまでの伐採事業、造林事業、林道事業の実施及び森林の取得等に必要な資金」から推進資金からの借入金の額を転記する。

2 本年度の林業経営改善計画に対する実績の欄について

- (1) 事業量については、林業経営改善計画に掲げた事業の実績を記入する。
- (2) 事業費については、事業を実施するのに要した金額を記入する。
- (3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。

3 計画対実績の割合は、百分率（小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

林野庁長官 殿

沖縄県知事

貸付状況の報告について

年度上半期末における木材産業等高度化推進資金の貸付けの状況を別紙のとおり報告する。

別 紙

1 金融機関別貸付状況

(単位：千円、%)

金融機関名	協調倍率	上半期末 資金供給 残高 (A)	前年度末 貸付残高 (B)		上半期 貸付 (C)		上半期 償還 (D)		上半期末 貸付残高 (B+C-D=E)		金額 達成率	備考
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
	2倍協調資金											
	3倍協調資金											
	4倍協調資金											
	計											
	2倍協調資金											
	3倍協調資金											
	4倍協調資金											
	計											
	2倍協調資金											
	3倍協調資金											
	4倍協調資金											
	計											
計	2倍協調資金		()		()		()		()			
	3倍協調資金		()		()		()		()			
	4倍協調資金		()		()		()		()			
	計		()		()		()		()			

(注)件数欄の記載は、金融機関から貸し出されるごとに1件として計上する貸付の件数を裸書きとし、()内にはそれぞれに該当する合理化計画認定者数(数人共同体の場合は団体ごとに1件とする)を記入する。

なお、()内の件数については次のように整理することとする。

- ①前年度末貸付残高の欄の記載は、前年度の貸付実績報告における当該数値を転記する。
- ②上半期貸付の欄の()内には、貸付残高の無い者に貸付けた場合の数を記入する。
- ③上半期償還の欄の()内には、償還により貸付残高が皆無となった者の数を記入する。
- ④上半期貸付未残高の欄の()内には、上半期末において資金を貸し付けている者の数を記入する。

原木確保協定促進資金	計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
		短期資金	2倍協調											
			3倍協調											
		長期資金	2倍協調											
3倍協調														
林業経営改善資金	計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
		林業経営高度化推進資金	計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
			短期資金											
			長期資金											
		伐採・造林一貫作業推進資金	計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
			短期資金	2倍協調										
				3倍協調										
			長期資金	2倍協調										
		3倍協調												
		計		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(注) 1 件数欄の記載は、金融機関から貸し出されるごとに1件として計上する貸付の件数を裸書きとし、()内にはそれぞれに該当する合理化計画認定者数(数人共同体の場合は団体ごとに1件とする)を記入する。

なお、()内の件数については次のように整理することとする。

①前年度末貸付残高の欄の記載は、前年度の貸付実績報告における当該数値を転記する。

②上半期貸付の欄の()内には、貸付残高の無い者に貸付けた場合の数を記入する。

③上半期償還の欄の()内には、償還により貸付残高が皆無となった者の数を記入する。

④上半期末貸付残高の欄の()内には、当期末において資金を貸し付けている者の数を記入する。

2 JAS認証業者等の欄には、上半期末貸付残高のうち木材製品の規格化を促進するためJAS認証業者等に貸付けている件数及び貸付残高を記入する。ただし、製材の日本農林規格(構造用製材に係るものに限る)の認定業者は除く。

3 当該貸付欄の単独事業とは、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」の記の第3の1の(3)の事業体に係る貸付けとする。

2 ○○年度資金種類別借受者別貸付実績

(単位：件、千円)

資金の種類	借受者	前年度末貸付残高 (A)		年度				当年度末貸付残高 (A+B-C=D)	
		件数	金額	貸付 (B)		償還 (C)		件数	金額
				件数	金額	件数	金額		
事業経営改善合理化資金	計								
	素材生産等促進資金	計 森林組合関係 森林所有者関係 木材協同組合関係 単独事業体の その他							
	新規需要創出資金	計 森林組合関係 森林所有者関係 木材協同組合関係 単独事業体の その他							
	素材転換促進資金	計 森林組合関係 木材協同組合関係 単独事業体の その他							
	間伐等促進資金	森林組合関係 森林所有者関係 木材市場関係 木材協同組合関係 単独事業体の その他 (再掲) 素材生産に要する資金 素材引取に要する資金 製品の引取に要する資金 加工に要する資金							
木材高度加工資金	計								
	森林組合関係 森林所有者関係 木材協同組合関係 単独事業体の その他 (再掲) 加工に要する資金 原材料供給に要する資金								
構造改善合理化資金	計								
	チップ等安定供給資金	計 森林組合関係 森林所有者関係 木材協同組合関係 単独事業体の その他 (再掲) 素材生産に要する資金 素材引取に要する資金 (製材等の残材含む)							

	木材高度加工資金	計 森林組合関係 森林所有者関係 木材協同組合関係 単独事業体関係 その他 (再掲) 加工に要する資金 原材料供給に要する資金							
	原木確保協定促進資金	計 森林組合関係 木材協同組合関係 単独事業体関係 その他							
林業経営改善資金		計							
	林業経営高度化推進資金	計 森林組合関係 森林所有者関係 木材協同組合関係 単独事業体関係 その他 (再掲) 造林に要する資金 素材生産に要する資金							
	伐採・造林一貫作業推進資金	計 森林組合関係 森林所有者関係 木材協同組合関係 単独事業体関係 その他 (再掲) 造林に要する資金 素材生産に要する資金							
		計							
	森林組合関係 森林所有者関係 流域林業サービスセンター 木材市場関係 木材協同組合関係 単独事業体関係 その他								

- (注) 1 森林組合関係は、森林組合及び森林組合連合会について計上する。(共販所を含む。)
- 2 森林所有者関係は、森林所有者(生産森林組合を含む。)及びその組織する団体について記入する。
- 3 流域林業サービスセンターは、立木の取得・譲渡を行う第3セクターについて記入する。
- 4 木材協同組合関係は、素材生産業、製材業、木材販売業等の協同組合等について計上する。
- 5 木材市場関係は、個人、法人、協同組合の開設している木材市場のすべてを計上する。
- 6 単独事業体関係は、法第4条第1項の事業経営改善計画に係るものについては、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」の第3の1の(3)の事業体について計上し、法第4条第2項の構造改善計画に係るものについては、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」の第3の2の(1)のうち単独事業体について計上する。(ただし、森林所有者及び木材市場関係については、それぞれの欄に計上する。)
- 7 その他には、1～6以外の者について計上する。

3 当年度貸付に係る事業の実績

(1) 事業経営改善合理化資金の貸付に係る地域材取扱量等

(単位：m³)

資 金 種 類	地 域 材 取 扱 量		
	単 独 事 業 体	左記以外の事業体	計
総 量			
素材生産等促進資金 素材生産 (需要開発に係る素材生産量)	()	()	()
素材引取 (需要開発に係る製品生産量)	()	()	()
(J A S 製品生産量) 製品の引取	()	()	()
(需要開発に係る素材生産量)	()	()	()
(需要開発に係る製品生産量)	()	()	()
新規需要創出資金 素材引取 (J A S 製品生産量)	()	()	()
製品の引取			
素材転換促進資金 (需要開発に係る製品生産量)	()	()	()
(J A S 製品生産量)	()	()	()
間伐等促進資金 間伐等に係る素材生産 (需要開発に係る素材生産量)	()	()	()
間伐材等の素材引取 (需要開発に係る製品生産量)	()	()	()
(J A S 製品生産量)	()	()	()
間伐材等に係る製品の引取 (需要開発に係る製品生産量)	()	()	()

(注) 1 当年度貸付に係る地域材取扱量を素材換算数値で記入する。以下同じ。

2 材積の記載は、立方メートルを単位とし、小数第1位を四捨五入して単位止めとする。以下同じ。

3 単独事業体の欄については、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」の第3の1の(3)の単独事業体の当年度における新製品の開発及びJ A S材に係る生産量を記入する。以下同じ。

(2) 木材高度加工資金の貸付に係る地域材取扱量等

(単位：m³)

資 金 種 類	地 域 材 取 扱 量		
	単 独 事 業 体	左記以外の事業体	計
木材高度加工資金 (立木の引取)	()	()	()
(素材生産)	()	()	()
(素材の引取)	()	()	()
(製品生産)	()	()	()
(製品の引取)	()	()	()

(3) 構造改善合理化資金の貸付に係る地域材取扱量等

(単位：m³)

資 金 種 類	地 域 材 取 扱 量		
	単独事業体	左記以外の事業体	計
チップ等安定供給資金			
（立木の引取）	()	()	()
（素材の引取）	()	()	()
木材高度加工資金			
（立木の引取）	()	()	()
（素材生産）	()	()	()
（素材の引取）	()	()	()
（製品生産）	()	()	()
（製品の引取）	()	()	()
原木確保協定促進資金			
（立木の引取）	()	()	()
（素材生産）	()	()	()
（素材の引取）	()	()	()
（製品生産）	()	()	()

(4) 林業経営改善資金の貸付に係る造林事業実行量

(単位：ha、m)

資 金 種 類	造林	保育	間伐	計	作業道
総 量					()
林業経営高度化推進資金					()
伐採・造林一貫作業推進資金					()

(注) 作業道欄は作業道の開設延長を記入する。()は、改良延長で外書き。

(5) 林業経営改善資金の貸付に係る素材生産量

(単位：m³)

資 金 種 類	生産量
総 量	
林業経営高度化推進資金	
伐採・造林一貫作業推進資金	

別記様式 13

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

沖縄県知事

新規需要創出資金に係る対象製品の承認申請について

このことについて、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について(昭和54年8月23日付け54林野企第83号林野庁長官通知)の記の第8の1の(1)イの(イ)のhに該当するものとして承認されたく、下記のとおり申請する。

記

製品名	
新規需要の創出に関する概要	

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

沖縄県知事

貸付限度額の特認申請について

このことについて、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について(昭和54年8月23日付け54林野企第83号林野庁長官通知)の記の第8の4の(2)の規定に基づき、下記のとおり申請する。

記

- 1 特認の対象とする事業体等
 - (1) 事業体の名称及び所在地
 - (2) 木材取引の現況その他事業活動の概要
(注) 木材取扱量、国産材・外材別の取扱量については、過去3か年の実績を示すこと。
- 2 特認を必要とする資金種類及び貸付限度額
- 3 特認を必要とする理由
- 4 その他特記事項
(注) なお、申請に当たっては、合理化計画書の写しを添付すること。

農林水産大臣 殿

沖縄県知事

林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する
事項についての基本構想策定報告書

沖縄県林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する
事項についての基本構想を別添のとおり策定したので、林業経営基盤の強化
等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第2条の2第3項の
規定に基づき、報告します。

別添1

林業経営類型について

都道府県が地域の林業経営の優良事例をもとに作成する経営類型の例と
しては、次のようなものが考えられるため、例えば、これらの中から主要
な類型を選択するものとする。

1 林業経営体

自己森林（スギ）
自己森林（スギ）＋施業受託
自己森林（スギ）＋経営受託
自己森林（スギ）＋特用林産（菌床シイタケ）
自己森林（スギ）＋施業受託＋特用林産（原木シイタケ）

※ （ ）内の樹種は都道府県の実情に応じてスギ、ヒノキ、カラマツ等から定めるものとする。また、（ ）内のきのこは、上記のほかに、原木ナメコ、菌床ナメコ、菌床エノキタケ、菌床ヒラタケ、菌床ブナシメジ、菌床マイタケなどから定めるものとする。

2 林業事業体

造林事業
素材生産
造林事業＋素材生産

別添 2

林業経営類型ごとの指標（例）

〈林家〉

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	事業実行方式
自己森林 (スギ)	【自己森林】 〈樹種別面積等〉 人工林スギ ○ha 〈地位〉 中	〈機械装備〉 高性能林業機械システム (○m ³ /人日) 〈伐期等〉 ・伐期 80 年、スギ大径材 (径級 30~38cm) ・伐期 50 年、スギ中径材 (径級 20~28cm) 〈作業道等〉 ・林内路網密度 ○m/ha 〈生産量等〉 ・年間伐採量 ○○m ³ ・年間保育作業量 ○ha	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施	・販売活動の強化 ・技術の改良・開発 ・作業効率の向上 ・森林施業技術や経営方法等に関する研修の受講

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	事業実行方式
自己森林 (スギ) + 施業受託	【自己森林】 〈樹種別面積等〉 人工林スギ ○ha 〈地位〉 中 【施業受託】 〈施業別年間受託面積〉 植栽 ○ha 保育 ○ha	〈機械装備〉 高性能林業機械システム (○m ³ /人日) 〈伐期等〉 ・伐期 80 年、スギ大径材 (径級 30~38cm) ・伐期 50 年、スギ中径材 (径級 20~28cm) 〈作業道等〉 ・林内路網密度 ○m/ha 〈生産量等〉 ・年間伐採量 ○○m ³ ・年間保育作業量 ○ha (うち受託 ○ha)	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施	・販売活動の強化 ・技術の改良・開発・作業効率の向上 ・森林施業技術や経営方法等に関する研修の受講

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	事業実行方式
自己森林 (スギ) + 施業受託 + 特用林産 (原木シイタケ)	【自己森林】 〈樹種別面積等〉 人工林スギ 〇ha 〈地位〉 中 【施業受託】 〈施業別年間受託面積〉 植栽 〇ha 保育 〇ha	〈機械装備〉 高性能林業機械システム (〇m ³ /人日) 〈伐期等〉 ・伐期 80 年、スギ大径材 (径級 30~38cm) ・伐期 50 年、スギ中径材 (径級 20~28cm) 〈作業道等〉 ・林内路網密度 〇m/ha 〈生産量等〉 ・年間伐採量 〇〇m ³ ・年間保育作業量 〇ha (うち受託 〇ha)	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施	・販売活動の強化 ・技術の改良・開発 ・作業効率の向上 ・森林施業技術や経営方法等に関する研修の受講
	【乾シイタケ生産】 〈生産規模〉 年植菌ホダ木 〇〇〇本 年稼働ホダ木 〇〇〇本	・シイタケ原木栽培 ・原木購入 〈機械・施設設備〉 乾燥舎 〇m ³ 乾燥機 〇m ³ 発電器 〇台 軽トラック 〇台 散水施設 〇a ほだ木運搬車 〇台 〈生産量〉 乾シイタケ〇〇〇kg		

〈 林業事業体〉

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	事業実行方式
造林事業 + 素材生産	〈年間造林・保育面積〉 植栽 ○○ha 保育 ○○ha 〈年間素材生産量〉 ○○○○m ³ 〈うち立木購入 ○○○m ³ 〉 〈作業道の開設〉 年間延長 ○km	〈機械装備〉 高性能林業機械システム プロセッサ ○台 フォワーダ ○台 タワーヤーダ ○台 〈生産性〉 ○m ³ /人日	・ 林業部門と他部門の会計処理の分離	・ 林業に関する技術者又は技能者の配置 ・ 森林施業技術や販売方法等に関する研修の受講

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	事業実行方式
素材生産	〈年間素材生産量〉 ○○○○m ³ 〈うち立木購入 ○○○m ³ 〉	〈機械装備〉 高性能林業機械システム プロセッサ ○台 フォワーダ ○台 タワーヤーダ ○台 〈生産性〉 ○m ³ /人日	・ 林業部門と他部門の会計処理の分離	・ 林業に関する技術者又は技能者の配置 ・ 森林施業技術や販売方法等に関する研修の受講

別添 3

〈森林整備法人等〉

	生産方式	経営管理の方法	事業実行方式
森林整備法人等	<p>〈経営面積の目標〉 第〇次経営計画終了時〇ha (内 長伐期〇ha)</p> <p>〈目標樹種の割合〉 現在： スギ〇%、 ヒノキ〇%、 マツ〇% 〇〇年度：スギ〇%、 ヒノキ〇%、 マツ〇%</p> <p>〈保育の基準〉 1～7年生下刈り、15年生除伐、 25年生初回間伐</p> <p>〈路網整備の目標〉 現在：〇m/ha →〇〇年度：〇m/ha</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施業の集団化 ・契約期間の長期化 	<p>〈事業活動の改善〉 適時・適切作業の確保 〈作業形態合理化〉 〇〇森林組合との施業委託契約、労務適正化 〈販売活動の強化〉 入札方式の改善、販売先の〇〇地域への拡大 〈技術の改良開発〉 枝打ち新技術の研修の強化 〈機械の共同利用〉 オペレーター研修の強化 〈福利厚生、労働安全、労働力の確保〉 各種保険への積極加入を森林組合に指導、夏期下刈り時の臨時雇用確保の強化</p>

合理化計画認定申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所 事業体等の所在地
氏名 名称及び代表者名
(※法人にあつては、登記して
いる住所、名称及び代表者名)

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第1項の規定に基づき、合理化計画について認定を申請します。

[参 考]

- 1 設立年月日： 大正・昭和・平成・令和 年 月 日設立 (該当する年号に○を記入)
- 2 構成員名簿： 木材協同組合関係 数人共同の事業体
(※上記の該当するに を記入し、下記の名簿に構成員の会社の住所、名称及び代表者名を記入)

構 成 員	事務所所在地 会 社 名 代 表 者 名	
構 成 員	事務所所在地 会 社 名 代 表 者 名	
構 成 員	事務所所在地 会 社 名 代 表 者 名	

※必要に応じて欄を増やすこと。

合 理 化 計 画 書
【事業経営改善合理化資金関係：素材生産等促進資金】

事業体等の名称	
---------	--

1 事業の経営の現状及び事業の経営改善に関する措置

(1) 事業体等に係る事項 (※該当する□にレ (チェック) を記入)

主な事業	<input type="checkbox"/> 素材生産 <input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 加工 <input type="checkbox"/> 素材市場 <input type="checkbox"/> 製品市場 <input type="checkbox"/> 卸売	
事業体等の構成	森林所有者関係	<input type="checkbox"/> ①所有する森林面積がおおむね30ha以上の森林所有者(所有森林面積： ha)
	森林組合関係	<input type="checkbox"/> ②森林組合 <input type="checkbox"/> ③森林組合連合会
	木材協同組合関係	<input type="checkbox"/> ④中小企業等協同組合等の組合 <input type="checkbox"/> ⑤中小企業等協同組合等の連合会
	単独事業体関係	<input type="checkbox"/> ⑥木材の年間取扱量がおおむね3,000m ³ 以上の事業体 <input type="checkbox"/> ⑦木材の年間取扱量がおおむね1,500m ³ 以上でかつ木材等の取扱量が増加するよう計画している事業体 <input type="checkbox"/> ⑧木材の年間取扱量がおおむね1,000m ³ 以上でかつ間伐材等の取扱量が木材取扱量のおおむね5割以上の事業体であって、木材等の取扱量が増加するよう計画している事業体 <input type="checkbox"/> ⑨新製品の開発等により木材の需要の拡大に努めている事業体 (「付表-3」が必要) <input type="checkbox"/> ⑩「製材の日本農林規格(構造用製材に係るものに限る)」の認証を受けた木材の製造を営む事業体(認証を受けたことを証明する書類の写しが必要)
	数人共同の事業体	4人以上 <input type="checkbox"/> ⑪法人格を有しない同一の目的を有する事業体 (別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」の記入が必要) 2人以上 <input type="checkbox"/> ⑫構成員における木材の年間取扱量計がおおむね3,000m ³ 以上の事業体 (別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」の記入が必要) <input type="checkbox"/> ⑬間伐等に係る素材生産又は間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の引取りの事業を計画している事業体 (別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」の記入が必要) <input type="checkbox"/> ⑭JAS認証工場を営む者又は1年以内に認証が確実に見込まれる者の事業体 (認証を受けたこと(又は認証中)を証明する書類の写しが必要。)(別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」の記入が必要)
その他	<input type="checkbox"/> ⑮造林公社、林業公社 <input type="checkbox"/> ⑯第3セクター <input type="checkbox"/> ⑰生産森林組合	
利率優遇要件	2倍協調要件	<input type="checkbox"/> 木材の年間取扱量がおおむね10,000m ³ 以上であって、計画期間内に木材の取扱量が増加するよう計画している事業体 <input type="checkbox"/> 選定経営体(該当する構成員：)
	3倍協調要件	<input type="checkbox"/> 木材の年間取扱量がおおむね3,000m ³ 以上であって、計画期間内に木材の取扱量が増加するよう計画している事業体

(2) 事業の経営改善の基本的方向

--

(注) 加工を併せて行う者については、その加工に係る製品の生産に関する事項を、⑧の者については、木材需要の拡大に関する事項を含めて記入すること。

(3) 財務状況：〔最近3カ年の貸借対照表(又は資産・負債状況のわかる書類)、損益計算書及びその他参考となる書類を添付〕

(4) 事業等の現状・計画：(始期 年 月 日～終期 年 月 日)

年次計画等	現状 (実績)		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者 記入欄 (伸び率)	
木材取扱量 (m ³)	平均 計		木材取扱計画量 (m ³)						
	うち地域材	()							
	直近 計								
	うち地域材	()							
	2年前 計		うち地域材 (m ³)						
うち地域材	()	()	()	()	()	()			
3年前 計									
うち地域材	()								
□新製品等	□ J A S								
素材 材	素材生産 計画 量 (m ³)	平均	[] ()	[] ()	[] ()	[] ()	[] ()		
		直近	()						
		2年前	()						
		3年前	()						
生産 等 促進 資金 に 係 る	素材引 取計 画 量 (m ³)	平均 計		素材引取計画量 (m ³)					
		うち地域材	()						
		直近 計							
		うち地域材	()						
		2年前 計		うち地域材 (m ³)					
うち地域材	()	()	()	()	()	()			
3年前 計									
うち地域材	()								
□新製品等	□ J A S								
事業 の 計 画 量	製品引 取計 画 量 (m ³)	平均 計		製品引取計画量 (m ³)					
		うち地域材	()						
		直近 計							
		うち地域材	()						
		2年前 計		うち地域材 (m ³)					
うち地域材	()	()	()	()	()	()			
3年前 計									
うち地域材	()								
□新製品等	□ J A S								

素材加工計画量 (m ³)	平均 計		素材加工計画量 (m ³)					
	うち地域材	()						
	直近 計							
	うち地域材	()						
	2年前 計		うち地域材 (m ³)					
うち地域材	()	()	()	()	()	()		
3年前 計								
うち地域材	()							
□新製品等 □JAS								
事業に直接 従事する 従業員数 (人)	平均							
	直近							
	2年前							
	3年前							
一人当たりの 木材取扱 計画量 (m ³ /人)	平均		一人当たりの木材取扱計画量 (m ³ /人)					
	うちJAS 製品							
	直近							
	うちJAS 製品							
	2年前		うちJAS製品量 (m ³ /人)					
うちJAS 製品								
3年前								
うちJAS 製品								

(注1) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

(注2) 「現状(実績)」欄には、直近の実績を含む過去3ヵ年の実績及び平均値を記入する。

(注3) 「内訳」欄には、資金を借り受けようとする事業についてのみ計画量等を記載する。

(注4) 「素材生産計画量」欄の〔 〕：①の者については、主伐計画量を内書きで記入する。

⑧の者については、新製品の開発等(葉枯らしによる天然乾燥材)に係る素材生産計画量を内書きで記入する。(その他の事業体については、記入の必要なし。)

(注5) 各欄の()内には、間伐等又は間伐材等に係る取扱計画量を内書きで記入する。

(注6) 「□新製品等□JAS」欄について、⑧の者は、新製品の開発等に係る木材取扱計画量を内書きで記入する。また、⑨の者は、JAS製品に係る素材引取計画量を内書きで記入する。(その他の事業体については、記入の必要なし。)

(注7) ①の者については、「事業に直接従事する従業員数」欄及び「一人当たりの木材取扱計画量」欄の記入は不要。

(注8) 「一人当たりの木材取扱計画量」の「うちJAS製品」欄について、⑨の者は、JAS製品に係る一人当たりの木材取扱計画量を内書きで記入する。(その他の事業体については、記入の必要なし。)

(注9) 素材生産又は素材・製品等の引取以外の事業を併せて行っている者については、「付表-1」を添付する。(数人共同の事業体については不要)

(注10) 数人共同の事業体以外の者については、「付表-2」を添付する。

2 事業の経営改善を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

資金調達先別金額等：（始期 年 月 日～終期 年 月 日）

ア 合計

年次計画		資金調達先別金額				
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関資金	その他	所要資金額 (合計)
		短期運転資金	長期運転資金			
合 計	1年目 H...～	千円	千円	千円 ()	千円 ()	千円 ()
	2年目 H...～			()	()	()
	3年目 H...～			()	()	()
	4年目 H...～			()	()	()
	5年目 H...～			()	()	()

イ 素材生産

年次計画		資金調達先別金額				所要資金額算出基礎					
		木材産業等 高度化推進資金		その他 金融機関 資金	その他	所要 資金額 (合計)	素材生産 計画量 A	伐採・ 搬出等 諸経費 B	年間立木 購入費 C	年間資金 回転数 D	所要 資金額 (A×B+C) ÷D=E
		短期運 転資金	長期運 転資金								
素 材 生 産	1年目			()	()	()	m ³ /年	千円/m ³	千円/年	回/年	千円
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					

ウ 素材・製品引取

年次計画		資金調達先別金額					所要資金額算出基礎				
		木材産業等 高度化推進資金		その他 金融機関 資金	その他	所要 資金額 (合計)	素材・ 製品引取 計画量 A	1m ³ 当 たり素材・ 製品価格 B	年間 輸送費 C	年間資金 回転数 D	所要 資金額 (A×B+C) ÷D=E
		短期運転 資金	長期運転 資金								
素材 引取	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					
製品 引取	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					

エ 素材加工

年次計画		資金調達先別金額					所要資金額算出基礎			
		木材産業等 高度化推進資金		その他 金融機関 資金	その他	所要 資金額 (合計)	素材製品 生産計画量 A	1 m ³ 当たり加工 諸経費 B	年間資金 回転数 C	所要 資金額 (A×B)÷C=D
		短期運転 資金	長期運転 資金							
素材 加工	1年目			()	()	()				
	2年目			()	()	()				
	3年目			()	()	()				
	4年目			()	()	()				
	5年目			()	()	()				

(注1) 資金を借り受けようとする事業に係る金額等を記載する。

(注2) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

(注3) イ素材生産に係る資金を借り受けようとする④の森林所有者については、「年間立木購入費」欄の記入は不要。

(注4) 計画期間内に本計画に係る設備投資を計画している場合には、ア合計、イ素材生産、ウ素材・製品引取並びにエ素材加工の「資金調達先別金額」の該当する各欄()内にその金額を記載する。

(注5) 制度資金、沖縄振興開発金融公庫資金、県単補助金、自己資金等については、「その他」欄に記載する。

付表－１：素材生産量・素材引取量・製品引取量の現状

※ 素材生産又は素材若しくは製品等の引取の事業を併せて行っている者が記入する。
 (数人共同の事業体は記載不要)

事業		現 状		現 状 (実績)				※ 担当者記入欄 年間地域材取扱量 (m ³)	
		平 均	直 近	2年前	3年前	平 均	直 近		
素材生産量 (m ³)	計							素材生産量	
素材引取量 (m ³)	計							素材引取量	
	うち地域材							製品引取量	
製品引取量 (m ³)	計							合 計	
	うち地域材								

(注1) 直近の実績を含む過去3ヵ年の実績及び平均値を記入する。

(注2) 数人共同の事業体については、別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」に記入する。

付表－２：計画期間における素材等の主要購入先及び主要販売先 (※数人共同の事業体は記載不要)

	主 要 購 入 先				主 要 販 売 先			
	購入相手先	(業種)	所在市町村	構成比 (%)	販売相手先	(業種)	所在市町村	構成比 (%)
①								
②								
③								
その他								
計				100%				100%

(注1) 構成比の高い上位3社を記入するとともに、構成比の計が100パーセントになるようにする。

(注2) 数人共同の事業体については、別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」に記入する。

付表－３：新製品の開発等の内容 (※単独事業体関係：⑧の事業体のみ記入する。)

(※該当する□にレ (フェック) を記入)

<input type="checkbox"/> 新製品の開発	<input type="checkbox"/> 「葉枯らしによる天然乾燥材」の生産 <input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> フローリング <input type="checkbox"/> 単板積層材 <input type="checkbox"/> 幅はぎ板 <input type="checkbox"/> プレカット材 <input type="checkbox"/> 防腐・防虫処理材 <input type="checkbox"/> 乾燥材 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
<input type="checkbox"/> 新分野の需要 開拓	<input type="checkbox"/> 木造学校建築事業 <input type="checkbox"/> 木造公営住宅建設事業 <input type="checkbox"/> 産直住宅建設事業 <input type="checkbox"/> その他 (_____)

[別紙]

○ 数人共同の事業体に係る参考資料（構成員ごとに記入）

構成員名		代表者名	
------	--	------	--

参考－１ 年間木材取扱量の現状（実績）

事業		現 状	現 状（実績）			
			平 均	直 近	2年前	3年前
素材生産量（m ³ ）	計					
	うち地域材					
素材引取量（m ³ ）	計					
	うち地域材					
製品引取量（m ³ ）	計					
	うち地域材					
※担当者記入欄：年間地域材取扱量(m ³) ()内は間伐材		()	()	()	()	()

(注1) 構成員ごとの年間木材取扱量等の「現状（実績）」欄の合計値が、1(4)の「現状（実績）」欄と合致するよう留意する。

参考－２ 年間素材生産等計画量及び木材産業等高度化推進資金必要額

年次計画等		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
素材生産計画量（m ³ ）						
素材引取計画量（m ³ ）						
製品引取計画量（m ³ ）						
素材加工計画量（m ³ ）						
木材産業等高度化推進資金必要額（千円）	短期					
	長期					

(注) 構成員ごとの合計値が、1(3)の年次計画等及び2のア「資金調達先別金額」の木材産業等高度化推進資金の「短期運転資金」、「長期運転資金」と合致するよう留意する。

参考－３：計画期間における素材等の主要購入先及び主要販売先

	主 要 購 入 先				主 要 販 売 先			
	購入相手先	(業種)	所在市町村	構成比 (%)	販売相手先	(業種)	所在市町村	構成比 (%)
①								
②								
③								
その他								
計				100%				100%

(注1) 構成比の高い上位3社を記入するとともに、構成比の計が100パーセントになるようにする。

合理化計画認定申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所 事業体等の所在地
氏 名 名称及び代表者名
(※法人にあつては、登記して
いる住所、名称及び代表者名)

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第1項の規定に基づき、合理化計画について認定を申請します。

[参 考]

1 設立年月日： 大正・昭和・平成・令和 年 月 日設立 (該当する年号に○を記入)

2 構成員名簿： 木材協同組合関係 数人共同の事業体
(※上記の該当する□に を記入し、下記の名簿に構成員の会社の住所、名称及び代表者名を記入)

構 成 員	事務所所在地 会 社 名 代 表 者 名	
構 成 員	事務所所在地 会 社 名 代 表 者 名	
構 成 員	事務所所在地 会 社 名 代 表 者 名	

※必要に応じて欄を増やすこと。

合 理 化 計 画 書
【事業経営改善合理化資金関係：新規需要創出資金】

事業体等の名称	
---------	--

- 1 事業の経営の現状及び事業の経営改善に関する措置
(1) 事業体等に係る事項 (※該当する□にレ(チェック)を記入)

主な事業	<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 加工	
事業 体 等 の 構 成	森林組合関係	<input type="checkbox"/> ①森林組合 <input type="checkbox"/> ②森林組合連合会
	木材協同組合関係	<input type="checkbox"/> ③中小企業等協同組合等の組合 <input type="checkbox"/> ④中小企業等協同組合等の連合会
	単独事業体関係	<input type="checkbox"/> ⑤合理化計画期間内に木材製品の生産量が増加するよう計画している事業体 <input type="checkbox"/> ⑥「製材の日本農林規格（構造用製材に係るものに限る）」の認証を受けた木材の製造を営む事業体（認証を受けたことを証明する書類の写しが必要）
	数人共同 の事業体	2人 以上 <input type="checkbox"/> ⑦法人格を有しない同一の目的を有する事業体 (別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」の記入が必要)

- (2) 事業の経営改善の基本的方向

(3) 事業等の現状・計画：(始期 年 月 日～終期 年 月 日)
ア 素材等取扱量

年次計画等	現状 (実績)		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者 記入欄 (伸び率)	
年間取扱計画 量 (m ³) <input type="checkbox"/> 素材 <input type="checkbox"/> 製材品	平均 計		年間取扱計画量 (m ³)						
		うち地域材						※注4	
	直近 計								
		うち地域材							
	2年前 計		うち地域材 (m ³)						
		うち地域材							
	3年前 計								
		うち地域材							
引取量計 (m ³) <input type="checkbox"/> 素材 <input type="checkbox"/> 製材品	平均 計		引取計画量 (m ³)						
		うち地域材							
	直近 計								
		うち地域材							
	2年前 計		うち地域材 (m ³)						
		うち地域材							
	3年前 計								
		うち地域材							

- (注1) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。
 (注2) 「現状 (実績)」欄には、直近の実績を含む過去3ヵ年の実績及び平均値を記入する。
 (注3) 素材と製品の両方の取扱がある場合は、上段に素材、下段に製材品にする等区分して記入すること。
 (注4) 数人共同の事業体以外の者については、「付表-1」を添付する。

イ 木材製品の生産計画量

年次計画等	現状 (実績)		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者 記入欄 (伸び率)
木材製品の 生産計画量 (m ³)	平均							
		直近						
		2年前						
		3年前						
JAS製品								
生産する 木材製品	<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 合板 <input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> 単板積層材 <input type="checkbox"/> 防腐、防虫、耐火処理材 <input type="checkbox"/> 直交集成版 <input type="checkbox"/> 木質チップ、ペレット <input type="checkbox"/> その他							

- (注1) 「現状 (実績)」欄には、直近の実績を含む過去3ヵ年の実績及び平均値を記入する。
 (注2) 数人共同の事業体以外の者については、「付表-1」を添付する。

(4) 財務状況：〔最近3ヵ年の貸借対照表 (又は資産・負債状況のわかる書類)、損益計算書及びその他参考となる書類を添付〕

2 事業の経営改善を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

資金調達先別金額等：（始期 年 月 日～終期 年 月 日）

ア 合計

年次計画		資金調達先別金額				
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関資金	その他	所要資金額 (合計)
		短期運転資金	長期運転資金			
合 計	1年目 H...～	千円	千円	千円 ()	千円 ()	千円 ()
	2年目 H...～			()	()	()
	3年目 H...～			()	()	()
	4年目 H...～			()	()	()
	5年目 H...～			()	()	()

イ 素材・製品引取

年次計画		資金調達先別金額					所要資金額算出基礎				
		木材産業等 高度化推進資金		その他 金融機関 資金	その他	所要 資金額 (合計)	素材・ 製品引 取計画 量 A	1m ³ 当 たり素 材・製 品価格 B	年間 輸送費 C	年間資 金回転 数 D	所要 資金額 (A×B+C) ÷D=E
		短期運転 資金	長期運転 資金								
素 材 引 取	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					
製 品 引 取	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					

ウ 加工

年次計画		資金調達先別金額				所要資金額算出基礎				
		木材産業等 高度化推進資金		その他 金融機関 資金	その他	所要 資金額 (合計)	製品生産 計画量 A	1 m ³ 当たり加 工諸経費 B	年間資金 回転数 C	所要 資金額 (A×B)÷C =D
		短期運 転資金	長期運 転資金							
加工	1年目			()	()	()				
	2年目			()	()	()				
	3年目			()	()	()				
	4年目			()	()	()				
	5年目			()	()	()				

(注1) 資金を借り受けようとする事業に係る金額等を記載する。

(注2) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

(注3) 計画期間内に本計画に係る設備投資を計画している場合には、ア合計、イ素材・製品引取並びにウ加工の「資金調達先別金額」の該当する各欄()内にその金額を記載する。

(注4) 制度資金、沖縄振興開発金融公庫、県単補助金、自己資金等については、「その他」欄に記載する。

付表－１：計画期間における素材等の主要購入先及び主要販売先（※数人共同の事業体は記載不要）

	主 要 購 入 先				主 要 販 売 先			
	購入相手先	(業種)	所在市町村	構成比 (%)	販売相手先	(業種)	所在市町村	構成比 (%)
①								
②								
③								
その他								
計				100%				100%

(注1) 構成比の高い上位3社を記入するとともに、構成比の計が100パーセントになるようにする。

(注2) 数人共同の事業体については、別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」に記入する。

[別紙]

○ 数人共同の事業体に係る参考資料（構成員ごとに記入）

構成員名		代表者名	
------	--	------	--

参考－1 年間木材取扱量の現状（実績）

事業	現 状	現 状（実績）			
		平 均	直 近	2 年前	3 年前
素材引取量（m ³ ）	計				
	うち地域材				
製品引取量（m ³ ）	計				
	うち地域材				
※担当者記入欄：年間地域材取扱量（m ³ ）					

（注 1）構成員ごとの年間木材取扱量等の「現状（実績）」欄の合計値が、1(4)の「現状（実績）」欄と合致するよう留意する。

参考－2 年間素材生産等計画量及び木材産業等高度化推進資金必要額

年次計画等		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
素材引取計画量（m ³ ）						
製品引取計画量（m ³ ）						
製品生産計画量（m ³ ）						
木材産業等高度化推進資金必要額（千円）	短期					
	長期					

（注）構成員ごとの合計値が、1(3)の年次計画等及び2の「資金調達先別金額」の木材産業等高度化推進資金の「短期運転資金」、「長期運転資金」と合致するよう留意する。

参考－3：計画期間における素材等の主要購入先及び主要販売先

	主 要 購 入 先				主 要 販 売 先			
	購入相手先	（業種）	所在市町村	構成比（％）	販売相手先	（業種）	所在市町村	構成比（％）
①								
②								
③								
その他								
計				100%				100%

（注 1）構成比の高い上位 3 社を記入するとともに、構成比の計が 100 パーセントになるようにする。

合理化計画認定申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所 事業体等の所在地
氏 名 名称及び代表者名
(※法人にあつては、登記して
いる住所、名称及び代表者名)

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第2項の規定に基づき、合理化計画について認定を申請します。

共同申請者名簿

共同申請者 (異業種間の協定等の締結先)	事務所所在地 会 社 名 代 表 者 名	
共同申請者 (異業種間の協定等の締結先)	事務所所在地 会 社 名 代 表 者 名	

注1：異業種の例【森林所有者と素材生産業者、素材生産業者と製材業者、素材生産業者と原木市場、製材業者と加工業者、製材業者と製品市場等】

注2：必要に応じて欄を追加して記入すること。

合 理 化 計 画 書
【木材高度加工資金】

事業体等の名称	
---------	--

1 事業の経営の現状及び木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置

(1) 事業体等に係る基本的事項

ア 申請者（借受者） ※該当する□にレ（チェック）を記入

	主な事業	<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 加工
借受の対象要件	<input type="checkbox"/> 高次加工機械等の活用	<input type="checkbox"/> 集成材製造施設 <input type="checkbox"/> 人工乾燥施設 <input type="checkbox"/> 薬剤処理施設 <input type="checkbox"/> プレカット加工施設 <input type="checkbox"/> 廃木材破碎・再生処理施設 <input type="checkbox"/> 製材用省力化設備 <input type="checkbox"/> 合板用省力化設備 <input type="checkbox"/> 木製組立材料製造用省力化設備 <input type="checkbox"/> 合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備
	<input type="checkbox"/> 合併等による体質強化	<input type="checkbox"/> 年間素材・製品取扱量がおおむね5,000m ³ 以上 （設立総会等の議事録等を添付すること） （付表－1を記入すること）
	<input type="checkbox"/> 高度加工	<input type="checkbox"/> JAS材生産 <input type="checkbox"/> 人工乾燥材生産 <input type="checkbox"/> 天然乾燥材生産 <input type="checkbox"/> 地域認証材の生産 <input type="checkbox"/> 集成材の生産 <input type="checkbox"/> プレカット材の生産
事業体等の構成	森林組合関係	<input type="checkbox"/> 森林組合 <input type="checkbox"/> 森林組合連合会
	木材協同組合関係	<input type="checkbox"/> 中小企業等協同組合等の組合 <input type="checkbox"/> 中小企業等協同組合等の連合会
	単独事業体関係	<input type="checkbox"/> 製材業者 <input type="checkbox"/> 加工業者

イ 共同申請者（借受者） ※異業種間の協定等の締結相手方

	フリガナ 会社名	
	設立年月日	年 月 日
	借受の対象要件	<input type="checkbox"/> アに掲げる申請者に対して素材等の供給を行う
事業体等の構成	森林組合関係	<input type="checkbox"/> 森林組合 <input type="checkbox"/> 森林組合連合会
	木材協同組合関係	<input type="checkbox"/> 中小企業等協同組合等の組合 <input type="checkbox"/> 中小企業等協同組合等の連合会
	単独事業体関係	<input type="checkbox"/> 森林所有者（素材生産を行っている者） <input type="checkbox"/> 素材生産業者 <input type="checkbox"/> 製材業者 <input type="checkbox"/> 加工業者 <input type="checkbox"/> 素材市場 <input type="checkbox"/> 製品市場 <input type="checkbox"/> 卸売業者

(注1) 共同申請者（借受者）が複数である場合は、欄を追加し、共同申請者（借受者）ごとに作成すること。

(注2) 協定書等（写）を添付すること。

ウ 共同申請者（借受者以外） ※異業種間の協定等の締結相手方

	フリガナ 会社名	
	設立年月日	年 月 日
	主な事業等 (□に「レ」を記入)	<input type="checkbox"/> 森林所有者（素材生産を行っている者） <input type="checkbox"/> 素材生産 <input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 加工 <input type="checkbox"/> 素材市場 <input type="checkbox"/> 製品市場 <input type="checkbox"/> 卸売 <input type="checkbox"/> その他関連業種 ※関連業種の内訳： <input type="checkbox"/> 建築工事業 <input type="checkbox"/> 大工工事業 <input type="checkbox"/> 家具製造業 <input type="checkbox"/> インテリアデザイン業 <input type="checkbox"/> 設計監理業

(注1) 共同申請者（借受者以外）が複数である場合は、欄を追加し、共同申請者（借受者以外）ごとに作成すること。

(注2) 協定書等（写）を添付すること。

(2) 木材の生産部門又は流通部門の構造改善の基本的方向

--

(注) 高次加工機械等の活用又は合併等の体質強化に関する事項を含めて記入すること。

(3) 事業等の現状・計画：(始期 年 月 日～終期 年 月 日)

ア 素材・製材品取扱量等

年次計画等	現状 (実績)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者 記入欄 (伸び率)
年間取扱計画量 (m ³) <input type="checkbox"/> 素材 <input type="checkbox"/> 製材品	平均 計	年間取扱計画量 (m ³)					※注4
	うち地域材						
	直近 計						
	うち地域材						
	2年前 計	うち地域材 (m ³)					
うち地域材							
3年前 計							
うち地域材							
引取量計 (m ³) <input type="checkbox"/> 素材 <input type="checkbox"/> 製材品	平均 計	引取計画量 (m ³)					※注3
	うち地域材						
	直近 計						
	うち地域材						
	2年前 計	うち地域材 (m ³)					
うち地域材							
3年前 計							
うち地域材							
うち、協定等に基づく引取量 (m ³) <input type="checkbox"/> 素材 <input type="checkbox"/> 製材品	平均						
	直近						
	2年前						
	3年前						
JAS無垢材に係る引取量							

- (注1) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。
 (注2) 「現状 (実績)」欄には、直近の実績を含む過去3ヵ年の年間取扱計画量等の実績及び平均値を記入する。
 (注3) 協定等に基づく1年目の引取量が年間取扱計画量の実績の平均値の1割以上であること。
 (注4) 5年目の年間取扱計画量が実績の平均値の2割以上増加するように計画すること。
 (注5) 素材と製品の両方の取扱がある場合は、上段に素材、下段に製材品にする等区分して記入すること。

イ 木材製品の生産計画量

年次計画等	現状 (実績)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者 記入欄 (伸び率)
木材製品の 生産計画量 (m ³)	平均						
	直近						
	2年前						
	3年前						

(注1) 「現状 (実績)」欄には、直近の実績を含む過去3ヵ年の素材・製材品による木材製品の生産計画量等の実績及び平均値を記入する。

ウ JAS製品の生産計画量 (JAS材 地域認証材 集成材 プレカット材)

年次計画等	現状 (実績)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者 記入欄 (伸び率)
JAS材等の 生産計画量	平均						
	直近						

(m ³)	2年前						
	3年前						
うち、JAS無垢材の生産計画量 (m ³)	平均						
	直近						
	2年前						
	3年前						

(注1) 「現状(実績)」欄には、直近の実績を含む過去3ヵ年の素材・製材品による木材製品の生産計画量等の実績及び平均値を記入する。

(注2) 複数の種類の材を生産する場合は、上段、中段、下段に区分して記入する。

エ 乾燥材の生産計画量 (人工乾燥材 天然乾燥材)

年次計画等	現状(実績)		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者記入欄(伸び率)
乾燥材の生産計画量 (m ³)	平均							
	直近							
	2年前							
	3年前							

(注1) 「現状(実績)」欄には、直近の実績を含む過去3ヵ年の素材・製材品による木材製品の生産計画量等の実績及び平均値を記入する。

(注2) 人工乾燥及び天然乾燥の両方を生産している場合は、上段に人工乾燥、下段に天然乾燥を記入する。

(4) 財務状況：〔最近3ヵ年の貸借対照表(又は資産・負債状況のわかる書類)、損益計算書及びその他参考となる書類を添付〕

2 木材の生産部門又は流通部門の構造改善を実施するのに必要な資金の額及び調達方法
 資金調達先別金額等：（始期 年 月 日～終期 年 月 日）

(1) 木材の高度加工に必要な資金

ア 合計

年次計画		資金調達先別金額				
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関資金	その他	所要資金額 (合計)
		短期運転資金	長期運転資金			
合 計	1年目 H...～	千円	千円	千円	千円	千円
	2年目 H...～			()	()	()
	3年目 H...～			()	()	()
	4年目 H...～			()	()	()
	5年目 H...～			()	()	()

イ 加工

年次計画		資金調達先別金額				所要資金額算出基礎					
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関 資金	その他	所要 資金額 (合計)	生産 計画量 A	1m ³ 当たり 加工 諸経費 B	年間 輸送費 C	年間 資金 回転 数 D	所要 資金額 (A×B+ C)÷D=E
		短期運転 資金	長期運転 資金								
加 工	1年目			()	()	()	m ³ /年	千円/m ³	千円/年	回/年	千円
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					

ウ 素材引取（JAS無垢材の原材料となるもの）

年次計画		資金調達先別金額				所要資金額算出基礎					
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関 資金	その他	所要 資金額 (合計)	素材引 取計画 量 A	1m ³ 当 たり 素 材 ・ 製 品 価 格 B	年間 輸送費 C	年間 資金 回転 数 D	所要 資金額 (A×B+ C)÷D=E
		短期運転 資金	長期運転 資金								
素 材 引 取	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					

- (注1) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。
- (注2) 申請者（借受者）が複数の場合における木材産業等高度化推進資金の合計額は、1億円以内とする。
- (注3) 「生産計画量 A」は、上記1の(3)のイからエの計画量を転記することとし、複数の種類の材を生産を行う場合は、行数を増やし区分記入する。
- (注4) 計画期間内に本計画に係る設備投資を計画している場合には、ア合計、イ加工並びにウ素材引取の「資金調達先別金額」の該当する各欄（ ）内にその金額を記載
- (注5) 制度資金、沖縄振興開発金融公庫資金、県単補助金、自己資金等については、「その他」欄に記載する。

(2) 素材等の供給に必要な資金

ア 合計

年次計画		資金調達先別金額				
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関資金	その他	所要資金額 (合計)
		短期運転資金	長期運転資金			
		千円	千円	千円	千円	千円
合 計	1年目 H...~			()	()	()
	2年目 H...~			()	()	()
	3年目 H...~			()	()	()
	4年目 H...~			()	()	()
	5年目 H...~			()	()	()

イ 素材生産

年次計画		資金調達先別金額					所要資金額算出基礎				
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関 資金	その他	所要 資金 額 (合計)	素材生産 計画 量 A	伐採・ 搬出等 諸経費 B	年間 立木 購入費 C	年間 資金 回転 数 D	所要 資金額 (A×B+C) ÷D=E
		短期運転 資金	長期運転 資金								
						m ³ /年	千円/m ³	千円/年	回/年	千円	
素 材 生 産	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					

ウ 素材・製品引取

年次計画		資金調達先別金額				所要資金額算出基礎					
		木材産業等高度化推進資金		その他融関金	その他	所要金額 (合計)	素材・製品引取計画量 A	1m ³ 当たり素材・製品価格 B	年間輸送費 C	年間資回転数 D	所要資金額 (A×B+C) ÷D=E
		短期運転資金	長期運転資金								
素材引取	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					
製品引取	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					

エ 素材加工

年次計画		資金調達先別金額				所要資金額算出基礎				
		木材産業等高度化推進資金		その他融関金	その他	所要金額 (合計)	素材製品生産計画量 A	1m ³ 当たり加工諸経費 B	年間資回転数 C	所要金額 (A×B) ÷C=D
		短期運転資金	長期運転資金							
素材加工	1年目			()	()	()				
	2年目			()	()	()				
	3年目			()	()	()				
	4年目			()	()	()				
	5年目			()	()	()				

- (注1) 資金を借り受けようとする事業に係る金額等を記載する。
(注2) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。
(注3) イ素材生産に係る資金を借り受けようとする①の森林所有者については、「年間立木購入費」欄の記入は不要。
(注4) 資金を借り受けようとする共同申請者が複数である場合は、欄を追加し、共同申請者(借受者)ごとに作成すること。
(注5) 計画期間内に本計画に係る設備投資を計画している場合には、ア合計、イ素材生産、ウ素材・製品引取並びにエ素材加工の「資金調達先別金額」の該当する各欄()内にその金額を記載する。
(注6) 制度資金、沖縄振興開発金融公庫、県単補助金、自己資金等については、「その他」欄に記載する。

付表－ 1

(合併等により新たに設立された木材の加工を行う事業体)

合併等の実施状況

合併年月日	合併前の名称	合併等後の名称	合併等の目的

21 世紀型先進林業地総合整備資金制度の運用について

第 1 運用に当たっての基本的事項

21 世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱（平成 6 年 8 月 15 日付け 6 林野企第 125 号 農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定める森林整備活性化資金制度及び流域木材産業整備強化資金制度の運用に当たっては、森林・林業基本計画、全国森林計画、地域森林計画、高性能林業機械化促進基本方針その他の諸施策との関連に十分留意するものとする。

第 2 森林整備活性化資金制度

1 森林整備合理化計画の認定の申請の手続

森林整備合理化計画の認定の申請は、当該森林整備合理化計画を単独で作成する場合にあっては別記様式 1、共同で作成する場合にあっては別記様式 2 により申請書 1 通及びその写し 2 通を、当該森林整備合理化計画の対象とする森林の所在地を管轄する沖縄県知事（以下「知事」という。）に提出して行うものとする。

2 森林整備合理化計画の認定に当たり留意すべき事項

要綱第 2 の 2 の規定の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 森林整備合理化計画は、原則として市町村の区域を単位として作成するものとするが、次に掲げる場合には、複数の市町村にまたがって計画することができるものとする。

ア 地形等の自然的条件、林道等の整備状況、森林施業を受託する者の事業の実施状況等からみて一体的かつ計画的に森林施業を実施し得ると認められる場合

イ 森林施業を受託する者が、いわゆる広域合併森林組合である場合等隣接する市町村において同一の者である場合

(2) (1) のイに該当する場合には、森林整備合理化計画の対象とする森林（以下「計画対象森林」という。）の面積が、おおむね 500 ヘクタールに当該計画対象森林の所在する市町村の数を乗じて得られる面積よりも大きいこと。

(3) 森林整備合理化計画を共同で作成する場合には、当該森林整備合理化計画が、二以上の森林の育成を行うことができる者であって当該森林に係る森林施業を委託しようとするもの（以下「施業委託者」という。）が当該施業を受託する者（以下「施業受託者」という。）と共同して作成したものであること。ただし、森林整備合理化計画の対象としようとする森林が所在する市町村の区域における造林又は林道の改良、造成若しくは復旧のために、沖縄振興開発金融公庫（以下「沖縄公庫」という。）から林業基盤整備資金を借り受けようとする場合に当該借受けに係る者が一しか存しないため、施業委託者を二以上として森林

整備合理化計画を作成することが著しく困難であると認められるときは、森林整備合理化計画の対象としようとする森林が二以上の造林地所有者又は育林地所有者との分収林契約に係るものである場合に限り、当該分収林契約における造林者若しくは育林者又は造林費負担者若しくは育林費負担者が施業受託者と共同して森林整備合理化計画を作成することができるものとする。

- (4) 一の施業委託者（地方公共団体及び生産森林組合は除く。なお、分収林契約に係る森林にあつては、一の造林地所有者又は育林地所有者とする。）が所有する森林の面積が計画対象森林の面積の過半を占めていないこと。

3 森林整備合理化計画の変更

- (1) 要綱第2の3の(1)の森林整備合理化計画についての「重要な変更」とは、次に掲げる変更をいうものとする。

ア 計画対象森林の変更

イ 森林整備の合理化に関する基本方針の変更

ウ 受委託により行う森林施業の種別

エ 森林整備活性化資金、林業基盤整備資金、林業経営安定資金（林業経営維持一施業転換）（平成19年度までに借入した資金に限る。以下「林業経営安定資金（林業経営維持一施業転換）」という。）又は農林漁業施設資金を利用して行う事業に係る事業費総額の3割以上の変更

- (2) 森林整備合理化計画の変更の認定の申請は、当該認定に係る森林整備合理化計画を単独で作成した場合にあつては別記様式3、共同で作成した場合にあつては別記様式4により申請書1通及びその写し2通を、当該森林整備合理化計画の対象とする森林の所在地を管轄する知事に提出して行うものとする。

4 森林整備合理化計画の認定等の通知

- (1) 知事は、森林整備合理化計画を認定したときは、別記様式5によりその旨を申請者に通知するとともに、別記様式6により沖縄公庫及び独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）に通知するものとする。

(2) 知事は、森林整備合理化計画の変更の認定をしたときは、別記様式5によりその旨を申請者に通知するとともに、任意の様式により沖縄公庫及び信用基金に通知するものとする。

(3) 知事は、森林整備合理化計画の認定の取消しをしたときは、任意の様式によりその旨を申請者、沖縄公庫及び信用基金に通知するものとする。

(4) 知事は、森林整備合理化計画の認定（変更の認定を含む。）をしないことを決定したときは、任意の様式によりその旨を申請者に通知するものとする。

5 森林整備合理化計画の実施に当たっての留意事項

要綱第2の1の(2)の認定を受けた者は、森林整備合理化計画の実施期間中、毎年度、知事の定める様式による林業労働者の確保及び育成に関する計画並びに木材の安定的な生産及び供給に関する計画についての実施状況報告書を作成し、知事に提出するものとする。

6 沖縄公庫からの森林整備活性化資金の貸付けに当たっての留意事項

(1) 要綱第2の5の(1)のイの都道府県からの「財政上の支援」とは、次のいずれかによるものとする。

ア 利子助成補助金による方法

(ア) 森林整備活性化資金と併せて貸し付けられる林業基盤整備資金（造林）、林業基盤整備資金（利用間伐等推進）又は林業経営安定資金（林業経営維持－施業転換）（以下「林業基盤整備資金（造林）等」という。）の借入残高について、次のa又はbに掲げる支援の区分に応じ、当該a又はbに定める割合以上の割合で計算した額に相当する利子助成補助金を森林整備活性化資金の約定償還期間中交付する。

a 森林整備合理化計画に従って講じる措置に係る財政上の支援 年0.8パーセント（ただし、利子助成の対象となる林業基盤整備資金（造林）等の貸付けの利率が年0.8パーセントを下回る場合は、当該林業基盤整備資金（造林）等の貸付けの利率）

b 森林経営計画に従って講じる措置に係る財政上の支援 年0.4パーセント（ただし、利子助成の対象となる林業基盤整備資金（造林）等の貸付けの利率が年0.4パーセントを下回る場合は、当該林業基盤整備資金（造林）等の貸付けの利率）

(イ) 要綱第2の1の(2)の特別の森林整備合理化計画の認定を受け、森林整備活性化資金の特例の適用を受ける場合にあつては、森林整備活性化資金と併せて貸し付けられる林業基盤整備資金（造林）等の借入残高について、年1.3パーセント（ただし、利子助成の対象となる林業基盤整備資金（造林）等の貸付けの利率が年1.3パーセントを下回る場合は、当該林業基盤整備資金（造林）等の貸付けの利率）以上の割合で計算した額に相当する利子助成補助金を森林整備活性化資金の約定償還期間中交付する。

(ウ) 要綱第2の1の(2)の特別の森林整備合理化計画について、対象森林面積がおおむね2,000ヘクタール以上である場合であつて、分収林契約適正化事業実施要領（平成25年5月16日付け25林整整第337号林野庁長官通知）の第3の1に規定する非皆伐施業推進計画に位置付けられた森林において森林整備活性化資金の特例の適用を受けるときは、森林整備活性化資金と併せて貸し付けられる林業基盤整備資金（造林）等の借入残高について、年1.6パーセント（ただし、利子助成の対象となる林業基盤整備資金（造林）等の貸付けの利率が年1.6パーセントを下回る場合は、当該林業基盤整備資金（造林）等の貸付けの利率）以上の割合で計算した額に相当する利子助成補助金を森林整備活性化資金の約定償還期間中交付する。

なお、(ア)から(ウ)までによる場合、林業基盤整備資金（造林）等の償還期限（据置期間）が森林整備活性化資金の償還期限（据置期間）より長い場合は、森林整備活性化資金と同様の償還条件で償還がなされるものとみなし、かつ、利子助成の対象とする当該資金の借入残高は森林整備活性化資金の借入残高の2.5倍（(イ)の森林整備活性化資金の特例の適用を受ける場合にあつては、当該森林整備活性化資金の借入残高と同額、(ウ)の森林整備活性化資金の特例の適用を受ける場合にあつては、当該森林整備活性化資金の借入残高の3分の2倍）を限度として利子助成補助金を算出することができるものとする。

イ 補助金の補助率の上乗せによる方法

森林整備合理化計画に従って講じる措置に係る森林整備活性化資金の貸付時に、当該資金の貸付対象事業である造林補助事業の補助率を10分の0.3以上上乗せする。

ウ 利子助成以外の補助金による方法

森林整備活性化資金の貸付時に、利子助成補助金以外の補助金（当該資金の貸付対象事業である造林補助事業の補助残事業費の14分の1（森林整備合理化計画に従って講じる措置に係る財政上の支援にあつては7分の1）に相当する額以上のものに限る。）を交付する。

- (2) 要綱第2の5の(1)により沖縄公庫が森林整備活性化資金を貸し付けようとするときは、8の(1)に定める財政上の支援措置に関する沖縄県（以下「県」という。）の要綱等を確認するものとする。

7 森林整備活性化資金の融資対象事業

- (1) 要綱第2の5の(2)のアの「計画的・組織的な森林整備を促進する造林補助事業」とは、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）に基づく森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業、美しい森林づくり基盤整備交付金実施要綱（平成20年8月4日付け20林整整第430号農林水産事務次官依命通知）に基づく美しい森林づくり基盤整備交付金の対象事業並びに農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）に基づく農業用水保全の森づくり事業及び漁場保全の森づくり事業とする。
- (2) 要綱第2の5の(2)のイの「単層林を複層林に転換するために行う造林についての措置」とは、択伐を繰り返しつつ、樹下植栽等を行う造林の措置とする。

8 森林整備活性化資金の借受者に対する県からの支援

- (1) 森林整備活性化資金は、林業を取り巻く厳しい状況に国と県が協力して対処するという趣旨から、県においても当該資金の貸付けを受けようとする者に対して財政上の支援を行うことが適切とされ、このため、森林整備活性化資金は、森林整備合理化計画に係る造林

事業及び複層林施業又は長伐期施業への施業の転換（平成 19 年度までに借入した資金に限る。）について、原則として森林整備活性化資金の貸付期間中、県から財政上の支援が行われる者に対して貸付けが行われることとされたところである。また、この県からの財政上の支援に必要な経費については、6 の(1)のアに定める方法により行われるものとして、地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなる。

このようなことから、県がその要綱等において支援対象者、支援内容等を明定し、森林整備活性化資金の借受者に対して6 の(1)に定めるいずれかの支援を行うことを期待するものである。

- (2) 知事は、(1)の支援が行われることが決定されたときは、任意の様式によりその旨を森林整備活性化資金の貸付けを受ける者に通知するとともに、別記様式7により沖縄公庫に通知するものとする。

第3 流域木材産業整備強化資金制度

流域木材産業整備強化資金制度の創設に伴い、知事は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第2項の合理化計画（森林所有者、森林所有者の組織する団体、素材生産業者又は素材生産業者の組織する団体が認定者として含まれるものに限る。）の認定、変更の認定又は認定の取消しをしたときは、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」（昭和54年8月23日付け54林野企第83号林野庁長官通達）の記の第4の3及び第5の3に定めるところによるほか、認定にあっては別記様式8により、変更の認定及び認定の取消しにあっては任意の様式によりそれぞれその旨を沖縄公庫に通知するものとする。

別記様式1

森林整備合理化計画認定申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

沖縄県知事殿

申請者 住 所
氏 名 (法人にあっては、
名称及び代表者氏名)

21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱(平成6年8月15日付け6林野企第125号農林水産事務次官依命通知)第2の1の(1)の規定に基づき、別添の森林整備合理化計画について認定を申請します。

森林整備合理化計画書

(始期 ○○年○○月○○日)
 (終期 ○○年○○月○○日)

1 森林整備合理化計画の対象とする森林の区域

(1) 林業経営改善計画と区域が

- ① 同じ ② 異なる

(2) (1)で「②異なる」と回答した場合に記入

森林の所在場所				森林所有者名	森林の現況					備考
都道府県	市町村	字(大字)	地番		面積(ha)	人工林 天然林別	樹種及び 林相	林齢	摘要	
計										

2 森林整備を合理化するためにとるべき措置

(1) 森林整備の合理化に関する基本方針

(2) 年度別事業計画

i 林業経営改善計画と区域が

- ① 同じ ② 異なる

ii iで「②異なる」と回答した場合に次のア及びイを記入

ア 伐採及び造林計画

事業区分		現行事業量	実行計画量	
			年度	年度
伐採	人工林	m ³		
	天然林	m ³		
造林	植栽	ha		
	下刈	ha		
	間伐	ha		
	付帯施設			

イ 林道及び作業路整備計画

区分	名称	工種	開設・改良計画 (m)			
			年度	年度	年度	年度
林道						
作業路	計画期間の総量 m					
計画対象森林の区域内の林内路網密度 (公道を含む。)	現況 (A) m/ha	計画期間終了時 (B) m/ha	(B)/(A)			%

3 2の措置を実施するために必要な資金の額及び調達方法

(単位：千円)

年度	事業	補助金	沖縄公庫からの借入金		沖縄公庫以外からの借入金	自己資金	その他資金	計
				うち、森林整備活性化資金				
	造林 (複層林転換)							
	利用間伐等							
	林道							
	機械導入							
	計							
総計	造林 (複層林転換)							
	利用間伐等							
	林道							
	機械導入							
	計							

4 その他必要な事項

森林整備合理化計画記載上の留意事項等

事 項	記載上の留意事項等
<p>1 森林整備合理化計画の対象とする森林の区域</p> <p>① 森林の所在場所</p> <p>② 森林所有者名</p> <p>③ 森林の現況</p> <p>④ 備考</p>	<p>林業経営改善計画と対象森林の区域が同じ場合は、(1)で「① 同じ」に○をつけて、林業経営改善計画書の写しを添付する。「② 異なる」とした場合は、以下の事項に留意し、(2)の表に記載する。</p> <p>森林の所在場所の記載は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況ごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを地番の欄に併記する。</p> <p>(区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。)</p> <p>分収林契約に係る森林にあつては、当該分収林の造林地所有者又は育林地所有者の氏名を () を付して記載する。</p> <p>1 面積の記載は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位を四捨五入する。</p> <p>2 樹種及び林相の欄には、スギ、ヒノキ、カラマツ、クヌギ等の樹種を記載するとともに、針葉樹林にあつては(針)と、広葉樹林にあつては(広)と、混交林にあつては(混)と、竹林にあつては(竹)と、未立木地にあつては(未)と、伐採跡地にあつては(跡)と、湿地、風衝地等の更新困難地にあつては(困)と記載する。</p> <p>3 林齢は、更新年度を第1年として計算するものとする。年齢の異なる立木が混在する森林のうち複層林等で、林齢の区分が明確な森林にあつては、上層木、下層木等に区分して、層ごとに樹種又は林相、林齢及び立木材積を記載する。林齢の区分が明確でない森林については、林齢はその異なる立木の年齢の平均値とし、併せてその異なる年齢の範囲を併記する。</p> <p>4 摘要欄には、地域森林計画において立木の伐採方法を特定されている森林、防風林等農地又は林地の保護のための森林、試験林等その他施業上特殊な取扱いをする森林についてその旨を記載する。</p> <p>分収林契約に係る森林にあつては、当該分収林の造林者又は育林者及び造林費負担者又は育林費負担者の氏名を記載する。</p>

事 項	記載上の留意事項等
<p>2 森林整備を合理化するためにとるべき措置</p> <p>(1) 森林整備の合理化に関する基本方針</p> <p>(2) 年度別事業計画</p> <p>ア 伐採及び造林計画</p> <p>イ 林道及び作業路整備計画</p> <p>3 2の措置を実施するために必要な資金の額及び調達方法</p> <p>4 その他必要な事項</p>	<p>複層林施業に転換するための考え方について記載する。</p> <p>林業経営改善計画と対象森林の区域が同じ場合は、iで「① 同じ」に○をつけて、林業経営改善計画書の写しを添付する。「② 異なる」とした場合は、以下の事項に留意し、iiのア及びイの表に記載する。</p> <p>現行事業量は、過去3年間の年平均値を記載することとし、記載に当たっては、伐採にあつては立方メートルを、造林にあつてはヘクタールを、それぞれ単位として、小数第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、造林の付帯施設については、種目ごとに刈払機、休憩施設等と記載し、単位は適宜、台、棟等と記載する。</p> <p>1 名称欄には、○○沢林道等当該路線名を記載する。</p> <p>2 工種欄には、開設・改良の別を記載する。</p> <p>3 林道欄は、路線ごとに記載するものとし、その事業期間を開設・改良計画欄に矢印等で示し、当該矢印に事業期間内の事業総量をメートル単位で記載する。</p> <p>1 その他資金欄には、県単独事業の補助金、市町村単独の補助金等が交付される場合に記載する。</p> <p>2 事業欄の「造林（複層林転換）」とは、要綱第2の5の(2)のイに規定する「単層林を複層林に転換するために行う造林についての措置」をいう。</p> <p>3 事業欄の「利用間伐等」とは、林業基盤整備資金（利用間伐等推進）のうち、利用間伐又は育成複層林等への誘導を目的とした更新伐に必要な資金部分をいう。</p> <p>林業経営改善計画の認定状況のほか、機械の共同購入、共同出荷の取組等地域での活動などについて特に記載すべき事項を記載する。</p>

別記様式2

森林整備合理化計画認定申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

沖縄県知事殿

施業委託者 住 所
氏 名 (法人にあつては、
名称及び代表者氏名)

住 所
氏 名 (法人にあつては、
名称及び代表者氏名)

施業受託者 住 所
氏 名 (法人にあつては、
名称及び代表者氏名)

住 所
氏 名 (法人にあつては、
名称及び代表者氏名)

21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱(平成6年8月15日付け6林野企第125号農林水産事務次官依命通知)第2の1の(1)(第2の1の(2))の規定に基づき、別添の森林整備合理化計画について認定を申請します。

※ 施業受託者が複数の場合は、任意の様式で別紙として記載可能

森林整備合理化計画書

(始期 ○○年○○月○○日)
 (終期 ○○年○○月○○日)

1 森林整備合理化計画の対象とする森林の区域

(1) 林業経営改善計画と区域が

- ① 同じ ② 異なる

(2) (1)で「②異なる」と回答した場合に記入

森林の所在場所				森林所有者名	森林の現況					備考
都道府県	市町村	字(大字)	地番		面積(ha)	人工林 天然林別	樹種及び 林相	林齢	摘要	
~~~~~										
計										

### 2 森林整備を合理化するためにとるべき措置

(1) 森林整備の合理化に関する基本方針

(2) 年度別事業計画

i 林業経営改善計画と区域が

- ① 同じ                      ② 異なる

ii iで「②異なる」と回答した場合に次のア及びイを記入

ア 伐採及び造林計画

施業委託者	事業区分		現行事業量	実行計画量			
				年度	うち、委託分	年度	うち、委託分
	伐採	人工林	m ³				
		天然林	m ³				
	造林	植栽	ha				
		下刈	ha				
		間伐	ha				
		付帯施設					
伐採	人工林	m ³					
	天然林	m ³					
~~~~~							

イ 林道及び作業路整備計画

施業委託者	区 分	名 称	工 種	開設・改良計画 (m)			
				年度	年度	年度	年度
	林 道						
	作業路	計画期間の総量 m					
	林 道						
	作業路	計画期間の総量 m					
計画対象森林の区域内の林内路網密度(公道を含む。)		現況 (A) m/ha	計画期間終了時 (B) m/ha	(B)/(A) %			

ウ 高性能林業機械等導入計画

- ・フェラーバンチャ ・ハーベスタ ・プロセッサ ・スキッダ
- ・フォワード ・タワーヤーダ ・スイングヤーダ ・その他 ()

(3) 林業労働者の確保及び育成に関する計画

ア 林業労働者の確保のために講ずる措置

イ 林業労働者の育成のために講ずる措置

(4) 木材の安定的な生産及び供給に関する計画

3 2の措置を実施するために必要な資金の額及び調達方法

(単位：千円)

年度	申請者	事業	補助金	沖縄公庫からの借入金	うち、森林整備活性化資金	沖縄公庫以外からの借入金	自己資金	その他資金	計
		造林(計画的・組織的な森林整備)							
		造林(複層林転換)							
		利用間伐等							
		林道							
		機械導入							
		計							
~~~~~									
	合 計	造林(計画的・組織的な森林整備)							
		造林(複層林転換)							
		利用間伐等							
		林道							
		機械導入							
		計							
~~~~~									
総		造林(計画的・組織的な森林整備)							
		造林(複層林転換)							
		利用間伐等							
		林道							
		機械導入							
		計							
~~~~~									
計	合 計	造林(計画的・組織的な森林整備)							
		造林(複層林転換)							
		利用間伐等							
		林道							
		機械導入							
		計							

4 その他必要な事項

森林整備合理化計画記載上の留意事項等

事 項	記載上の留意事項等
<p>1 森林整備合理化計画の対象とする森林の区域</p> <p>① 森林の所在場所</p> <p>② 森林所有者名</p> <p>③ 森林の現況</p> <p>④ 備考</p>	<p>林業経営改善計画と対象森林の区域が同じ場合は、(1)で「① 同じ」に○をつけて、林業経営改善計画書の写しを添付する。「② 異なる」とした場合は、以下の事項に留意し、(2)の表に記載する。</p> <p>森林の所在場所の記載は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況ごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを地番の欄に併記する。</p> <p>(区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。)</p> <p>分収林契約に係る森林にあつては、当該分収林の造林地所有者又は育林地所有者の氏名を ( ) を付して記載する。</p> <p>1 面積の記載は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位を四捨五入する。</p> <p>2 樹種及び林相の欄には、スギ、ヒノキ、カラマツ、クヌギ等の樹種を記載するとともに、針葉樹林にあつては(針)と、広葉樹林にあつては(広)と、混交林にあつては(混)と、竹林にあつては(竹)と、未立木地にあつては(未)と、伐採跡地にあつては(跡)と、湿地、風衝地等の更新困難地にあつては(困)と記載する。</p> <p>3 林齢は、更新年度を第1年として計算するものとする。年齢の異なる立木が混在する森林のうち複層林等で、林齢の区分が明確な森林にあつては、上層木、下層木等に区分して、層ごとに樹種又は林相、林齢及び立木材積を記載する。林齢の区分が明確でない森林については、林齢はその異なる立木の年齢の平均値とし、併せてその異なる年齢の範囲を併記する。</p> <p>4 摘要欄には、地域森林計画において立木の伐採方法を特定されている森林、防風林等農地又は林地の保護のための森林、試験林等その他施業上特殊な取扱いをする森林についてその旨を記載する。</p> <p>分収林契約に係る森林にあつては、当該分収林の造林者又は育林者及び造林費負担者又は育林費負担者の氏名を記載する。</p>

事 項	記載上の留意事項等
<p>2 森林整備を合理化するためにとるべき措置</p> <p>(1) 森林整備の合理化に関する基本方針</p> <p>(2) 年度別事業計画</p> <p>ア 伐採及び造林計画</p> <p>イ 林道及び作業路整備計画</p> <p>ウ 高性能林業機械等導入計画</p>	<p>森林施業の受委託の促進、機械化の推進、路網の計画的整備に関する考え方について記載する。</p> <p>(記載例)</p> <p>例1 造林事業は全て〇〇森林組合に委託して行う。</p> <p>例2 造林事業のうち、下刈作業は自家労働により行うものの、それ以外は〇〇森林組合に委託する。</p> <p>例3 間伐及び主伐を合理的に行うため、早急にタワーヤーダ及びプロセッサを導入する。</p> <p>例4 導入を予定しているタワーヤーダ及びプロセッサが効率的に稼働するよう、計画終了時までには公道を含めた林道密度を20m/haに高めるとともに、作業道を10m/ha整備する。</p> <p>林業経営改善計画と対象森林の区域が同じ場合は、iで「① 同じ」に○をつけて、林業経営改善計画書の写しを添付する。「② 異なる」とした場合は、以下の事項に留意し、iiのア及びイの表に記載する。</p> <p>現行事業量は、過去3年間の年平均値を記載することとし、記載に当たっては、伐採にあつては立方メートルを、造林にあつてはヘクタールを、それぞれ単位として、小数第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、造林の付帯施設については、種目ごとに刈払機、休憩施設等と記載し、単位は適宜、台、棟等と記載する。</p> <p>1 名称欄には、〇〇沢林道等当該路線名を記載する。</p> <p>2 工種欄には、開設・改良の別を記載する。</p> <p>3 林道欄は、路線ごとに記載するものとし、その事業期間を開設・改良計画欄に矢印等で示し、当該矢印に事業期間内の事業総量をメートル単位で記載する。</p> <p>今後の導入計画のある高性能林業機械について、○で囲む。</p>

事 項	記載上の留意事項等
<p>(3) 林業労働者の確保及び育成に関する計画</p> <p>ア 林業労働者の確保のために講ずる措置</p> <p>イ 林業労働者の育成のために講ずる措置</p>	<p>事業の実施に必要な林業労働者数とその人員を確保するための手法、林業労働者の労働条件の改善等のための措置について記載する。</p> <p>(記載例)</p> <p>例1 林業労働者〇名(うち高性能林業機械のオペレーター〇名)をもって事業を実施することとし、退職による欠員を補充するため、公募により〇～〇年に新卒者を〇名採用する。</p> <p>例2 将来にわたり林業労働者を安定的に確保していくためには、雇用した者の定着を図ることが必要であることから、〇年を目途に退職金制度を導入する。</p> <p>林業労働者の技術の向上、高性能林業機械のオペレーターの養成等のための措置について記載する。</p> <p>(記載例)</p> <p>例1 労働安全の推進のための技術研修会を月〇回開催し、労働災害の防止についての意識・技術の向上に努める。</p> <p>例2 高性能林業機械の操作に関する研修を年間〇名受講させ、高性能林業機械のオペレーターの養成・充実を図る。</p>
<p>(4) 木材の安定的な生産及び供給に関する計画</p>	<p>(記載例)</p> <p>例 ヒノキについては地域が推進している産地銘柄化に協力することとし、地域の中核となる〇〇原木市場を中心に出荷する。また、スギの間伐材については、材価の動向を勘案し、〇〇原木市場、〇〇製材工場を中心に出荷する。</p>
<p>3 2の措置を実施するために必要な資金の額及び調達方法</p>	<p>1 その他資金欄には、県単独事業の補助金、市町村単独の補助金等が交付される場合に記載する。</p> <p>2 事業欄の「造林(計画的・組織的な森林整備)」とは、要綱第2の5の(2)のアに規定する「計画的・組織的な森林整備を促進する造林補助事業」を、「造林(複層林転換)」とは、要綱第2の5の(2)のイに規定する「単層林を複層林に転換するために行う造林についての措置」をそれぞれいう。</p> <p>3 事業欄の「利用間伐等」とは、林業基盤整備資金(利用間伐等推進)のうち、利用間伐又は育成複層林等への誘導を目的とした更新伐に必要な資金部分をいう。</p>
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>林業経営改善計画の認定状況のほか、特に記載すべき事項があれば記載する。</p>

森林整備合理化計画変更申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

沖縄県知事殿

申請者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、  
名称及び代表者氏名 〕

〇〇年〇〇月〇〇日付けで認定を受けた森林整備合理化計画について、下記のとおり変更したいので、21 世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱（平成6年8月15日付け6林野企第125号農林水産事務次官依命通知）第2の3の(1)の規定に基づき、認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容 別紙のとおり
- 2 変更の理由

別記様式 4

森林整備合理化計画変更申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

沖縄県知事殿

施業委託者 住 所  
氏 名 ( 法人にあつては、  
名称及び代表者氏名 )

住 所  
氏 名 ( 法人にあつては、  
名称及び代表者氏名 )

施業受託者 住 所  
氏 名 ( 法人にあつては、  
名称及び代表者氏名 )

住 所  
氏 名 ( 法人にあつては、  
名称及び代表者氏名 )

〇〇年〇〇月〇〇日付けで認定を受けた森林整備合理化計画について、下記のとおり変更したいので、21 世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱（平成 6 年 8 月 15 日付け 6 林野企第 125 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 3 の (1) の規定に基づき、認定を申請します。

※ 施業受託者が複数の場合は、任意の様式で別紙として記載可能

記

- 1 変更事項の内容 別紙のとおり
- 2 変更の理由

別記様式 5

森林整備合理化計画認定書

認定番号

〇〇年〇〇月〇〇日

殿

沖縄県知事 氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付けで認定申請のあった森林整備合理化計画については、21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱（平成6年8月15日付け6林野企第125号農林水産事務次官依命通知）第2の2の規定に基づき、適当であると認定する。

（記載注意）

- 1 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して、6-1のように記載する。
- 2 変更後の認定番号については、当該森林整備合理化計画の変更回数と変更年度を、上記1の認定番号の次に（変1-7）のように記載する。
- 3 変更の場合にあっては、表題の次に（変更）と記載する。

別記様式6

森林整備合理化計画認定通知書

番 号

〇〇年〇〇月〇〇日

殿

沖縄県知事 氏名

21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱（平成6年8月15日付け6林野企第125号農林水産事務次官依命通知）第2の2の規定に基づく森林整備合理化計画の認定について、同要綱第2の4の規定に基づき、別紙のとおり通知する。

(別紙)

森林整備合理化計画認定一覧表

〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日認定分（整理番号〇〇～〇〇）

沖縄県

整理番号	申請者氏名	認定番号	借入金希望額（千円）										備考	
			林業基盤整備資金（造林）		林業基盤整備資金（利用間伐等推進）		森林整備活性化資金		林業基盤整備資金（林道）		農林漁業施設資金			
			年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度		

(記載注意)

21 世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱（平成 6 年 8 月 15 日付け 6 林野企第 125 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 の(2)の認定の場合は備考欄に「特別」（特に、特別の森林整備合理化計画について、対象森林面積がおおむね 2,000 ヘクタール以上である場合であって、分収林契約適正化事業実施要領（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 林整整第 337 号林野庁長官通知）の第 3 の 1 に規定する非皆伐施業推進計画に位置付けられた森林において森林整備活性化資金の特例の適用を受けるときは、備考欄に「特別②」とする。）と、また、(1)の認定の場合は備考欄に「単独」とそれぞれ記載する。

別記様式7

森林整備活性化資金借受者に対する支援決定通知書

番 号

〇〇年〇〇月〇〇日

沖縄振興開発金融公庫理事長 殿

沖縄県知事 氏名

21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱（平成6年8月15日付け6林野企第125号農林水産事務次官依命通知）第2の6の(2)の規定に基づき、森林整備活性化資金借受者への支援措置について、別紙のとおり通知する。

(別紙)

森林整備活性化資金借受者への支援措置一覧表

沖縄県

整理番号	申請者氏名	認定番号	森林整備 活性化資金 借入希望額	支援措置の内容	備考

(記載注意)

21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱（平成6年8月15日付け6林野企第125号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(2)の認定の場合は備考欄に「特別」（特に、特別の森林整備合理化計画について、対象森林面積がおおむね2,000ヘクタール以上である場合であって、分収林契約適正化事業実施要領（平成25年5月16日付け25林整整第337号林野庁長官通知）の第3の1に規定する非皆伐施業推進計画に位置付けられた森林において森林整備活性化資金の特例の適用を受けるときは、備考欄に「特別②」とする。）と、また、(1)の認定の場合は備考欄に「単独」とそれぞれ記載する。

別記様式 8

合理化計画認定通知書

番 号

〇〇年〇〇月〇〇日

沖縄振興開発金融公庫理事長 殿

沖縄県知事 氏名

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法第 4 条第 2 項の規定による合理化計画の認定について、別添のとおり通知する。

(施行注意)

申請者あての合理化計画認定通知書及び当該申請者に係る合理化計画書を添付する。



## 森林取得資金融通事務処理要領

### 第 1 運用方針

- 1 森林取得資金融通取扱要綱（昭和 63 年 4 月 8 日付け 63 林野企第 29 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第 1 の森林取得資金の融通に当たっては、森林・林業基本法（昭和 39 年法律第 161 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく森林・林業基本計画、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく全国森林計画、同法第 5 条に基づく地域森林計画、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号）第 2 条の 2 第 1 項の規定に基づく基本構想、沖縄振興公共投資交付金制度要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け各府省庁事務次官連名通知）第 6 の規定に基づく沖縄振興交付金事業計画（沖縄振興公共投資交付金）等他の諸施策との関連に十分留意するものとする。
- 2 本資金の融通に当たっては、沖縄県（以下「県」という。）は、沖縄振興開発金融公庫（以下「沖縄公庫」という。）、沖縄公庫の受託金融機関、関係市町村及びその他関係機関と緊密な連携を図るものとする。

### 第 2 貸付適格認定申請等について

要綱第 2 の 1 の (1) に規定する沖縄県知事（以下「知事」という。）の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）の資格その他認定申請に関する運用は、次のとおりとする。

#### (1) 申請者の資格

申請者の資格は、個人の場合にあつては林業経営主（林業経営主となろうとする者を含む。）とし、林業を営む法人、生産森林組合、森林組合又は森林整備法人の場合にあつては法人の代表者とし、地方公共団体にあつては地方公共団体の代表者とする。

#### (2) 認定申請書等の様式

認定申請書及び林業経営改善推進計画書の様式は、個人にあつては様式第 1 号、林業を営む法人にあつては様式第 2 号、生産森林組合にあつては様式第 3 号、森林組合にあつては様式第 4 号、森林整備法人又は地方公共団体にあつては様式第 5 号のとおりとする。

#### (3) 林業経営改善推進計画の作成指導について

林業経営改善推進計画は申請者が自主的に作成するものとするが、申請者単独では作成が困難である場合も予想されるので、県は必要に応じ、林業経営改善推進計画作成について指導するものとする。

また、県、沖縄公庫及び沖縄公庫の受託金融機関は、県における認定審査と沖縄公庫の貸付審査が並行的に行われるよう認定申請と同時に借受申込みをするよう指導するものとする。

(4) 林業経営改善推進計画の変更について

本資金を借り入れ、かつ、林業経営改善推進計画に基づき森林を取得した後において、資金の貸付けを受けた者（その一般承継人を含む。以下「借受者」という。）の責めに帰することができない事由により林業経営改善推進計画のうち次に掲げる内容について変更が必要となった場合は、借受者が県に対し、様式第6号により林業経営改善推進計画の変更承認申請をするものとする。

ア 要綱第4の(4)のイに該当する取得森林について、皆伐及び皆伐跡地への人工植栽を行う時期

イ 要綱第4の(5)に該当する取得地について、皆伐及び人工植栽又は天然林改良を実施する時期

ウ 要綱第4の(9)に該当する取得森林について、育林を行う時期

第3 貸付適格認定者の判断基準について

知事は、要綱第2の1の(1)に規定する認定を行おうとする場合には、林業経営改善推進計画を基礎として、当該申請が要綱第4に掲げる要件を充足しているか否かについて、次により判断して認定を行うものとする。

(1) 要綱第4の(1)については、林業経営改善推進計画が、次に掲げる要件を満たすかどうか審査するものとする。

ア 森林法第5条に定める地域森林計画に即したものであり、取得対象森林の全部又は一部が同法第10条の5に定める市町村森林整備計画（以下単に「市町村森林整備計画」という。）にも即したものであること。

イ 伐採・造林等の林業生産活動が適正かつ合理的に計画されていること。

ウ 労務、賃金面からも事業実行の確保が図られるものであること。

(2) 要綱第4の(3)の「林野庁長官が別に定める区域」とは、森林法第10条の5に規定する市町村森林整備計画の対象森林のうち、水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林及び木材等生産機能維持増進森林に指定されている区域とする。

(3) 要綱第4の(7)については、申請者の林業経営の収支状況を勘案して、貸付けの必要性があるかどうかについて審査するものとする。

(4) 要綱第4の(10)については、申請者が取得する森林が林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則（平成5年農林水産省令第35号。以下「規則」という。）第2条で定める森林の取得についての措置の要件について、次のア及びイの要件を同時に満たす森林の取得についての措置かど

うか審査するものとする。なお、知事は、アの(ア)及び(ウ)に定める森林の取得についてその適否を判断しようとするときは、事前に市町村の長との間で、間伐又は保育についての命令又は勧告の有無の確認等連絡調整を図るものとする。

ア 「林業上の利用の増進を図る必要がある森林」とは、以下のいずれかの森林であること。

(ア) 森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 42 条第 1 項に定める災害等防止措置命令に係る森林（主伐の実施を除く。）

(イ) 森林法第 39 条の 4 第 1 項第 1 号の規定により定められた要整備森林

(ウ) その他地域において標準的と認められる施業体系（市町村森林整備計画等）からみて間伐・保育等の施業管理が適切に行われていない森林

(エ) 上記(ア)から(ウ)の森林と当該借受者が既に所有している森林の間に介在しており一体的に取得する必要があると認められる森林。ただし、上記(ア)から(ウ)の要件に該当する森林面積を上回らないものである場合に限る。

イ 「地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況からみて同項に規定する資金の貸付けを受けようとする者が森林所有者である森林と一体として効率的に施業を行うことが可能である森林」とは、当該借受者が所有する森林と隣接する森林、同一の小流域に所在する森林、同一の林道の利用区域内に所在する森林等であって、借受者が所有する森林と一体として施業が行われ得る団地的まとまりを有していると認められるものであること。

(5) 要綱第 4 の (8) の「林野庁長官が別に定める区域」とは、(2)に掲げるいずれかの区域又は地域とする。

#### 第 4 貸付適格認定に係る県の事務処理について

1 知事は、認定申請書の提出を受けたときは、貸付適格の認定を行うものとし、必要に応じて県、沖縄公庫、沖縄公庫の受託金融機関及び関係林業団体を構成員とする協議の場（以下「協議会」という。）を設け、その意見を聴くものとする。

貸付適格認定に関する事務及び全般的な調整については、主として、林業金融主務課が担当するものとする。

2 知事は、林業経営改善推進計画変更承認申請書の提出を受けたときは、変更内容の妥当性を確認し、変更申請の承認を行うものとする。

3 知事は、貸付適格の認定をしたときは、その旨を申請者及び沖縄公庫（沖縄公庫の委託金融機関を含む。以下同じ。）に通知するとともに様式第 7 号の認定台帳を作成し、認定をしないことの決定をしたときはその旨を申請者に通知するものとする。

認定した場合は申請者に対しては様式第 8 号により、沖縄公庫に対しては様式第 9 号により通知するものとする。

4 知事は、林業経営改善推進計画の変更の承認をした時は、様式第 10 号によりその旨を本人に通知するとともに、その写しを沖縄公庫に送付するものとする。

承認をしないことの決定をしたときはその旨を申請者に通知するものとする。

5 貸付適格の認定は、申請の内容全般に関し適否を決するものであって部分的に認めることは適当でなく、内容の一部が適正を欠くと認められるときは申請書を申請者に返送するものとする。

6 知事は、沖縄公庫から貸付決定を行った旨通知があったときは、認定台帳に所要事項を記載するものとする。

7 認定は、次の場合には取り消すものとする。

(1) 認定申請の取下げがあったとき。

(2) 沖縄公庫に対し借入申込みの辞退があったとき。

(3) 申請書の不実記載（貸付適格性を失う程度のもの）が発見されたとき。

(4) 認定後に事情変更により林業経営改善推進計画の達成が見込まれなくなったとき。

(5) 要綱第 4 の(10)に該当するものとして認定を受けた者について、林業経営改善計画の認定が取り消されたとき。

8 認定の取消しの通知は、申請者及び沖縄公庫に対して行うものとする。

9 知事は、認定の状況について、様式第 11 号の認定年間報告により年度ごとに取りまとめの上、翌年度の 5 月末日までに林野庁長官に報告するものとする。

10 知事は、沖縄公庫から貸付金の全部若しくは一部が未使用であるか若しくは申請と異なる用途に使用されるなど貸付金の使途が適切でない旨の通知を受けたとき又は沖縄公庫から、借受者が取得した森林について資金貸付契約締結の日から 3 か年以内に森林以外の用途に供するための譲渡（以下「転用譲渡」という。）があった旨の通知を受けたときは、実情調査を行うとともに、必要に応じて、協議会において意見を聴き、それらの結果を踏まえ林業経営改善推進計画の達成が可能か否かを判断するものとする。

#### 第 5 取得した森林等の施業状況の届出について

次の場合は、借受者が県に対して様式第 12 号により届け出るものとする。

(1) 要綱第 4 の(4)のイに該当する取得森林について、皆伐及び皆伐跡地への人工植栽を実施した場合

(2) 要綱第 4 の(5)に該当する取得地について、皆伐及び人工植栽又は天然林改良を実施した場合

(3) 要綱第 4 の(9)に該当する取得森林について、育林を行った場合

#### 第 6 転用違約金の徴収について

1 要綱第 7 の「林野庁長官が別に定める場合」とは、借受者が取得した森林が、

森林の維持管理、公用収用及びこれに準ずる理由により転用譲渡された場合とする。

2 違約金の額は、沖縄公庫の定めるところによる。

## 第7 その他

次に掲げる場合は、貸付けの対象としないものとする。

- (1) 地上権を取得する場合
- (2) 貸付適格認定申請時点の1か年以上前にあらかじめ所有権移転登記が行われた森林の取得費用とする場合
- (3) 近く森林以外に転用が見込まれる森林を取得する場合
- (4) 森林組合、生産森林組合、中小企業等協同組合若しくは農事組合法人の組合員、持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）の社員又は株式会社の株主が当該法人の所有に係る森林を取得する場合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第7号の森林組合の事業であって、組合員が当該組合から取得する場合を除く。）
- (5) 森林組合、生産森林組合、中小企業等協同組合若しくは農事組合法人がその組合員に、持分会社がその社員に又は株式会社がその株主に持分の払戻しを行った森林を当該法人が取得する場合
- (6) 森林組合法第26条第1項の事業（森林の経営）以外の事業のために森林組合が森林を取得する場合

森林取得資金貸付適格認定申請書

林業経営育成資金（森林取得）の借入れ（〇〇千円、利率〇〇%）を必要としますので認定されたく林業経営改善推進計画を添えて申請します。

〇〇年〇〇月〇〇日

（郵便番号〇〇）

住 所

（Tel 〇〇〇〇）

氏 名

（〇〇年〇〇月〇〇日生）

沖縄県知事殿

林業経営改善推進計画

(1) 林業経営の現況

① 家族構成について

氏 名	続柄	年齢	自家林業 従事日数	備 考
申請者（経営主）	本人	歳	日	

② 経営収支の状況

林業経営収支		林業以外の所得		既往借入金 残 高 月 日 現 在	林業経営育成（森林取得）	
林業粗収入	千円	農 業 所 得	千円		同上	（森林取得以外）
林業経営費	千円	その他所得	千円		その他（林業関係）	千円
林業所得	千円	所得合計	千円		合 計	千円

③ 経営森林の現況

林相、樹種	経営面積		取得後の経営森林の齢級別構成													
	取得前	取得後	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII以上	
人工林	スギ	ha	ha													
	ヒノキ	ha	ha													
	〇〇〇	ha	ha													
	小 計	ha	ha													
天然林改良林	ha	ha														
育林地面積計	ha	ha														
天然林面積	ha	ha														

④ 林業経営改善計画の認定の有無（林業経営改善計画の認定を受けている場合は、本項目を記載する代わりに、林業経営改善計画書の写しの提出で可）

有・無	認定日	年	月	日	認定番号
-----	-----	---	---	---	------

(2) 取得する森林の状況

番号	所在地	登記面積	実測又は森林簿面積	取得内容									
				うち取得後5年以内に皆伐予定の人工林、天然林改良林			うち造林のための土地				うち樹木の持分		
				面積	皆伐 予定時期	再造林 予定時期	面積	皆伐 予定時期	植栽又は天然林改良 区分 予定時期		面積	樹種・林齢	持分 割合
		m ²	m ²	m ²	年 月	年 月	m ²	年 月		年 月	m ²		%
		m ²	m ²	m ²	年 月	年 月	m ²	年 月		年 月	m ²		%
		m ²	m ²	m ²	年 月	年 月	m ²	年 月		年 月	m ²		%

番号	取得価額 (千円)	所有権移転登記 (予定年月日)	譲渡人氏名 ・名称等	取得森林の 地域要件 *1	限度額の 特例要件 *2	償還期限等の特例要件		
						林業経営改善 計画の対象 *3	林業上の増進 を図る地域 *4	既所有森林と の関係 *5

番号	分取林契約の種類	分取林契約当事者氏名	
	1 三者契約	土地所有者	
	2 二者契約	育林者	
		費用負担者	
	1 三者契約	土地所有者	
	2 二者契約	育林者	
		費用負担者	

(3) 森林の適正な管理のための基本方針

①林業経営の基本方針	
②森林施業の基本方針	
③事業実行方式	

(4) 経営する育林地の施業実行計画及び実行形態

施業内容	年度	面	積
			ha

(5) 経営する育林地の施業に必要な資金の額及び調達方法

区 分	必要資金量 (千円)	資 金 調 達 方 法 (千円)			
		補助金を予定	沖縄公庫資金を予定	自己資金を予定	そ の 他 ( )
年度					
年度					
年度					
年度					
年度					

(6) 森林取得資金の償還計画

番号	一般・特 例等の別	償還方法	償還期限	据置期間
		年	年	年
		年	年	年

(7) その他

なお、本資金の認定に際し、林業経営改善推進計画の内容の確認に地域森林計画制度に基づく森林簿を利用されても異議がありません。

(添付資料)

- 取得森林に関する ①登記簿謄本  
 ②位置図 (5万分の1、林業経営改善計画に係る特例を受けようとする場合には、既に所有している森林との位置関係を明示する。)  
 ③実測図  
 ④林齢を証する書類又は現地調査結果 (森林簿と林齢が相違する場合のみ)

(作成部数) 沖縄県宛申請 (正1部、写1部)  
 金融機関宛借入申込書に添付 (写2部)  
 申請者控え (写1部)

### 森林取得資金貸付適格認定申請書

林業経営育成資金（森林取得）の借入れ（〇〇千円、利率〇〇%）を必要としますので認定されたく林業経営改善推進計画を添えて申請します。

〇〇年〇〇月〇〇日

（郵便番号〇〇）

住 所

（Tel _____）

氏 名

代表者氏名

（〇〇年〇〇月〇〇日生）

沖縄県知事殿

林業経営改善推進計画

#### （1）林業経営の現況

##### ①法人の概要

設立	年 月 日	組員、社員又は株主の数	人	従業員数	人	出資又は資本の額	千円
事業	(定款に定める事業)					経営森林面積	ha
沿革							

##### ②経営収支の状況

売 上 高	千円	特 別 損 益	千円	既往借入金 残 高 月 日 現 在	林業経営育成（森林取得）	千円
売 上 原 価	千円	前期繰越剰余	千円		同上（森林取得以外）	千円
販売費・一般管理費	千円	繰越剰余金	千円		その他（林業関係）	千円
事業外損益	千円				合 計	千円

##### ③経営森林の現況

林相、樹種	経営面積		取得後の経営森林の齢級別構成 (ha)												
	取得前	取得後	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII以上
人工林	ha	ha													
	ha	ha													
	ha	ha													
	ha	ha													
小 計	ha	ha													
天然林改良林	ha	ha													
育林地面積計	ha	ha													
天然林面積	ha	ha													

##### ④林業経営改善計画の認定の有無（林業経営改善計画の認定を受けている場合は、本項目を記載する代わりに、林業経営改善計画書の写しの提出で可）

有・無	認定日	年	月	日	認定番号
-----	-----	---	---	---	------

(2) 取得する森林の状況

番号	所在地	登記面積	実測又は森林簿面積	取得内容									
				うち取得後5年以内に皆伐予定の人工林、天然林改良林			うち造林のための土地				うち樹木の持分		
				面積	皆伐予定時期	再造林予定時期	面積	皆伐予定時期	植栽又は天然林改良		面積	樹種・林齢	持分割合
									区分	予定時期			
		m ²	m ²	m ²	年 月	年 月	m ²	年 月		年 月	m ²		%
		m ²	m ²	m ²	年 月	年 月	m ²	年 月		年 月	m ²		%
		m ²	m ²	m ²	年 月	年 月	m ²	年 月		年 月	m ²		%

番号	取得価額(千円)	所有権移転登記(予定年月日)	譲渡人氏名・名称等	取得森林の地域要件*1	限度額の特例要件*2	償還期限等の特例要件		
						林業経営改善計画対象*3	林業上の増進を図る地域*4	既所有森林との関係*5

番号	分収林契約の種類	分収林契約当事者氏名	
	1 三者契約 2 二者契約	土地所有者	
		育林者	
		費用負担者	
	1 三者契約 2 二者契約	土地所有者	
		育林者	
		費用負担者	

(3) 森林の適正な管理のための基本方針

①林業経営の基本方針	
②森林施業の基本方針	
③事業実行方式	

(4) 経営する育林地の施業実行計画及び実行形態

施業内容	年度	面積	実行形態別面積			
			直営	雇用労働力	森林組合作業委託	その他
		ha	ha	ha	ha	ha

(5) 経営する育林地の施業に必要な資金の額及び調達方法

区 分	必要資金量 (千円)	資 金 調 達 方 法 ( 千 円 )			
		補助金を予定	沖縄公庫資金を予定	自己資金を予定	そ の 他 ( )
年度					
年度					
年度					
年度					
年度					

(6) 森林取得資金の償還計画

番号	一般・特例 等の別	償還方法	償還期限	据置期間	利息払込日
		年	年	年	月 日
		年	年	年	月 日
		年	年	年	月 日
		年	年	年	月 日
		年	年	年	月 日

(7) その他

資金計画	本資金 (今回申請)		千円	(借入金の条件) ①借入先 ②利率 ③償還条件
	自己資金	現 預 金	千円	
		借 入 金	千円	

なお、本資金の認定に際し、林業経営改善推進計画の内容の確認に地域森林計画制度に基づく森林簿を利用されても異議がありません。

(添付資料)

- (1) 取得森林に関する
    - ①登記簿謄本
    - ②位置図 (5万分の1、林業経営改善計画に係る特例を受けようとする場合には、既に所有している森林との位置関係を明示する。)
    - ③実測図
    - ④林齢を証する書類又は現地調査結果 (森林簿と林齢が相違する場合のみ)
  - (2) 定款
  - (3) 業務報告書及び事業計画書
- (作成部数) 沖縄県宛申請 (正1部、写1部)  
金融機関宛借入申込書に添付 (写2部)  
申請者控え (写1部)

森林取得資金貸付適格認定申請書

林業経営育成資金（森林取得）の借入れ（〇〇千円、利率〇〇%）を必要としますので認定されたく林業経営改善推進計画を添えて申請します。

〇〇年〇〇月〇〇日

（郵便番号〇〇）

住 所 (Tel )

氏 名

代表者氏名 (〇〇年〇〇月〇〇日生)

沖縄県知事殿

林業経営改善推進計画

(1) 林業経営の現況

①生産森林組合の概要

設立	年 月 日	組合員数	人	出資口数	口	出資金額	千円
経営森林面積	ha	直 営 (✓)		共同経営 (✓)			共同経営の形態(該当する項目に○印)
		所有権	地上権賃借権	分収林	部分林	その他	
沿革							①個人有林の現物出資 ②記名共有林 ③部落有林 ④市町村有林等の払下林 ⑤国有林の払下林 ⑥市町村有林等に地上権を設定 ⑦国有林に部分林を設定

②経営収支の状況

事業総収益	千円	特別損益	千円	既往借入金	林業経営育成（森林取得）	千円
事業費用	千円	前期繰越剰余	千円	残 高	同上（森林取得以外）	千円
事業管理費	千円	繰越剰余金	千円		月 日	その他（林業関係）
事業外損益	千円			現 在	合 計	千円

③経営森林の現況

林相、樹種	経営面積		取得後の経営森林の齢級別構成 (ha)												
	取得前	取得後	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII以上
人工林	ha	ha													
	ha	ha													
	ha	ha													
	ha	ha													
天然林改良林	ha	ha													
育林地面積計	ha	ha													
天然林面積	ha	ha													

④林業経営改善計画の認定の有無（林業経営改善計画の認定を受けている場合は、本項目を記載する代わりに、林業経営改善計画書の写しの提出で可）

有・無	認定日	年 月 日	認定番号
-----	-----	-------	------

(2) 取得する森林の状況

番号	所在地	登記面積	実測又は森林簿面積	取得内容									
				うち取得後5年以内に皆伐予定の人工林、天然林改良林			うち造林のための土地				うち樹木の持分		
				面積	皆伐予定時期	再造林予定時期	面積	皆伐予定時期	植栽又は天然林改良		面積	樹種・林齢	持分割合
									区分	予定時期			
		m ²	m ²	m ²	年 月	年 月	m ²	年 月		年 月	m ²		%
		m ²	m ²	m ²	年 月	年 月	m ²	年 月		年 月	m ²		%
		m ²	m ²	m ²	年 月	年 月	m ²	年 月		年 月	m ²		%

番号	取得価額(千円)	所有権移転登記(予定年月日)	譲渡人氏名・名称等	取得森林の地域要件*1	限度額の特例要件*2	償還期限等の特例要件		
						林業経営改善計画対象*3	林業上の増進を図る地域*4	既所有森林との関係*5

番号	分収林契約の種類	分収林契約当事者氏名	
		1 三者契約 2 二者契約	土地所有者
		育林者	
		費用負担者	
	1 三者契約 2 二者契約	土地所有者	
		育林者	
		費用負担者	

(3) 森林の適正な管理のための基本方針

①林業経営の基本方針	
②森林施業の基本方針	
③事業実行方式	

(4) 経営する育林地の施業実行計画及び実行形態

施業内容	年度	面積	実行形態別面積			
			直営	雇用労働力	森林組合作業委託	その他
		ha	ha	ha	ha	ha

(5) 経営する育林地の施業に必要な資金の額及び調達方法

区 分	必要資金量 (千円)	資 金 調 達 方 法 ( 千 円 )			
		補助金を予定	沖縄公庫資金を予定	自己資金を予定	そ の 他 ( )
年度					
年度					
年度					
年度					
年度					

(6) 森林取得資金の償還計画

償還方法	償還期限	利息払込日
	年	月 日

(7) その他

資金計画	本資金 (今回申請)		(借入金の条件) ①借入先 ②利率 ③償還条件
	現 預 金	千円	
	借 入 金	千円	

なお、本資金の認定に際し、林業経営改善推進計画の内容の確認に地域森林計画制度に基づく森林簿を利用されても異議がありません。

(添付資料)

- (1) 取得森林に関する ①登記簿謄本  
②位置図 (5万分の1、林業経営改善計画に係る特例を受けようとする場合には、既に所有している森林との位置関係を明示する。)  
③実測図  
④林齢を証する書類又は現地調査結果 (森林簿と林齢が相違する場合のみ)
- (2) 定款
- (作成部数) 沖縄県宛申請 (正1部、写1部)  
金融機関宛借入申込書に添付 (写2部)  
申請者控え (写1部)

### 森林取得資金貸付適格認定申請書

林業経営育成資金（森林取得）の借入れ（〇〇千円、利率〇〇%）を必要としますので認定されたく林業経営改善推進計画を添えて申請します。

〇〇年〇〇月〇〇日

（郵便番号〇〇）

住 所

（Tel 〇〇〇〇）

氏 名

代表者氏名

（〇〇年〇〇月〇〇日生）

沖縄県知事殿

林業経営改善推進計画

（1）林業経営の現況

①森林組合の概要

設立	年 月 日	組合員数	人	出資口数	口	出資金額	千円
経営森林面積	ha	所有林	分収林	その他森林	役員数	うち常勤役員	職員数
		ha	ha	ha	人	人	人
沿革							

②経営収支の状況

事業総収益	千円	特別損益	千円	既往借入金 残高	林業経営育成（森林取得）	千円
事業費用	千円	前期繰越剰余	千円		月 日	同上（森林取得以外）
事業管理費	千円	繰越剰余金	千円	現在		その他（林業関係）
事業外損益	千円				合計	千円

③経営森林の現況

林相、樹種	経営面積		取得後の経営森林の齢級別構成（ha）												
	取得前	取得後	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII以上
人工林	ha	ha													
	ha	ha													
	ha	ha													
	ha	ha													
	小計	ha	ha												
天然林改良林	ha	ha													
育林地面積計	ha	ha													
天然林面積	ha	ha													

④林業経営改善計画の認定の有無（林業経営改善計画の認定を受けている場合は、本項目を記載する代わりに、林業経営改善計画書の写しの提出で可）

有・無	認定日	年 月 日	認定番号
-----	-----	-------	------

(2) 取得する森林の状況

番号	所在地	登記面積	実測又は森林簿面積	取得内容									
				うち取得後5年以内に皆伐予定の人工林、天然林改良林			うち造林のための土地				うち樹木の持分		
				面積	皆伐予定時期	再造林予定時期	面積	皆伐予定時期	植栽又は天然林改良		面積	樹種・林齢	持分割合
									区分	予定時期			
		m ²	m ²	m ²	年 月	年 月	m ²	年 月		年 月	m ²		%
		m ²	m ²	m ²	年 月	年 月	m ²	年 月		年 月	m ²		%
		m ²	m ²	m ²	年 月	年 月	m ²	年 月		年 月	m ²		%

番号	取得価額(千円)	所有権移転登記(予定年月日)	譲渡人氏名・名称等	取得森林の地域要件*1	限度額の特例要件*2	償還期限等の特例要件		
						林業経営改善計画対象*3	林業上の増進を図る地域*4	既所有森林との関係*5

番号	分収林契約の種類	分収林契約当事者氏名	
	1 三者契約 2 二者契約	土地所有者	
		育林者	
		費用負担者	
	1 三者契約 2 二者契約	土地所有者	
		育林者	
		費用負担者	

(3) 森林の適正な管理のための基本方針

--

(4) 経営する育林地の施業実行計画及び実行形態

施業内容	年度	面積	実行形態別面積		
			直営	雇用労働力	その他
		ha	ha	ha	ha

(5) 経営する育林地の施業に必要な資金の額及び調達方法

区 分	必要資金量 (千円)	資 金 調 達 方 法 ( 千 円 )			
		補助金を予定	沖縄公庫資金を予定	自己資金を予定	そ の 他 ( )
年度					
年度					
年度					
年度					
年度					

(6) 森林取得資金の償還計画

償還方法	償還期限	利息払込日
	年	月 日

(7) その他

資金計画	本資金 (今回申請)		(借入金の条件) ①借入先 ②利率 ③償還条件
	自己資金	現 預 金	
		借 入 金	
		千円	
		千円	
		千円	

なお、本資金の認定に際し、林業経営改善推進計画の内容の確認に地域森林計画制度に基づく森林簿を利用されても異議がありません。

(添付資料)

- (1) 取得森林に関する ①登記簿謄本  
②位置図 (5万分の1、林業経営改善計画に係る特例を受けようとする場合には、既に所有している森林との位置関係を明示する。)  
③実測図  
④林齢を証する書類又は現地調査結果 (森林簿と林齢が相違する場合のみ)
- (2) 定款
- (3) 業務報告書及び事業計画書
- (作成部数) 沖縄県宛申請 (正1部、写1部)  
金融機関宛借入申込書に添付 (写2部)  
申請者控え (写1部)

### 森林取得資金貸付適格認定申請書

林業経営育成資金（森林取得）の借入れ（〇〇千円、利率〇〇%）を必要としますので認定されたく林業経営改善推進計画を添えて申請します。

〇〇年〇〇月〇〇日

（郵便番号〇〇）

住 所 (Tel )

氏 名

代表者氏名 (〇〇年〇〇月〇〇日生)

沖縄県知事殿

林業経営改善推進計画

(1) 林業経営の現況

①森林整備法人の概要

設立	年 月 日	社員数	人	出資口数	口	出資金額	千円
経営森林面積	ha	所有林	分収林	役員数	うち常勤役員	職員数	
		ha	ha	人	人	人	
沿革							

②経営収支の状況

事業総収益	千円	特別損益	千円	既往借入金 残高	林業経営育成（森林取得）	千円
事業費用	千円	前期繰越剰余	千円		月 日 現在	同上（森林取得以外）
事業管理費	千円	繰越剰余金	千円			その他（林業関係）
事業外損益	千円				合 計	千円

③経営森林の現況

林相、樹種	経営面積		取得後の経営森林の齢級別構成 (ha)												
	取得前	取得後	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII以上
人工林	ha	ha													
	ha	ha													
	ha	ha													
	小計	ha	ha												
天然林改良林	ha	ha													
育林地面積計	ha	ha													
天然林面積	ha	ha													

④林業経営改善計画の認定の有無（林業経営改善計画の認定を受けている場合は、本項目を記載する代わりに、林業経営改善計画書の写しの提出で可）

有・無	認定日	年 月 日	認定番号
-----	-----	-------	------

(2) 取得する森林の状況

番号	所在地	登記面積	実測又は森林簿面積	取得内容									
				うち取得後5年以内に皆伐予定の人工林、天然林改良林			うち造林のための土地				うち樹木の持分		
				面積	皆伐 予定時期	再造林 予定時期	面積	皆伐 予定時期	植栽又は天然林改良		面積	樹種・林齢	持分 割合
区分	予定時期												
		m ²	m ²	m ²	年 月	年 月	m ²	年 月		年 月	m ²		%
		m ²	m ²	m ²	年 月	年 月	m ²	年 月		年 月	m ²		%
		m ²	m ²	m ²	年 月	年 月	m ²	年 月		年 月	m ²		%

番号	取得価額 (千円)	所有権移転登記 (予定年月日)	譲渡人氏名 ・名称等	取得森林の 地域要件 *1	限度額の 特例要件 *2	償還期限等の特例要件		
						林業経営改善 計画対象 *3	林業上の増進 を図る地域 *4	既所有森林と の関係 *5

番号	分収林契約の種類	分収林契約当事者氏名	
	1 三者契約 2 二者契約	土地所有者	
		育林者	
		費用負担者	
	1 三者契約 2 二者契約	土地所有者	
		育林者	
		費用負担者	

(3) 森林の適正な管理のための基本方針

(4) 経営する育林地の施業実行計画及び実行形態

施業内容	年度	面積	実行形態別面積		
			直営	作業委託	その他 ( )
		ha	ha	ha	ha

(5) 経営する育林地の施業に必要な資金の額及び調達方法

区 分	必要資金量 (千円)	資 金 調 達 方 法 ( 千 円 )			
		補助金を予定	沖縄公庫資金を予定	自己資金を予定	そ の 他 ( )
年度					
年度					
年度					
年度					
年度					

(6) 森林取得資金の償還計画

償還方法	償還期限	利息払込日
	年	月 日

(7) その他

資金計画	本資金 (今回申請)		(借入金の条件) ①借入先 ②利率 ③償還条件
	自己資金	現 預 金	
		借 入 金	
		千円	
		千円	
		千円	

なお、本資金の認定に際し、林業経営改善推進計画の内容の確認に地域森林計画制度に基づく森林簿を利用されても異議がありません。

(添付資料)

- (1) 取得森林に関する ①登記簿謄本  
②位置図 (5万分の1)  
③実測図  
④林齢を証する書類又は現地調査結果 (森林簿と林齢が相違する場合のみ)
- (2) 定款
- (3) 業務報告書及び事業計画書
- (作成部数) 沖縄県宛申請 (正1部、写1部)  
金融機関宛借入申込書に添付 (写2部)  
申請者控え (写1部)

林業経営改善推進計画の記載上の留意事項等（様式第1号～様式第5号）

事 項	記載上の留意事項等
<p>(1) 林業経営の現況</p> <p>① 家族構成について</p> <p>④ 林業経営改善計画の認定の有無</p> <p>(2) 取得する森林の状況</p> <p>(4) 経営する育林地の施業実行計画及び実行形態</p> <p>(6) 森林取得資金の償還計画</p>	<p>林業に従事する者について記入する。</p> <p>該当箇所について○で囲む。なお、個人にあつては、林業経営改善計画の認定を受けている場合は、本項目を記載する代わりに、林業経営改善計画書の写しの提出でも可とする。</p> <p>1 「(2)取得する森林の状況」、「(6)森林取得資金の償還計画」の番号欄は同一森林に同一番号を付して記載する。</p> <p>2 表中の*1～*5については、以下のとおりとする。</p> <p>*1 取得しようとする森林の所在する地域について、該当するものの記号を記載する。</p> <p>ア. 水源涵養機能維持増進森林、イ. 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林、ウ. 木材等生産機能維持増進森林</p> <p>*2 要綱第2の3の(2)及び(3)の規定による貸付限度額の特例を利用する場合に、取得しようとする森林の態様について、該当するものの記号を記載する。</p> <p>ア. 林業経営改善計画に基づいて行う森林の取得であつて、規則第2条に定める要件に該当する場合</p> <p>イ. 森林経営管理法第42条第1項に定める災害等防止措置命令に係る森林（主伐の実施を除く。）</p> <p>ウ. 地域森林計画に定める「要整備森林」</p> <p>*3～*5 林業経営改善計画の認定を受けた者が、償還期限又は融資限度額の特例を受けようとする場合に記載する。</p> <p>*3 申請者が認定を受けた林業経営改善計画に基づく森林の取得に該当する場合に、○を付す。</p> <p>*4 取得しようとする森林が該当するものの記号を記載する。</p> <p>ア. 森林経営管理法第42条第1項に定める災害等防止措置命令に係る森林（主伐の実施を除く。）</p> <p>イ. 地域森林計画に定める「要整備森林」</p> <p>ウ. 地域における標準的と認められる施業体系からみて間伐・保育等の施業管理が適切に行われていない森林</p> <p>エ. ア～ウの森林と既に所有している森林の間に介在しており一体的に取得する必要があると認められる森林（ア～ウに該当する森林の面積を上回らないものである場合に限る。）</p> <p>*5 取得しようとする森林と既に所有している森林の関係について、これらが一体的な施業を行うことが可能と認められる根拠について、該当するものの記号を記載する。</p> <p>ア. 隣接、イ. 同一の小流域に所在、ウ. 同一の林道の利用区域内に所在、エ. その他</p> <p>施業内容別の欄については、造林は植栽、天然林改良、下刈、除・間伐、その他保育別に、伐採は皆伐、択伐別に5年間の計画を記載する。</p> <p>「一般・特例等の別」は、次により記載する。</p> <p>「特例」： 林業経営改善計画に係る償還期限又は融資限度額の特例が適用されるもの（林業経営改善推進計画の記載上の留意事項等の「(2)取得する森林の状況」の*2に該当するもの）</p> <p>「一般」： 特例以外のもの</p>

林業経営改善推進計画 変更承認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

(郵便番号〇〇)

住所 (TEL )

氏名

代表者氏名 (〇〇年〇〇月〇〇日生)

〇〇年〇月〇日付け認定番号〇〇をもって森林取得資金貸付適格認定通知があった林業経営改善推進計画について、下記のとおり変更したいので、森林取得資金融通事務処理要領第 2 の(4)に基づき、申請する。

記

1. 変更の理由 (変更の理由が生じた日)

2. 林業経営改善推進計画 (第〇回変更)

(注) 記の 2 以降の記載要領は様式第 1 号～様式第 5 号の林業経営改善推進計画の様式に準ずるものとする。認定当初の計画の内容と変更後の計画の内容とを容易に比較対照できるよう、二段書き (上段に変更前、下段に変更後をいずれも黒書) したものであること。

森林取得資金認定台帳

年度		認定番号		認定年月日		認定金額	千円
貸付決定番号		貸付決定日		貸付決定金額		千円	
住所							
氏名(名称)							
取得土地	所在地	面積	樹種	林齢	植栽予定年度		
植栽確認	1 本人報告      2 沖縄公庫報告      3 県調査					年 月 日	
	1 補助金交付      2 本人提出書類      3 現地確認(県)						
使途調査	調査日	年 月 日	1 申請どおり使用 2 限度額超過 3 使途外使用(全部、一部)				
	報告日	年 月 日					
	限度額超過、使途外使用に対して講じた措置						
認定取消し日	年 月 日	取消し理由					

## 森林取得資金貸付適格認定通知書

認定日	年 月 日	認定番号		認定金額	千円
償還 条件	利率	一般		特例	
	償還 期限	一般	年		
		特例	年（うち据置期間 年）		
住所					
氏名（名称）					
備考					
<p>年 月 日付け貴殿の申請に対し、本資金の貸付けを受けることが適当であると認定したので通知します。</p> <p>なお、本資金の借入手続（借用証書提出、抵当権設定等）は、沖縄振興開発金融公庫又は同受託金融機関より貸付決定通知書が送付されてから、さきに借入申込みをした金融機関で行ってください。</p> <p>また、裏面記載事項に留意してください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">沖縄県知事</p>					

(裏面)

本資金は、林業経営の規模の拡大を通じて林業構造の改善を積極的に促進するために長期低利の特別に有利な貸付条件で融通される資金です。あなた（貴法人）は、多くの林業者の内から慎重な審査の上選ばれた者であることを認識され、特に下記の諸事項に留意しつつ林業経営改善推進計画の達成に努めてください。

### 留 意 事 項

1. 次のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことがあります。なお、認定が取り消されると、貸付金の繰上償還の措置が講じられます。
  - (1) あなた（貴法人）から認定申請の取下げの申込みがあったとき。
  - (2) あなた（貴法人）から借入申込みの辞退があったとき。
  - (3) あなた（貴法人）の林業経営改善推進計画に事実と反する記載があったとき。
  - (4) 次のいずれかに該当するとき。
    - ア. あなた（貴法人）が取得の日から5年以内に皆伐を行わない計画の森林を取得した場合で、取得の日から5年以内に皆伐を行ったとき。
    - イ. あなた（貴法人）が立木と素地を同時に取得した場合で、当該立木を取得の日から5年以内に皆伐し、皆伐後2年以内に再造林を行う計画である場合、皆伐後2年以内に再造林が行われなかったとき。
    - ウ. あなた（貴法人）が「造林のための土地」を取得した場合で、取得の日から5年以内かつ皆伐の日から2年以内に人工植栽又は天然林改良を行わなかったとき。
    - エ. あなた（貴法人）が新たに締結する分収育林契約に基づき森林を取得した場合で、取得の日から2年以内に育林を行わなかったとき。
    - オ. その他事情変更により林業経営改善推進計画の達成が見込まれなくなったとき。
  - (5) あなた（貴法人）が林業経営改善計画の認定を取り消されたとき。
  - (6) あなた（貴法人）が次の報告事項について報告しなかったとき。
2. 次のいずれかに該当する場合は、繰上償還の他に違約金が徴求されます。
  - (1) 借入金を林業経営改善推進計画に基づく取得以外に使用したとき。
  - (2) 実際の売買価格と林業経営改善推進計画に記載された取得価額が相違するとき。
  - (3) 資金貸付けの契約締結日から3か年以内に転用を目的に譲渡したとき。

### 報 告 事 項

1. あなた（貴法人。(1)の場合は一般継承人）は、資金貸付けの契約締結日から3か年以内に次のような事態が生じた場合には、直ちに県に報告してください。
  - (1) 借受者が死亡したとき。
  - (2) あなた（貴法人）が取得地を転用又は譲渡するとき。
  - (3) あなた（貴法人）が林業経営をやめようとするとき。
2. 「取得後5年以内に皆伐予定の人工林、天然林改良林」を取得した場合は、皆伐及び皆伐跡地への人工植栽が完了したら、「造林のための土地」を取得した場合は、皆伐及び人工植栽又は天然林改良が完了したら速やかに借入窓口の金融機関（森林組合転貸の場合は森林組合）へ様式第12号により報告してください。

森林取得資金貸付適格認定一覧表

認定月日	認定番号	申請者氏名 (名称)	認定金額	利率		償還期限		融資率		限度額			取得面積			うち樹木の 持分の取得			林経営計画 (認定日)	国土利用計画 法第23条届出 に係る勧告	標準伐 期齢	備考
				一般	特例	一般	特認	一般	特認	80%	100%	うち林業経 営改善計画 に基づく特 認	その他 の特認	取得す る森林	要造林地	面積	樹種 林齢	持分 割合				
			千円									ha	ha	ha				年 月 日	有 無			
			千円									ha	ha	ha				年 月 日	有 無			
			千円									ha	ha	ha				年 月 日	有 無			
			千円									ha	ha	ha				年 月 日	有 無			
			千円									ha	ha	ha				年 月 日	有 無			
			千円									ha	ha	ha				年 月 日	有 無			
			千円									ha	ha	ha				年 月 日	有 無			
			千円									ha	ha	ha				年 月 日	有 無			
			千円									ha	ha	ha				年 月 日	有 無			
			千円									ha	ha	ha				年 月 日	有 無			

(注1) 取得しようとする森林のうち、融資率、償還期限及び限度額の特認の要件に該当するものと該当しないものがある場合には、一般及び特認の両方に○を付す。

(注2) 備考欄には、取得後5年以内に皆伐予定の森林の取得を含む場合は「ア」、新たに分取育林契約を締結して取得する森林を含む場合は「イ」を記載する。

林業経営改善推進計画 変更承認書

年 月 日

殿

沖縄県知事

森林取得資金融通事務処理要領第4の2の規定により、年 月 日に変更申請のあった林業経営改善推進計画については、これを適当であると承認する。

林野庁長官 殿

沖縄県知事

森林取得資金認定実績報告書

このことについて、 年度の実績をとりまとめたので次のとおり報告する。

区 分	件 数	金 額
認 定 ①	件	千円
取消し・訂正 ②	件	千円
計 ①－②	件	千円
うち公庫への申込済額	件	千円

(注) 報告期限は、翌年度の5月末日とする。

取得した森林等の施業状況届

沖縄県知事 殿

(郵便番号〇〇)

住所 (Tel )

氏名

代表者氏名 (〇〇年〇〇月〇〇日生)

〇〇年〇〇月〇〇日付け認定番号〇〇をもって森林取得資金貸付適格認定通知のあった件について、森林取得資金融通事務処理要領第5の規定により、その施業状況を下記のとおり報告する。

番号	森林の所在地	取得日	取得森林等の種類											
			取得後5年以内に皆伐予定の人工林、天然林改良林			造林のための土地						新たに締結する分収育林契約に基づき取得する森林		
			面積	皆伐完了日	人工植栽完了日	面積	皆伐完了日	植栽又は天然林改良			面積	育林の内容	育林完了日	
								区分	施業内容	施業完了日				
		年 月 日	m ²	年 月 日	年 月 日	m ²	年 月 日			年 月 日	m ²		年 月 日	
		年 月 日	m ²	年 月 日	年 月 日	m ²	年 月 日			年 月 日	m ²		年 月 日	
		年 月 日	m ²	年 月 日	年 月 日	m ²	年 月 日			年 月 日	m ²		年 月 日	
		年 月 日	m ²	年 月 日	年 月 日	m ²	年 月 日			年 月 日	m ²		年 月 日	

(注) 皆伐及び人工植栽に係る施業状況を報告するときは、次の①～⑤いずれかの写しを提出することで本届出に代えることができるものとする。

- ① 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書
- ② 保安林内伐採許可申請書
- ③ 森林経営計画に係る伐採等の届出書
- ④ 保安林内緊急伐採届出書
- ⑤ 緊急伐採届出書

## 別紙 8

### 林業経営基盤強化資金の取扱いについて

#### 第1 趣旨

材価の低迷等林業を取り巻く厳しい状況の下で、林業の振興及び適切な森林管理の確保を図るためには、林業を営む者が継続的かつ安定的に林業経営を展開することができるよう、資金面からその経営基盤の強化を図り、林業の担い手を育成・確保していくことが重要である。

そのためには、育成・確保すべき林業の担い手に対して、これらの者が林業経営を展開するのに必要な資金を一体的に融通することが重要である。

このため、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。)第3条第1項に規定する林業経営改善計画(以下単に「林業経営改善計画」という。)を達成するのに必要なものとして沖縄振興開発金融公庫(以下「沖縄公庫」という。)が融通する各種資金を一体的に融通することにより、林業の担い手の経営支援等に資するものとする。

#### 第2 林業経営基盤強化資金

沖縄公庫が一体的に融通を行う資金(以下「林業経営基盤強化資金」という。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 林業基盤整備資金(造林)

沖縄振興開発金融公庫法施行令(昭和47年政令第186号。以下「施行令」という。)第2条第1項第1号りに掲げる資金をいう。

(2) 林業基盤整備資金(林道)

施行令第2条第1項第1号ルに掲げる資金をいう。

(3) 農林漁業施設資金(共同利用施設)

施行令第2条第1項第1号ツに掲げる資金をいう。

(4) 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)

施行令第2条第1項第1号ネに掲げる資金(昭和47年8月1日総理府・大蔵省告示第4号(沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件。以下「告示第4号」という。)10の1のハに掲げるものに限る。)をいう。

(5) 林業経営育成資金(森林取得—林地取得)

施行令第2条第1項第1号ワに掲げる資金(告示第4号6の1に掲げるものに限る。)をいう。

(6) 林業経営育成資金(森林取得—分収林取得)

施行令第2条第1項第1号ワに掲げる資金(告示第4号6の2及び同6の3に掲げるものに限る。)をいう。

(7) 林業経営育成資金(育林)

施行令第2条第1項第1号ワに掲げる資金（告示第4号6の4に掲げるものに限る。）をいう。

(8) 林業経営育成資金(生産方式合理化)

暫定措置法第5条第4項に規定する資金をいう。

(9) 森林整備活性化資金

暫定措置法第6条第1項第1号に掲げる資金をいう。

### 第3 貸付け

- 1 沖縄公庫は、林業の担い手の育成・確保の観点から、林業経営改善計画について暫定措置法第3条第1項の認定（変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者が当該林業経営改善計画の目標を達成するのに必要な資金を、必要に応じて、一体的に融通するものとする。
- 2 沖縄公庫は、林業経営基盤強化資金の融通に当たっては、借入希望者の利便性の向上を図る等の観点から、手続の簡素化を図るものとする。

### 第4 留意事項

- 1 林業経営基盤強化資金は、林業経営改善計画について認定を受けた者の経営を資金面から一体的に支援することを目的としているため、使いやすい融資制度とすることを主眼にしているが、沖縄公庫は、沖縄県知事と連携を図り、安易に過大な貸付けとならないよう十分に留意するものとする。
- 2 本通知は、林業経営基盤強化資金を構成する各資金を個別に貸し付けることを妨げるものではない。

## 別紙 9

### 漁業経営の再建整備を図ろうとする沿岸漁業者に対する漁業経営 安定資金の融通事務処理要領

#### 第 1 貸付限度額

沖縄県知事は、「漁業経営の再建整備を図ろうとする沿岸漁業者に対する漁業経営安定資金の融通措置実施要綱」（昭和 55 年 7 月 15 日付け 55 水漁第 3316 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第 4 の 1 に掲げる要件を充足しているかどうかについて、次によりの確に判断して認定を行うものとする。

- 1 要綱第 4 の 1 の「総トン数 5 トン以上の動力船を使用して漁業を営む漁船漁業者に相当する経営規模」とは、当該養殖業等漁船漁業以外の漁業を営む漁業者（以下「養殖業者等」という。以下同じ。）が住所を有する市町村区域内の総トン数 5 トン以上 10 トン未満の動力船を使用して漁業を営む者（以下「漁船漁業者」という。）の経営規模（「漁業収入（ただし、投餌飼育を行う養殖業者については、その漁業収入を 2 分の 1 に減額したもの）」又は、「漁業投下固定資本額」の規模をいう。以下同じ。）の平均とおおむね同程度又はそれ以上の経営規模をいう。ただし、養殖業者等が住所を有する市町村の区域における漁船漁業者の平均経営規模を用いることに著しく支障がある場合は、沖縄県の区域における平均経営規模によることができるものとする。
- 2 要綱第 4 の 1 の（1）の「漁業経営規模又は漁業所得規模の平均規模」とは、海面漁業にあっては漁船漁業、大型定置網漁業、小型定置網漁業及び地びき網漁業に、養殖業にあっては対象養殖種類ごとに漁業種類を区分し、その区分ごとの平均規模によるものとする。ただし、市町村の区域における平均規模をもって認定の要件とすることに著しい支障があると認められる場合は、沖縄県の区域における平均規模によることができるものとする。
- 3 要綱第 4 の 1 の（2）のウの「基幹となっている漁業種類の相当部分を転換し」とは、漁業収入が漁業経営のおおむね過半を占める漁業種類（以下「基幹漁業」という。）について、当該漁業種類の漁業収入のおおむね 5 割程度を他の漁業種類に転換することをいう。ただし、基幹漁業の区分をすることが困難と認められる漁業経営にあっては、当該漁業経営の主たる漁業種類を基幹漁業とみなす。

#### 第 2 漁業経営再建整備計画の認定手続等

- 1 要綱第 5 の 1 の漁業経営再建整備計画（以下「再建整備計画」という。）の認定申請書は、別紙 1 の様式による漁業経営再建整備計画認定申請書（以下「申請書」という。）を提出して行うものとする。

なお、申請書には次に掲げる書類を添付するものとする。

- （1）既貸付金の貸付条件緩和等の措置を約束した債権者がある場合には、その

旨を明らかにした文書及び経営再建整備期間内において再建整備計画の達成に支障を及ぼすような権利の行使をしない等を約束した全債権者からの文書

- (2) 要綱第4の1のただし書に定める貸付限度額の適用を受けようとする者のうち、再建整備計画の認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が参加している団体の直接又は間接の構成員である場合にあっては、その構成員であることを証明する書類
- 2 申請者の所属する漁業協同組合の長又は市町村長（以下「所属組合長等」という。）は申請者から申請書の提出があったときは、その内容を確認するとともに、当該漁業協同組合及び全債権者を構成員とする債権者等会議を開催し、既債務に係る貸付条件緩和措置の妥当性等について協議の上、別紙2の様式による意見書を添えて沖縄県知事に提出するものとする。
- 3 沖縄県知事は、所属組合長等から申請書の提出を受けたときは、書類審査等を行い、申請書記載内容を確認するものとする。
- 4 沖縄県知事は、再建整備計画の認定に当たっては、水産主務課、沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）、水産業協同組合法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会並びに関係融資機関を構成員とする協議の場を設け、その場において、構成員全員の合意を得るものとする。
- 5 沖縄県知事は、毎四半期ごとに再建整備計画の認定の実績をとりまとめの上、別紙3の様式により翌月末日までに水産庁長官に報告するものとする。

### 第3 再建整備計画の指導等

- 1 借入漁業者は、再建整備計画の達成期間中、毎年度、沖縄県知事が定める様式による漁業経営再建整備状況報告書（以下「報告書」という。）を作成し、所属組合長等の確認を受けた上、所属組合長等を経由して沖縄県知事に提出するものとする。
- 2 沖縄県知事は、1に基づく報告書を受理したときは、その内容を検討し、公庫等関係機関の意見を聴いた上、再建整備計画の達成上から必要があると認めるときは借入漁業者に対して、必要な改善措置を勧告し又は再建整備計画の達成ができないと認めるときは認定を取り消すものとする。
- 3 沖縄県知事は、2に基づく再建整備計画の取消しを行った場合は、所属組合長等を経由して借入漁業者に通知するとともに、その旨を公庫（公庫の受託金融機関を含む。）に通知するものとする。

知 事 殿

住 所  
氏 名

漁業経営再建整備計画認定申請書

漁業経営安定資金（再建整備資金）の借入れを必要としますので、次の漁業経営再建整備計画の認定を申請します。

漁業経営再建整備計画										
再建整備資金必要額の内容				負債整理			経営整備			
				円			円			
経営再建整備期間				年 月 日 ~			年 月 日			
経営再建整備を必要とする理由：										
世帯員 (年雇を含む)	氏名	続柄	年齢 (満)	漁業従事 日数	漁業以外に働く(注1)			備考		
		経営主	歳	日	仕事名	日数	所得			
							千円			
経営の状況	使用漁船				養殖方法別施設数(注2)					
	無動力船		動力船		水産物名	はまち	のり	かき		
	隻数	トン数	隻数	トン数	PS					
						養殖規模				
経営再建整備内容	現況				再建整備後					
	業種名及び漁獲(収穫)物名	生産量	生産金額		業種名及び漁獲(収穫)物名	生産量	生産金額		業種の転換経営の合理化等の内容	
			千円				千円			
漁業所得の内容	現況				再建整備後					
	漁業収入	所得	所得率		漁業収入	所得	所得率			
	千円	千円	%		千円	千円	%			

		現 況	再建整備後	備 考					
漁家経済の内容	漁業所得 a	千円	千円						
	漁業外所得 b (注3)								
	被贈扶助等 c (注4)								
	漁家所得 (a+b+c) d								
	租税公課諸負担等 e (注5)								
	可処分所得 (d-e) f								
	借入金償還額 g								
	家計費 h								
経済余剰 (f-g-h) i									
負債の内容	借入先 (注6)	負債原因	借入条件			借入金の現在残高	左のうち再建整備資金による整理額	借入条件緩和措置等の内容	
			借入年月日	償還期間	利率				借入金額
	漁業負債				%	千円	千円	千円	
	計								
	漁業外負債								
	計								
合計									
経営整備費の内容	経営費の内訳	必要資金額	左の資金計画				再建整備資金で対応せざるを得ない理由		
			自己資金	補助金・制度資金		再建整備資金			
		制度名		金額					
	初年度	千円	千円		千円	千円			
	最終年度	千円	千円		千円	千円			

借入金償還額（利息を含む）内容	現況	再 建 整 備 期 間 中 （円）				
		初年	2年	3年	4年	5年
漁業借入金	円					
	再建整備資金					
	計					
漁業外借入金						
	計					
合 計						
借入希望条件	償 還 期 間	左のうち据置期間	据置期間中の利息		据置期間中の年賦金	
	年	年	円		円	
特記事項						

〔記載上の留意事項〕

- 注1 現在、行っている出稼ぎ、日雇労務の他に自営業（農業等）も含む。
- 注2 はまち養殖については「小割式〇面」、のり養殖については「支柱式〇柵」、かき養殖については「いかだ式〇台」等と記載する。
- 注3 申請者の漁業外所得を記載する。
- 注4 他の世帯員からの入金、世帯員外からの送金、預金利子等のほか雑収入額も含む。
- 注5 税金、寄付金、共済掛金、社会保険料、団体負担金、社寺費、組合費等の額を記載する。
- 注6 制度資金についてはその資金名を記載する。

知 事 殿

住 所  
名 称  
代表者名

漁業経営再建整備計画認定申請書

漁業経営安定資金（再建整備資金）の借入れを必要としますので、次の漁業経営再建整備計画の認定を申請します。

漁業経営再建整備計画										
再建整備資金必要額の内容				負債整理			経営整備			
				円			円			
経営再建整備期間				年 月 日 ~			年 月 日			
経営再建整備を必要とする理由：										
法人の概要	資本金		社長等の氏名（年齢）		従業員数		漁業以外の事業内容			
	百万円									
経営の状況	使用漁船				養殖方法別施設数（注1）					
	無動力船		動力船		水産物名	はまち	のり	かき		
	隻数	トン数	隻数	トン数						
						養殖規模				
経営再建整備内容	現 況				再 建 整 備 後					
	業種名及び漁獲（収穫）物名		生産量	生産金額	業種名及び漁獲（収穫）物名		生産量	生産金額	業種の転換経営の合理化等の内容	
				千円				千円		
事業収入の内容	現 況				再 建 整 備 後					
	総事業収入	沿岸漁業による事業収入①	沿岸漁業による純利益②	利益率 ② / ① × 100	総事業収入	沿岸漁業による事業収入①	沿岸漁業による純利益②	利益率 ② / ① × 100		
	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%		

経営内容			現 況		再建整備後		備 考		
	沿岸漁業による純利益 a		千円		千円				
	沿岸漁業以外の純利益 b								
	純利益の合計 (a+b) c								
	減価償却費 d								
	借入金の償還財源 (c+d) e								
	借入金償還額 f								
差引余剰 (e-f) g									
負債内容	借入先 (注2)	負債原因	借入条件				借入金の 現在残高	左のうち再建 整備資金によ る整理額	借入条件緩和 措置等の内容
			借入 年月日	償還 期間	利率	借入金額			
	漁業負債				%	千円	千円	千円	
	計								
	漁業外負債								
	計								
	合計								
経営整備費の内容	経営費の内訳	必要 資金額	左の資金計画				再建整備資金で対応 せざるを得ない理由		
			自己資金	補助金・制度資金		再建整備資金			
		制度名		金額					
	初年度	千円	千円			千円	千円		
	最終年度	千円	千円			千円	千円		

借入金償還額（利息を除く）内容	現況	再 建 整 備 期 間 中 (円)				
		初年	2年	3年	4年	5年
漁業借入金	円					
	再建整備資金					
	計					
漁業外借入金						
	計					
合 計						
借入希望条件	償 還 期 間	左のうち据置期間	据置期間中の利息		据置期間中の年賦金	
	年	年	円		円	
特記事項						

〔記載上の留意事項〕

注1 はまち養殖については「小割式〇面」、のり養殖については「支柱式〇柵」、かき養殖については「いかだ式〇台」等と記載する。

注2 制度資金についてはその資金名を記載する。

漁業経営再建整備計画の認定申請に関する意見書

〇〇漁業協同組合組合長等

申請者	住所			漁業協同組合等受理年月日										
	氏名			意見書提出年月日										
承認の要件	要件		確認		備考									
	①	申請者(60歳以上の場合は後継者)が現に主として漁業に従事している	従事している	従事していない										
	②	漁業所得が総所得の過半を占めている	占めている	占めていない										
	③	漁業経営に対する意欲が高い	高い	低い										
	④	漁業経営再建整備計画書の記載内容	正しい	相違する										
	⑤	漁業経営再建整備の達成の見込	ある	ない										
特認の要件	1. 認定を受けた資源管理に				資源管理の認定年月日 年 月 日 本人が所属している団体名									
	①	本人が参加している	参加している	参加していない										
	②	本人が所属している団体が参加している	参加している	参加していない										
	③	本人が所属している団体が間接的に参加している	参加している	参加していない										
	2.					地域の平均漁業経営規模 地域の平均漁業所得規模 〔漁船動力 トン PS 養殖 罟〕 構造改善地域名 〇〇地域 指定 年 月 日 事業実施年度 〇年度～〇年度								
	①	漁業経営規模(漁業所得規模)	平均規模以上	平均規模に満たない										
②	再建整備計画が ア 未利用資源等開発関係 イ 高度漁業技術導入関係 ウ 基幹漁業転換・資源培養管理漁業推進関係	該当する	該当しない											
③	総トン数5トン以上の漁船漁業者又はそれに相当する平均経営規模とおおむね同程度もしくはそれ以上の漁業経営者				<table border="1"> <tr> <td></td> <td>地域の5トン以上10トン(動力船)未満の平均経営規模</td> <td>申請者</td> </tr> <tr> <td>漁業収入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>漁業投下固定資本額</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		地域の5トン以上10トン(動力船)未満の平均経営規模	申請者	漁業収入			漁業投下固定資本額		
		地域の5トン以上10トン(動力船)未満の平均経営規模	申請者											
漁業収入														
漁業投下固定資本額														
ア	総トン数5トン以上の漁船漁業者	該当する	該当しない											
イ	ア以外の漁業者で、平均経営規模がアに相当する	該当する	該当しない											
貸付条件	申請		漁業協同組合等の意見		意見の根拠									
	借入金額	円	円											
	償還期間	年	年											
	据置期間	年	年											
債権者等会議の内容	出席者名	協議した事項		左の協議結果										
総合意見														

漁業経営再建整備計画の認定申請に関する意見書

〇〇漁業協同組合組合長等

申請者	住所	漁業協同組合等受理年月日				
	氏名	意見書提出年月日				
承認の要件	要件		確認		備考	
	① 無動力船又は総トン数20トン未満の動力船を使用している(漁船漁業者)	使用している	使用していない			
	② 沿岸漁業による事業収入が総事業収入の過半を占めている(漁船漁業以外の者)	占めている	占めていない			
	③ 漁業経営に対する意欲が高い	高い	低い			
	④ 漁業経営再建整備計画書の記載内容	正しい	相違する			
	⑤ 漁業経営再建整備の達成の見込	ある	ない			
特認の要件	1. 認定を受けた資源管理に				資源管理の認定年月日 年 月 日 申請者が所属している団体名	
	① 申請者が参加している	参加している	参加していない			
	② 申請者が所属している団体が参加している	参加している	参加していない			
	③ 申請者が所属している団体が間接的に参加している	参加している	参加していない			
	2.					地域の平均漁業経営規模 地域の平均漁業所得規模 千円 〔漁船動力 トン PS 養殖 欄〕
	① 漁業経営規模(漁業所得規模)	平均規模以上	平均規模に満たない		構造改善地域名 〇〇地域 指定 年 月 日 事業実施年度 〇年度～〇年度	
② 再建整備計画が						
ア 未利用資源等開発関係	該当する	該当しない				
イ 高度漁業技術導入関係	該当する	該当しない				
ウ 基幹漁業転換・資源培養管理漁業推進関係	該当する	該当しない				
③ 総トン数5トン以上の漁船漁業者又はそれに相当する平均経営規模とおおむね同程度もしくはそれ以上の漁業経営者						
ア 総トン数5トン以上の漁船漁業者	該当する	該当しない				
イ ア以外の漁業者で、平均経営規模がアに相当する	該当する	該当しない				
貸付条件		申請	漁業協同組合等の意見	意見の根拠		
	借入金額	円	円			
	償還期間	年	年			
	据置期間	年	年			
債権者等会議の内容	出席者名	協議した事項		左の協議結果		
総合意見						

水産庁長官 殿

都道府県知事 氏 名

漁業経営再建整備計画認定実績報告書

このことについて、〇〇年度の第〇四半期の実績を取りまとめたので次のとおり報告する。

漁業協同 組合名等	件 数	公庫資金	う ち 特 認				
			件 数	公庫資金	要 件		
					未利用資源 等開発関係	高度漁業技 術導入関係	基幹漁業転換・ 資源培養管理漁 業推進関係

注：個人にあつては1,500万円、法人にあつては3,000万円を超える借入れについては「うち特認」の欄に  
（ ）書でうち数を記入すること。



## 別紙 10

産業動物診療施設の整備を実施するために必要な農林漁業施設資金の取扱いについて

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和 47 年政令第 186 号）第 2 条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和 47 年 8 月 1 日総理府・大蔵省告示第 4 号）第 18 号の 3 に規定する産業動物に係る獣医療に関する技術の高度化に際して必要となる診療施設の機器の種類は次のとおりとする。

### 1 検体成分自動分析機器

血液生化学分析装置、血液電解質分析装置、高速液体クロマトグラフ、原子吸光分光光度計、自動血球計算器、牛乳中体細胞測定装置その他の生体成分の自動分析に必要な機器

### 2 生体画像診断機器（心電心音診断機器を含む。）

ファイバースコープ、X線装置、超音波診断装置、心電心音計その他の生体を直接又は間接的に観察・診断するために必要な機器

### 3 感染症免疫診断機器（形態学的診断機器及び培養機器を含む。）

酵素抗体測定装置、蛍光顕微鏡、写真撮影顕微鏡装置、嫌気性菌培養装置その他の病原学的診断をするために必要な機器

### 4 理化学的治療機器

レーザー装置、ガス麻酔器その他の理化学的治療に必要な機器

### 5 受精卵移植機器

マイクロマニピレーター、プログラムフリーザーその他の受精卵移植に必要な機器



漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第9条に基づく  
金融措置の取扱いについて

第1 貸付対象資金

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号。以下「法」という。）第9条各号に掲げる資金は、沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和47年8月1日総理府・大蔵省告示第4号。以下「告示」という。）第8号及び第9号で定められた資金とする。

なお、告示については、次の点に留意すること。

- 1 告示第8号3に規定する「水産物の需要を開拓するための新たな水産加工品等の調査及び開発に必要な資金」には、情報処理及び通信用機器の取得に必要な資金は含まれないものとする。
- 2 告示第8号4に規定する「漁業経営の改善のための措置の実施によって必要となる薬品費、艀装費その他の費用（水産物の生産、流通、加工又は販売に必要なものに限る。）に充てるのに必要な資金」には、研修・研究費用及び経営コンサルタントの利用に必要な資金は含まれないものとする。
- 3 告示第9号1に規定する「遠洋かつお・まぐろ漁業を営む者」とは、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則（昭和51年農林省令第24号。以下「規則」という。）第6条第5号に掲げる漁業のうち、総トン数120トン以上の動力漁船によるものの許可又は起業の認可を受けている者をいい、「当該漁業に使用することを廃止する」とは、規則第6条第5号に掲げる漁業のうち、総トン数120トン以上の動力漁船によるものの許可等を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、かつ、当該船舶に係る許可等を前提とした当該漁業の許可等の申請が行われない場合をいう。

第2 貸付けの実施期間

法第9条第1号に係る資金の貸付けの実施期間は、改善計画に定める実施期間とし、同条第2号に係る資金の貸付けの実施期間は整備計画に定める実施期間とする。

第3 関係金融機関との連携

行政庁（農林水産大臣又は沖縄県知事をいう。）は、改善計画制度及び整備計画制度の適切かつ円滑な実施を確保するため、沖縄振興開発金融公庫、農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会等関係融資機関との連携を緊密にするものとする。



沖縄振興開発金融公庫による中山間地域活性化資金（加工流通施設関係）  
の運用について

第1 貸付けの相手方

- 1 中山間地域農林畜水産物又はその加工品の販売の事業を営む者については、沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号及び第2号に規定する農林漁業者が当該事業を営む場合を除き、会社にあつては資本金又は出資の総額が1,000万円（卸売業者にあつては、3,000万円）以上、個人にあつては常時使用する従業員の数が50人（卸売業者にあつては100人）以上のものに限定するものとする。

なお、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第2条第1号に規定する生活衛生関係営業者のうち、資本の額又は出資の総額が5,000万円（食肉卸売業又は氷雪卸売業を主たる営業とする者については7,000万円）以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人（食肉卸売業又は氷雪卸売業を主たる営業とする者については100人）以下の会社若しくは個人は、自ら生産した中山間地域農林畜水産物又はその加工品を主たる販売品目として、その販売の事業を行う同号に規定する生活衛生関係営業者であつて、農林漁業を主として営む者を除き、貸付けの相手方としないものとする。

- 2 中山間地域農林畜水産物の二次、三次の製造、加工業者にあつては使用する原材料が、中山間地域農林畜水産物又はその加工品の販売業者にあつてはその販売品目が、それぞれ中山間地域農林畜水産物又はその加工品であることが契約書等により確認できるものに限定するものとする。

第2 貸付対象施設

この資金の貸付対象施設は、次に掲げる施設とする。

なお、貸付対象施設については、貸付けの相手方となる者が新商品の研究開発等を行うのに真に必要とする施設に限定することとし、当該施設が新商品の研究開発等を行うのに真に必要なものであるかの判断については、個々の施設ごとに行うものとする。

ア 新商品又は新技術の研究開発又は利用に必要な施設

試験研究施設、新商品製造・加工施設等①（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する商品若しくは技術の開発又は②開発された当該商品であつて市場に定着していないと認められるものの製造・加工若しくは販売の開始若しくは開発された当該技術であつてそれによる製造・加工若しくは販売が定着していないと認められるものを利用した製造・加工若しくは販売の開始に必要な施設をいう。

（ア）内容、形態等からみて新規性があると認められる商品又はそれを製造・加工若しくは販売するための技術

（イ）従来の商品に比して相当程度高い品質を有する商品を製造・加工又は販売するための

## 技術

(ウ) 従来の方法に比して相当程度低いコストによる商品を製造・加工又は販売するための技術

### イ 需要の開拓に必要な施設

アンテナショップ、展示場等中山間地域農林畜水産物又はその加工品の新たな需要の創出又は需要の拡大に必要な施設をいう。

## 第3 貸付けの手続

1 借受申込者が沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）に提出する新商品の研究開発等に関する計画（以下「事業計画」という。）の様式は、別紙に定めるとおりとする。

2 (1) 株式会社日本政策金融公庫による中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱の制定について（平成2年4月6日付け2農経A第336号農林水産事務次官依命通知（以下「措置要綱」という。））第2の1の「中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるもの」とは、別記基準に該当するものとし、公庫は、資金の貸付けに当たっては、措置要綱第3の2の農林水産省農村振興局長が別に定める場合を除き、あらかじめ、申込に係る貸付けが当該基準に該当するか否かについて関係地方公共団体の長及び必要に応じ関係農林漁業団体の意見を求めることとする。

なお、公庫は、別記基準の2に該当しない場合であっても、新商品の研究開発等を行うことにより、中山間地域農林畜水産物の契約生産面積、契約農林漁業者数又は契約農林漁業者の販売収入等の増加が相当程度見込まれ、中山間地域の農林漁業の振興に特に資するものと認められるときは、農林水産大臣に中山間地域の農林漁業の振興に資する旨の認定を受けることができる。

(2) 措置要綱第3の2の「農林水産省農村振興局長が別に定める場合」とは、貸付けの対象となる事業が、措置要綱第2の1の(2)の事業である場合（以下に掲げる施設の改良、造成又は取得（以下「施設の改良等」という。）を行う場合を除く。）とする。

ア 施設の改良等を行うに当たり、農地法（昭和27年法律第229号）による許可が必要な施設

イ 措置要綱第1の2において定める中山間地域において、敷地面積が9,000㎡以上又は建築物の建築面積が3,000㎡以上の施設（措置要綱に基づく貸付資金を活用した施設の改良等により敷地面積又は建築物の建築面積が増加した結果、敷地面積が9,000㎡以上又は建築物の建築面積が3,000㎡以上となる場合を含む。）

ウ 新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に必要な施設

3 公庫は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第2条第2項に規定する営業者が行う店舗（客に対して飲食料品の提供を行う店舗をいう。）の設置（新設又は増設に係るものをいう。）に係る資金の貸付けを行う場合にあっては、公衆衛生の維持向上を図る観点から適切である旨の沖縄県知事の推薦を受けたものに対するのみ行うものとする。

- (1) 推薦の申請は、公庫を経由して行うこととし、当該申請を受けた農林水産担当部局は公衆衛生担当部局と十分に連絡調整するものとする。
  - (2) 沖縄県知事は、申込者からの推薦の申請がなされた場合は、当該申請に係る資金の貸付けの内容が次に掲げる基準に該当するかどうかを審査し、推薦することが適当であると認めるものについては、推薦書を公庫を経由して申込者に交付するものとする。

審査の結果、推薦することができないものについては、理由を付して公庫を経由して申込者に通知するものとする。

    - ア 公衆衛生に関する法令の趣旨及び行政方針に合致するものであること。
    - イ 申込者が過去3年間において公衆衛生に関する法令に違反し、又は行政処分を受けたことがないものであること。
    - ウ 申込者の店舗の設置について、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第5条の調査の申出又は第6条の調整の申出等の事業活動の調整に関する問題が生じていないこと。
- 4 公庫は、港湾区域（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項の港湾区域をいう。以下同じ。）、港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地、臨港地区（港湾法第2条第4項の臨港地区をいう。）及び港湾隣接地域（港湾法第37条第1項の港湾隣接地域をいう。）内における施設の設置、改良、造成又は取得に対して中山間地域活性化資金（加工流通施設関係）の貸付けを行う場合には、当該貸付けに係る事業を円滑に推進するため、当該貸付けに係る施設の設置等が行われる地域を管轄する港湾管理者と協議を行うものとする。

#### 第4 報告

公庫は貸付後3年目に借受者から中山間地域農林畜水産物又はその加工品の使用、販売実績中間報告書を徴収の上、使用量又は販売量が事業実施後5年以内に概ね20%以上増加することが確実であるか確認するとともに、事業実施後5年後に最終報告書を徴収し、概ね20%以上増加したか確認するものとする。

中間報告において既に20%に達し、以後も使用量又は販売量が維持増加することが確実であると認められる場合には、最終報告を徴収することは省略して差し支えないものとする。

他方、中間報告等において、概ね20%以上増加する見通しが立たなくなった場合（予期せぬ市場の変化、災害、事故等自己の責によらないものに限る。）、その理由を明らかにするとともに、事業計画の変更など所要の指導を行うことができるものとする。

最終報告において、概ね20%以上増加しなかった場合には、その理由等を明らかにするとともに、所要の指導を行うものとする。

#### 第5 その他の留意事項

この資金の貸付対象となる製造・加工若しくは販売の事業、中山間地域農林畜水産物の加工品、新商品及び新技術は農林水産省所掌のものに限定されるものとする。

(別記基準)

当該事業計画が中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものとは、1、2及び3に該当するものとする。

- 1 申込者が中山間地域の農林漁業者と1年以上の安定的な取引契約、業務提携契約等を締結していること。
- 2 申込者が次のいずれかに該当していること。
  - (1) 申込者が中山間地域農林畜水産物又はその加工品を従前から取り扱っている場合は、新商品の研究開発等を行うことにより、当該中山間地域農林畜水産物又はその加工品の使用量又は販売量が事業実施後5年以内に概ね20%以上増加することが確実に見込まれること。
  - (2) 申込者が中山間地域農林畜水産物又はその加工品を新規に取り扱う場合は、3以上の農林漁業者との1年以上の安定的な取引契約、業務提携契約等により、当該中山間地域農林畜水産物又はその加工品の使用量又は販売量が最初の使用又は販売後5年以内に概ね20%以上増加することが確実に認められること。
- 3 当該計画が中山間地域の農林漁業の現状、今後の見通し等からみて、中山間地域の農林漁業の振興に資するものであり、国、沖縄県の生産対策等と調和のとれたものであること。

記載要領

- 1 流通施設の場合、「原料」又は「製品」は、「取扱品目」と読み替えるものとする。
- 2 「原料農林畜水産物等」の「等」は、農林畜水産物の加工品を指す。
- 3 生産者との契約（原料購入契約、基本取引契約、栽培契約等）の写しを添付して下さい。
- 4 (4)の「上記中山間地域から調達する原料農林畜水産物等名」は、主要な製品の主要な原料農林畜水産物名を記入して下さい。
- 5 中山間地域の農林畜水産物又はその加工品を新規に取り扱う業者の方は、(4)の「上記原料調達計画」欄の「実績〔 年度〕」欄を「初年度〔 年度〕」に修正して記入して下さい。
- 6 「その他の参考事項」欄には、中山間地域の農林漁業者の農閑期の雇用計画と実績等につき、適宜記載して下さい。

## 新商品の研究開発等に関する計画（加工・流通）

年 月 日

(1) 申請者の現況	住所 氏名又は名称 (法人にあっては代表者)					電話番号		
						設立年月日		
	資本金	千円	常時使用する従業員数	人	営業内容		年商	百万円
	既存設備の状況	施設の名称		所在地		事業内容等	能力等	備考
農林漁業を併せ行う場合その内容	経営作目・内容		経営規模		売上高（又は所得）に占める当該農林漁業の割合			

(2) 事業内容	事業種類	1. 新商品・新技術の開発・利用	2. 需要開拓
	目的		
	概要	(新商品・新技術の内容、需要開拓の方法等)	

(3) 事業・資金計画	融資対象施設設置 予定地				事業実 施期間	年 月～ 年 月			
	区分	構造・ 能力・ 規模等	事業費		資金計画	区分	金額		備考
			全体	うち 当年度			全体	うち 当年度	
	土地					公庫資金			
	建物					その他の 借入金			
	機械 装置					自己資金			
	その他					その他			
計				計					

(4) 中山間地域からの原料調達状況等	安定的な取引を行う中山間地域（市町村）名						
	上記中山間地域から調達する原料農林畜水産物等名		（ ） （ ）				
	上記原料調達計画	原料名	調達先	実績〔年度〕	計画〔5年目〕	伸び率	購入契約等の内容
		地域内		t	t	%	(調達先名・期間等)
			小計				
		全体					
		地域内		t	t	%	(調達先名・期間等)
			小計				
	全体						

その他の参考事項	
----------	--

## 新商品の研究開発等に関する計画（加工・流通）【変更】

年 月 日

(1) 申請者の現況	住所 氏名又は名称 (法人にあっては代表者)					電話番号		
						設立年月日		
	資本金	千円	常時使用する従業員数	人	営業内容		年商	百万円
	既存設備の状況	施設の名称		所在地		事業内容等	能力等	備考
農林漁業を併せ行う場合その内容	経営作目・内容		経営規模		売上高（又は所得）に占める当該農林漁業の割合			

(2) 事業内容	事業種類	1. 新商品・新技術の開発・利用	2. 需要開拓
	目的		
	概要	(新商品・新技術の内容、需要開拓の方法等)	

(3) 事業・資金計画	融資対象施設設置 予定地				事業実 施期間	年 月～ 年 月			
	区分	構造・ 能力・ 規模等	事業費		資金計画	区分	金額		備考
			全体	うち 当年度			全体	うち 当年度	
	土地					公庫資 金			
	建物					その他の 借入金			
	機 械 装 置					自 己 資 金			
	その他					その他			
計				計					

(4) 中山間地域からの原料調達状況等	安定的な取引を行う中山間地域（市町村）名						
	上記中山間地域から調達する原料農林畜水産物等名		（ ） （ ）				
	上記原料調達計画	原料名	調達先	実績 〔年 度〕	計画 〔5 年目〕	伸び 率	購入契約等 の内容
		地域内		t	t	%	(調達先名・期間等)
		小計					
全体							
		地域内		t	t	%	(調達先名・期間等)
		小計					
全体							

その他の参考事項	
----------	--

沖縄振興開発金融公庫による中山間地域活性化資金（保健機能増進施設関係）  
の運用について

第1 貸付けの相手方

- 1 中山間地域内において保健機能増進施設を設置する者は、農林漁業者（沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号及び第2号の農林漁業者をいう。以下同じ。）又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者とする。
- 2 沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）は、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第2条第1号に規定する生活衛生関係営業者のうち、資本の額又は出資の総額が5,000万円（食肉卸売業又は氷雪卸売業を主たる営業とする者については7,000万円）以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人（食肉卸売業又は氷雪卸売業を主たる営業とする者については100人）以下の会社若しくは個人は、自ら生産した中山間地域農林畜水産物又はその加工品を主たる販売品目として、その販売の事業を行う同号に規定する生活衛生関係営業者であって、農業（畜産業、養蚕業を含む。）、林業又は漁業を主として営む者を除き、中山間地域活性化資金（保健機能増進施設関係）の貸付けの相手方としないものとする。

第2 貸付対象施設

中山間地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であって農林漁業の振興に資するもの（以下「保健機能増進施設」という。）については、農地、森林、漁場等農林水産物の生産が行われる場である農林漁業資源の中に位置するか又は隣接する施設であって、農林漁業資源と一体的に利用されるもののうち、農林水産省所掌であるものとする。

第3 貸付けの手続

- 1 借入希望者が公庫に提出する保健機能増進施設の設置に関する計画の様式は、別紙に定めるとおりとする。
- 2 公庫は、港湾区域（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項の港湾区域をいう。以下同じ。）、港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地、臨港地区（港湾法第2条第4項の臨港地区をいう。）及び港湾隣接地域（港湾法第37条第1項の港湾隣接地域をいう。）内における施設の設置、改良、造成又は取得に対して中山間地域活性化資金（保健機能増進施設関係）の貸付けを行う場合には、当該貸付けに係る事業を円滑に推進するため、当該貸付けに係る施設の設置等が行われる地域を管轄する港湾管理者と協議を行うものとする。
- 3 公庫は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第2条第2項に規定する営業者が行う店舗（客に対して飲食料品の提供を行う店舗をいう。）

の設置（新設又は増設に係るものをいう。）に対して、中山間地域活性化資金（保健機能増進施設関係）を貸し付けるに当たっては、公衆衛生の維持向上を図る観点から適切である旨の沖縄県知事による推薦を受けた者に対してのみ行うものとする。

(1) 推薦の申請は、公庫を経由して行うこととし、当該申請を受けた農林水産担当部局は公衆衛生担当部局と十分に連絡調整するものとする。

(2) 沖縄県知事は、申込者からの推薦の申請がなされた場合は、当該申請にかかる資金の貸付けの内容が次に掲げる基準に該当するかどうかを審査し、推薦することが適当であると認められるものについては、推薦書を公庫を経由して申込者に交付するものとする。

また、審査の結果、推薦することができないものについては、理由を付して公庫を経由して申込者に通知するものとする。

ア 公衆衛生に関する法令の趣旨及び行政方針に合致すること。

イ 申込者が過去3年間において公衆衛生に関する法令に違反し、又は行政処分を受けたことがないものであること。

ウ 申込者の店舗の設置について、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第5条の調査の申出又は第6条の調整の申出等の事業活動の調整に関する問題が生じていないこと。

4 公庫は、総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）第4条第2項第3号の重点整備地区において、総合保養地域整備法第7条の同意基本構想に掲げられている特定施設（総合保養地域整備法第2条第1項の特定施設をいう。以下同じ。）以外の特定施設を設置する者に中山間地域活性化資金（保健機能増進施設関係）を貸し付けるに当たっては、当該特定施設の所在する沖縄県の総合保養地域整備法担当部局に事前に協議するものとする。

別 紙

事業計画書（保健機能増進）

年 月 日

(1) 申請者の現況	住 所 氏名・名称 (代表者)				電話番号 生年月日又は 設立年月日			
	資本金	千円	常時使用する 従業員 数	人	営業内 容	売上高	百万円	
	既存施 設の状 況	施設の名称		所 在 地		営業内容等	備考	
	農林漁 業を併 せ行う 場合そ の内容	経営作目・内容		経 営 規 模		売上高	備考	

(2) 事業内容	事業地	所在地	
		地域区分	1. 総合保養地域整備法（昭和 62 年法律第 71 号）第 4 条第 2 項第 3 号の重点整備地区 2. 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 3 項の港湾区域等（注） 3. 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の市街化区域 4. 3 以外の都市計画区域 5. 上記以外の地域
	事業の目的及び計画概要		(農林漁業資源の活用の内容等)

(3) 事業・資金計画	区分	構造・能力・規模等	事業費		事業実施期間	年 月～ 年 月		備考 金利・償還期限等
			全体	うち 当年度		金額	うち 当年度	
					資金計画	区分	金額	
							全体	
						公庫資金		
						その他の借入金		
						自己資金		
						その他		
						計		

(4) 農林漁業資源の利用形態	1. 所有権に基づく利用 2. 所有権以外の権利 ( ) に基づく利用 3. 農林漁業者との契約に基づく利用 (生産物採取契約等)						
	利用する施設						
(5) 中山間地域農林畜水産物の利用計画	使用・取扱農林畜水産物等						
	使用・取扱量						
	うち中山間地域内のもの						

(注) 等とは、港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地、港湾法第2条第4項の臨港地区及び港湾法第37条第1項の港湾隣接地域をいう。



別紙 14

沖縄振興開発金融公庫による中山間地域活性化資金（生産環境施設関係）  
の運用について

借入希望者が沖縄振興開発金融公庫に提出する生産環境施設の整備に関する計画の様式は別紙のとおりとする。

別 紙

事業計画書（生産環境施設）

年 月 日

(1) 申請者の概要	住所 氏名・名称(代表者)				電話番号		
					生年月日 又は設立年月日		
	個人の場合	経営作目 ・内容等		経営規模		年間生産額	
	法人・団体の場合	出資者・構成員(注)		出資者・構成員数	出資額	備 考	
		計					
		設立目的					
農林漁業を行う場合その内容	経営作目・内容等		経営規模		年間生産額		

(2) 事業内容	(事業の目的及び計画概要・農林漁業生産環境改善への効果等)
----------	-------------------------------

(3) 事業計画	施設設置予定地				事業実施期間		年 月～ 年 月		
	事業内容	区分	構造・能力・ 規模等	事業費		資金計画	区分	金額	備考
		土地		全体	当年度				
		建物	千円	千円	計				
		機会施設 その他							
	計								
受益者数又は利用者数					受益地域・面積				

(4) 維持管理	維持管理の主体		
	維持管理の方法 ( 管理規定の内容 ) ( 費用の負担方法等 )		

(5) その他参考	
--------------	--

(注) 農林漁業者、その組織する法人（農協等）、地方公共団体、その他の者に区分して記入してください。

<添付書類>申請者が法人・団体の場合、定款・規約等



別紙 15

卸売市場近代化施設に係る食品流通改善資金融通措置要綱の運用について

別紙 1 別添 10（卸売市場近代化施設に係る食品流通改善資金融通措置要綱）第 3 の 2 の(3)により食料産業局長が別に定めるものは、次に掲げるもの以外のものに係る貸付けとする。

- 卸売市場施設
  - ① 市場の新設、移転又は全面改築
  - ② 用地の取得
  - ③ 卸売場、仲卸売場面積の増加
  - ④ 冷蔵庫、倉庫、関連商品売場の新設
  - ⑤ 付設集卸売場の整備
- 卸売業者及び仲卸業者施設
  - ① 用地の取得
  - ② 場外施設の新設
- その他特に融資機関が農林水産大臣又は都道府県知事に対して確認の通知を求め  
るもの